

第6章 自然共生社会の推進

第6章では、自然共生社会の推進の取組について掲載しています。

私たちは、自然から多くの恵みを受けて生活しています。この恵みを将来にわたって持続的に利用するために、生物多様性の保全をはじめとした自然と共生するための様々な施策を行っています。

◆目指す姿

- 県民一人一人や事業者が生物多様性の重要性を認識し、暮らしの中や事業活動において常に生物多様性に配慮した行動がとられている社会。
- 豊かな自然の保全と社会経済活動が両立し、人と生きものが環境の中で一つにつながり、健やかにともに生きることにより成立した里地里山や里海等の地域、文化が保全される等、生物多様性の恵みを持続的に享受できる社会。
- 地域の自然や生きものに关心を持つ人々が増え、また、自然資本から得られる生物多様性の恵みが重要な地域資源として見直され、人々の郷土愛を育んでいる社会。

◆指標

指標項目	計画策定時	目標	進捗
生物多様性プラットフォーム (ホームページ)のアクセス数	177,391 件 令和 2(2020)年度	384,200 件 令和 8(2026)年度	374,054 件 令和6(2024)年度
平尾台自然観察センターの 利用者数	39,980 人 平成 30(2018)年 度	44,000 人 令和 8(2026)年度	1,210 人 令和6(2024)年度 ※令和 6 年度はリニューアル工事により休館したため、イベント参加者等のみの数
農地等の維持・保全に 取り組む面積	41,545 ha 令和 2(2020)年度	42,180 ha 令和 8(2026)年度	42,019 ha 令和6(2024)年度

第1節 自然環境の現況

【自然環境課、農山漁村振興課】

本県は、山、川、海が相互に影響を及ぼしながら豊かな自然環境を形成し、多くの動植物による様々な生態系が形作られています。これらの恵まれた自然を未来に引き継ぐことは、現代に生きる我々に課せられた責任であると言えます。

1 地形

本県は、筑前海、豊前海、有明海の三つの海に面しています。

主な山地としては、脊振山地(脊振山 1,055m)、英彦山地(英彦山 1,199m)、釧路岳山地(釧路岳 1,230m)、古処山地(古処山 860m)、三郡山地(三郡山 936m)、福智山地(福智山 901m)があります。

河川では、遠賀川、筑後川、矢部川などの大河が平野部を形作りながら県土を縦横断しています。遠賀川は筑豊盆地、直方平野、遠賀平野などを形成しながら筑前海に注ぎ、また、九重連山に源を発する筑後川と、釧路岳山地から流れ出した矢部川は、その間に県内第一の穀倉地帯である筑後平野を形成しながら有明海に注いでいます。

県東部では今川をはじめとする中小河川が豊前平野を経て豊前海に、また、県北西部では室見川、那珂川、多々良川などが福岡平野を経て、博多湾に注いでいます。

玄界灘に面した海岸は、弧状の砂浜海岸と岬が交互に出現するいわゆる隆起沈降性海岸で、海岸防風林のクロマツと相まって、白砂青松の景観を呈しています。

2 気候

年間を通すと、温暖的要素が強いと言えます。

一方で日本海側に位置する福岡、北九州地方は冬季には大陸からの寒気の影響を受け、日本海型気候区の特徴を示しています。筑後平野を中心とする内陸平野部は、三方を山に囲まれており、内陸型気候の特徴を示し、筑豊盆地は、気温の日較差や年較差が大きく、盆地特有の気候を示しています。

降水量は、平均で年間 1,800 mm程度あります。

3 植生

森林面積は224,937ヘクタールで、人工林の割合が高い(約 6 割)のが特徴です。県内の自然植生は標高 750~800mを境に、おおむね上部ではブナなどの夏緑樹林帯、下部ではシイ、カシなどの照葉樹林帯となっています。

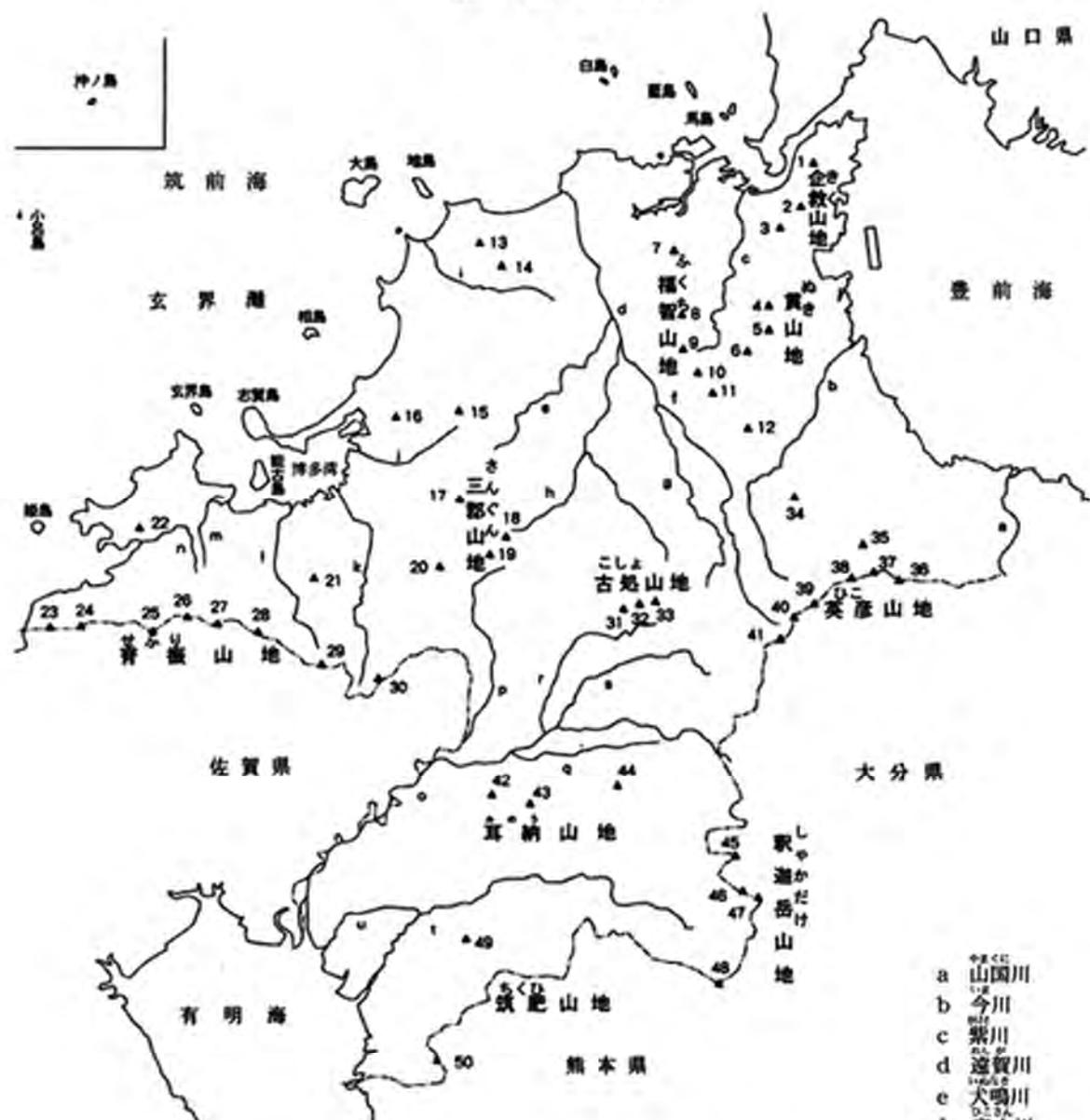
森林以外でも平尾台に広がるネザサ・スキ草原などの貴重な半自然的植生があります。

4 動物

英彦山地など山地の自然林や、有明海、豊前海、博多湾の干潟等は、哺乳類、鳥類、昆虫類、甲殻類など多くの動物にとって重要な生息地となっています。

また、九州の最北部に位置し、大陸にも近いという地理的条件から、渡り鳥の中継地としても重要な役割を果たしています。

県内の主な山と川



1 風船山	14 城山	27 井原山	40 羽彦山
2 戸上山	15 犬鳴山	28 金山	41 岩滅鬼山
3 足立山	16 立花山	29 脊振山	42 良山
4 貴山	17 若杉山	30 九千部山	43 発心山
5 平尾台	18 三郡山	31 古処山	44 鷹取山
6 竜ヶ鼻	19 宝満山	32 屏山	45 熊渡山
7 盔倉山	20 四王寺山	33 馬見山	46 御前山
8 尺岳	21 油山	34 藏持山	47 駿迎岳
9 福智山	22 可也山	35 求菩提山	48 三国山
10 牛斬山	23 十坊山	36 雁股山	49 清水山
11 香春岳	24 浮岳	37 経説岳	50 三池山
12 飯岳山	25 羽金山	38 犬ヶ岳	
13 孔大寺山	26 雷山	39 鷹ノ巣山	

a 山国川
b 今川
c 紫川
d 遠賀川
e 犬鳴川
f 彦山川
g 中元寺川
h 内住川
i 鈎川
j 多良川
k 那珂川
l 室見川
m 瑞梅寺川
n 雪山川
o 筑後川
p 宝満川
q 巨瀬川
r 小石原川
s 佐田川
t 矢部川
u 沖端川

第2節 福岡県生物多様性戦略 2022-2026

【自然環境課】

〔生物多様性基本法、地域生物多様性増進法、外来生物法〕

多様な生物は生態系の中でそれぞれの役割を担って相互に影響しあい、生態系のバランスを維持しながら、様々な恵みを人間にもたらしています。持続可能な社会を実現するには、社会経済活動を自然環境に調和したものとすることにより、健全な生態系を維持し、自然と人間との共生を確保することが大切です。

生物多様性の恵みを将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現していくためには、私たちの暮らしの中で生物多様性を育んでいくことが大切です。

国内では、平成7(1995)年の「生物多様性国家戦略」の策定、20(2008)年の生物多様性基本法の制定など、保全の方針や制度が整えられました。直近では、令和4(2022)年12月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において、平成22(2010)年に採択された愛知目標の後継となる、令和12(2030)年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されたことを受け、国において、同目標を踏まえた「生物多様性国家戦略2023-2030」を5(2023)年3月に閣議決定しました。12(2030)年のネイチャーポジティブ(自然再興)の実現を目指し、生物多様性保全のための施策を推進することとしています。

本県では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として平成25(2013)年3月に「福岡県生物多様性戦略」を策定しました。その後の社会情勢の変化や各種施策の実施状況を踏まえ、令和4(2022)年3月、新た

な戦略として「福岡県生物多様性戦略2022-2026」を策定しました。4(2022)年からの5年間では、15の重点プロジェクトを含む148の施策を実施することとしています。

行政だけでなく、連携・協働により、中長期の目標として2050年に「生きものを支え、生きものに支えられる幸せを共感できる社会」の実現を目指します。

重点プロジェクト一覧

重点プロジェクト
1 生物多様性情報総合プラットフォームによる情報発信
2 自然公園等における自然体験活動の推進
3 生物多様性に関する環境教育教材の充実・活用促進
4 食品ロス削減の推進
5 まちとむら交流促進
6 里地里山における野生動物の生息状況等調査
7 希少野生動植物種保護条例に基づく希少種保護の推進
8 福岡県レッドデータブックの改訂
9 野生鳥獣の適正な管理と被害防止の推進
10 野生動物におけるSFTS感染状況調査
11 侵略的外来種防除マニュアル等を活用した外来種防除の促進
12 森林の有する公益的機能の発揮に向けた森林整備
13 事業者における生物多様性保全の取組の促進
14 県の各種計画における生物多様性保全等の視点の導入
15 生物多様性アドバイザー制度の利用促進

第3節 生物多様性の保全と自然再生の推進

〔自然公園法、福岡県立自然公園条例、福岡県環境保全に関する条例、瀬戸内海環境保全特別措置法、福岡県自然海浜保全地区条例、環境影響評価法、福岡県環境影響評価条例、福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例〕

本県では、人との関わりの中で豊かな自然の姿を保ってきた自然環境が多くを占めますが、都市周辺における開発などによる環境の改変も行われつつあります。本県では、自然公園法の適正な運用のほか、自然環境保全基本方針を定めて自然環境保全対策を推進しています。

自然環境保全は、「人と動物の健康と環境の健全性は一つ」というワンヘルスの理念の推進においても重要な取組の一つです。

1 重要地域の保全

(1) 自然公園

【自然環境課】

〔自然公園法、福岡県立自然公園条例〕

ア 現況

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的として指定されます。本県では国立公園 1、国定公園 3、県立自然公園 5 地域が指定されており、その総面積は 88,101 ヘクタール、県土面積の 17.7% を占めています。

自然公園の適正な利用を図るため、国定公園等においては、歩道、園地、野営場等の利用施設を計画的に整備するとともに、整備した施設の維持管理に努めています。

なお、自然公園の適正な保護及び利用の増進を図るため、公園ごとに「公園計画」を策定しており、自然公園を取り巻く社会状況等の変化に対応して、順次見直しを行っています。平成 26(2014)年 9 月には、玄海国定公園の公園区域及び公園計画を変更しました。また、29(2017)年 9 月には生態系維持回復計画を追加するため、耶馬日田英彦山国定公園の公園計画を変更しました。

イ 自然公園の保護対策

自然公園内で工作物の設置、土地の形状変更等を行う場合は、許可又は届出が必要であり、許可に当たっては修景緑化等を指導し、自然景観の保護に努めています。また、違反行為の防止・自然公園の適正な利用等の普及啓発を図るため、「自然公園指導員」や「環境保全指導員」による指導を行っています。

特に、北九州国定公園と筑豊県立自然公園にまたがる平尾台地区においては、オフロード車等の違法乗入れによる自然破壊を防止するため、乗入れ規制地域を指定するとともに、「平尾台地区保護管理計画」を定め、平尾台の実情に応じた保護対策を行っています。

ウ 九州自然歩道

九州自然歩道は、環境省の長距離自然歩道構想に基づき、東海自然歩道に次ぐ我が国 2 番目の長距離自然歩道として整備されました。総延長 2,932 kmで、このうち県内のコースは 261 kmです。

この自然歩道は、多くの県民が四季を通じて手軽に安全に歩くことで、豊かな自然や歴史、文化に触れ、自然保護に対する理解を深めることを目的として整備されたものです。本県では、計画的に標識等の再整備工事を行っており、令和6(2024)年度は、英彦山コース(添田

町)約1.5kmについて、標識・歩道橋等の整備を行いました。

また、県民の心身の健康増進や自然保護意識醸成のため、運動靴等で気軽に歩くことができる入門コースを10箇所選定しています。

福岡県の自然公園等の状況



福岡県の自然公園 (令和6年度実績)

区分	公園名	(内訳)			指定年月日 (最終変更年月日)	許可、届出 等件数 (6年度)	(内訳)			
		面積 (ha)	特別保 護地区	特別地域			特別保護地区 (許可)	特別 地域 (許可)	普通 地域 (届出)	国協議等 (協議、 通知)
国立	瀬戸内海	46	-	43	3	S31.5.1 (H3.7.26)	-	-	-	-
国定	玄海	5,870	-	5,785	85	S31.6.1 (H26.9.30)	40	-	37	- 3
	耶馬日田 英彦山	8,269	322	6,912	1,035	S25.7.29 (H29.9.28)	17	1	13	2 1
	北九州	8,107	320	7,787	-	S47.10.16 (H8.10.2)	13	8	5	-
	小計	22,246	642	20,484	1,120		70	9	55	2 4
	太宰府	16,568	-	1,656	14,912	S25.5.13 (S53.3.31)	2	-	1	1 -
県立	筑豊	8,550	-	79	8,471	S25.5.13 (H8.5.17)	1	-	-	1 -
	筑後川	14,690	-	2,149	12,541	S25.5.13 (H4.5.13)	2	-	1	1 -
	矢部川	17,830	-	910	16,920	S25.5.13 (H3.5.15)	10	-	4	6 -
	脊振雷山	8,171	-	1,301	6,870	S40.9.14 (S50.2.15)	2	-	1	- 1
	小計	65,809	-	6,095	59,714		17	-	7	9 1
	合計	88,101	642	26,622	60,837		87	9	62	11 5

(2) 地域指定による保全

【自然環境課】

〔福岡県環境保全に関する条例、瀬戸内海環境保全特別措置法、福岡県自然海浜保全地区条例〕

自然的社会的諸条件から見て、その区域における自然環境の保全が特に必要な地域 4 か所を「福岡県自然環境保全地域」として、また、自然海浜の保全及び適正な利用を図るため、瀬戸内海の自然海浜 3 か所を「福岡県自然海浜保全地区」に指定しており、令和 3(2021)

福岡県自然環境保全地域一覧表（参照：前頁位置図）

自然環境保全地域名	位置	面積	特質	指定
猪野	糟屋郡久山町大字猪野字神路山	15.2ha (特別地区 15.0ha、普通地区 0.2ha)	スダジイを主体とした優れた照葉樹林	S49. 3.30
大島	宗像市大島字神崎	10.7ha (特別地区 2.0ha、普通地区 8.7ha)	ハマヒサカキを主体とした優れた海岸植物群落	S50. 3. 6
鳥屋山	朝倉市大字佐田字鳥屋	15.71ha (特別地区 15.71ha)	スダジイ・アカガシを主体とした優れた照葉樹林	S53. 3.31
沖ノ島	宗像市大島字沖ノ島	92.5ha (特別地区 92.5ha)	タブノキを主体とする優れた原生林及び野鳥の生息地	S58. 3.31

福岡県自然海浜保全地区一覧表（参照：前頁位置図）

自然海浜保全地区名	位置	海岸延長	特質	指定
喜多久	北九州市門司区大字喜多久	1.2 km	トベラ、マサキを優占種とした海岸林が良好な状態で生育する自然海浜	S57. 3. 6
三毛門	豊前市大字沓川及び三毛門	2.0 km	なだらかな礫混じりの砂浜が発達し、大潮時には浅海性の周防灘沿岸有数の広大な干潟が現れる。	S57. 3. 6
松江浦	豊前市大字松江	1.0 km	なだらかな礫混じりの砂浜が発達し、大潮時には広大な干潟が現れる。	S62.12.24

(3) 国定公園内での絶滅危惧植物保全の取組

【自然環境課】

耶馬日田英彦山国定公園の英彦山及び犬ヶ岳地区には、福岡県レッドデータブックに掲載されている絶滅危惧植物が多数生育しており、豊かな生物多様性が形成されています。

しかし、平成 3(1991)年の台風 19 号をはじめとする自然災害に加え、本公園区域内で生息域の拡大、生息数の増加が進んでいるニホ

年には、福岡県自然海浜保全地区条例において、自然海浜地区の指定対象の拡充を行いました。

地域内においては、工作物の設置、地形の変更、土石・鉱物の採取等の行為について許可又は事前届出制(自然海浜保全地区では届出のみ)をとっています。

また、本県では、自然海浜保全地区において、漂着ごみ等の収集及び処理業務を関係市に委託して実施し、自然豊かな環境の保全に努めています。

福岡県自然環境保全地域一覧表（参照：前頁位置図）

自然環境保全地域名	位置	面積	特質	指定
猪野	糟屋郡久山町大字猪野字神路山	15.2ha (特別地区 15.0ha、普通地区 0.2ha)	スダジイを主体とした優れた照葉樹林	S49. 3.30
大島	宗像市大島字神崎	10.7ha (特別地区 2.0ha、普通地区 8.7ha)	ハマヒサカキを主体とした優れた海岸植物群落	S50. 3. 6
鳥屋山	朝倉市大字佐田字鳥屋	15.71ha (特別地区 15.71ha)	スダジイ・アカガシを主体とした優れた照葉樹林	S53. 3.31
沖ノ島	宗像市大島字沖ノ島	92.5ha (特別地区 92.5ha)	タブノキを主体とする優れた原生林及び野鳥の生息地	S58. 3.31

ンジカの食害により、絶滅危惧植物の個体数の減少やブナ群落をはじめとする森林の疎林化や草原化、林床植生の貧弱化などが進み、貴重な生態系が失われつつあります。

このため、平成 26(2014)年度から英彦山、28(2016)年度から犬ヶ岳の絶滅危惧植物の生育状況及び生育環境の調査を行うとともに、種子の採取を行いました。採取した種子は、保健環境研究所で冷凍保存しています。

オオヤマレンゲ(モクレン科)
(福岡県レッドデータブック2024絶滅危惧IA類)



また、ブナの植樹を行い、移植先にはシカ食害防止のための防護柵を設置し、地元ボランティア団体と連携して管理しています。

増えすぎたニホンジカの個体数の適正化に向けては、指定管理鳥獣捕獲等事業により、ニホンジカの捕獲を実施しています。

このような取組により、絶滅危惧植物を含む生態系への被害防止を図っています。

林床の植物を採食するシカ



(4) 開発行為の規制

【自然環境課】

【福岡県環境保全に関する条例】

本県では、宅地の造成等の開発事業のうち開発規模が3ヘクタール以上のものについて届出制をとり、事業者に対して自然環境への配慮を求め、必要な助言、勧告を行っています。

また、ゴルフ場造成(3ヘクタール以上)や住宅団地造成(5ヘクタール以上)等の開発行為については許可制とし、生活環境の保全に著しい影響を及ぼさないようにしています。

福岡県環境保全に関する条例に基づく届出・許可等の状況

(令和7年3月31日現在)

	届出・通知(条例第25条・26条)				許可・協議(条例第28条・29条)				
	宅地の造成等	土石の採取・鉱物の掘採	水面の埋立	計	ゴルフ場(3ha以上)	住宅団地(5ha以上)	工場	水面の埋立	計
R6	15	0	1	16	0	3	1	0	4
R5	11	1	0	12	0	0	0	0	0
R4	7	2	0	9	0	4	0	0	4

(5) 温泉の保護と利用

【自然環境課】

温泉法は、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガス※による災害を防止し、その適正な利用を図ることを目的として定められています。温泉ゆう出のための土地掘削や動力を装置する場合などは、知事の許可を受けるよう定められています。温泉を掘削又は増掘する場合と動力(ポンプ)を装置する場合には、福岡県環境審議会の答申に基づく知事の許可が必要とされています。

温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする場合には、温泉の採取の場所ごとに、採取の許可又は可燃性天然ガスの濃度の確認を受けることが必要とされます。

また、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合には、知事又は保健所設置市の市長の許可が必要です。

令和7(2025)年3月末現在における本県の温泉ゆう出源泉数は446か所です。

温泉法に基づく許可件数(保健所設置市分を含む)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
温泉掘削	1	3	2
増掘	0	0	0
動力装置	2	4	2
可燃性天然ガス	採取(変更含む)	1	2
対策	濃度確認	1	4
温泉利用	浴用	6	8
	飲用	1	1

※可燃性天然ガス:メタンガス(無色・無臭)をさし、有機物の腐敗・発酵等によって生成されます。

県内の主な温泉地



可燃性天然ガス分離設備等の様子



(6) 文化財の保護

【文化財保護課、文化振興課】
〔文化財保護法、文化財保護条例、
世界遺産条約〕

本県は、豊かな自然に恵まれており、先人たちが遺した文化遺産や代々受け継がれてきた伝統芸能など、貴重な文化財が豊富にあります。

これらの文化財は、ひとたび壊されると元に戻らない貴重な歴史の痕跡であることから、公開・活用によってその大切さを広く周知し、県民の理解と協力の下で確実に保存して、後世へ伝えるべきものです。

そのため、文化財の保護制度等を十分に活かし、文化財の意義を踏まえた上でその保存と活用を図り、「文化財とともに暮らす豊かな福岡県」を目指す必要があります。

ア 文化財の体系

文化財保護法に定められている文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群の6つの類型に大別され、それ以外に文化財の保存技術や埋蔵文化財についても保護の対象とされています。

イ 本県の文化財

本県には、令和7年(2025)年5月現在で特別天然記念物「古処山ツゲ原始林」、天然記念物「平尾台」に代表される2,593件(国:368件、県:704件、市町村:1,521件)が文化財として指定され、保護が図られています。

平成29(2017)年7月に世界遺産に登録された「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」(宗像市・福津市)については、国指定天然記念物「沖の島原始林」に指定されている沖ノ島をはじめとする構成資産及び緩衝地帯を適切に未来へ継承するため、関係自治体等と連携し、世界遺産の保存活用に係る取組を行っています。

(7) 有明海の再生

【漁業管理課】

有明海は福岡、佐賀、長崎及び熊本の4県に囲まれており、最大6mにも及ぶ干満差により干潮時には広大な干潟が出現します。この特徴的な干潟を利用し、全国屈指の生産を誇るノリ養殖やアサリ、タイラギ、サルボウ等の採貝漁業、エビ、カニ、クラゲ等を対象とした漁船漁業など多様な漁業が営まれています。

しかし、近年、自然環境や社会情勢等の変化に伴い、有明海の水質や底質環境に変化が見られるようになり、漁業生産は減少を続けました。このような現状に鑑み、平成14(2002)年に、国民的資産である有明海及び八代海等を豊かな海として再生することを目的とする「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」が制定され、同法に基づき、本県は、有明海の海域環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興を総合

的かつ計画的に推進するための県計画を策定し、次に示す1～5の事業を国や県、市町村において実施しています。

- 1 下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備に関する事業
- 2 海域の環境の保全及び改善に関する事業
- 3 河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備に関する事業
- 4 漁場の保全及び整備に関する事業
- 5 漁業関連施設の整備に関する事業

また、県水産海洋技術センターにおいて、国、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所、関係県、関係漁業団体と連携した水質や底質などの環境調査、ノリ養殖安定対策やアサリ、タイラギ等二枚貝類の増殖対策に関する調査研究を実施し、水産海洋技術センターのホームページや研修会を活用して、調査情報の迅速な提供や研究成果の普及を図っています。

アサリ稚貝を効率的に集めるための
砂利袋の設置



アサリ稚貝の移植放流



2 野生生物の適切な保護と管理

(1) 条例による希少野生動植物種の保護

【自然環境課】

[福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例]

県内に生息・生育する野生動植物は生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものです。そこで、県、市町村、事業者及び県民が一体となって希少野生動植物種の保護を図ることにより生物の多様性を確保し、人と野生動植物種が共生する豊かな自然環境を次代に継承することを目的に、「福岡県希少野生動植物種の

保護に関する条例」を制定し、令和3(2021)年5月1日に施行しました。

また、本条例第9条に基づき、希少野生動植物種の中でも特に保護を図る必要がある20種を「指定希少野生動植物種」として指定しています。

キビヒトリシズカ、ムラサキ、コバンムシの3種については、生育状況・生育環境調査、生育地の環境改善、普及啓発の実施を定めた保護回復事業計画を令和3(2021)年9月に策定し、その保護を図っています。

「指定希少野生動植物種」の捕獲、所持、陳列・広告等には規制があり、違反した場合には罰則が適用されることがあります。

指定希少野生動植物種（20種）

植物（10種）

種名	科名
ミスミソウ	キンポウゲ科
キビヒトリシズカ	センリヨウ科
ヤシャビシヤク	ユキノシタ科
ミズスギナ	ミゾハギ科
サワトラノオ	サクラソウ科
サギソウ	ラン科
トキソウ	ラン科
オキナグサ	キンポウゲ科
ムラサキ	ムラサキ科
ウスギワニグチソウ	ユリ科

鳥類（2種）

種名	科名
ヨシゴイ	サギ科
コアジサシ	カモメ科

昆虫類（2種）

種名	科名
コバンムシ	コバンムシ科
カワラハンミョウ	ハンミョウ科

貝類（4種）

種名	科名
ミヤザキムシオイ	ヤマタニシ科
ヤマボタル	ヤマボタル科
オバエボシガイ	イシガイ科
カタハガイ	イシガイ科

キビヒトリシズカ



ムラサキ



コバンムシ



(2) 福岡県レッドデータブック

【自然環境課】

レッドデータブックとは、絶滅のおそれのある野生の動植物のリスト(レッドリスト)及びそれらの生息・生育状況を取りまとめた本のことです。

国際自然保護連合(IUCN)により、昭和41(1966)年に初めて作成された際、最も危

機的なカテゴリーに選ばれた生物の解説が赤い用紙に印刷されていたことから、レッドデータブックと呼ばれています。

本県でも、県内の絶滅のおそれのある生物の現状を把握し、県民が希少野生生物への理解を深め、これから保全対策の資料として役立てられるよう、平成13(2001)年3月、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッド

データブック 2001-」を発刊しました。

次に、平成 23(2011)年度に植物群落、植物、哺乳類、鳥類の改訂版、平成 26(2014)年度には爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類、甲殻類その他、クモ形類等についての改訂版を発刊しました。

その後、10年が経過し、生息状況や生息環境などに変化が生じ、また、新たに生息が確認された希少種なども存在することから、令和 7(2025)年 3 月に「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2024-」を発刊し、「福岡県生物多様性情報総合プラットフォーム(福岡生きものステーション)」ホームページをリニューアルしました。

このレッドデータブックは、希少野生生物保護の必要性や生態系保全の意義についての県民啓発及び環境教育の資料として活用されているほか、環境保全施策の基礎資料や開発事業を行う際の自主的な環境配慮に当たっての資料としても利用されています。

福岡県レッドデータブック 2024



「福岡県レッドデータブック 2024」における種・群落の内訳

分類群	カテゴリー							掲載種数 合計
	絶滅	野生絶滅	絶滅危惧 IA類	絶滅危惧 IB類	絶滅危惧 II類	準絶滅危惧	情報不足	
植物等	種子植物	36	1	196	164	94	49	562
	シダ植物	6	0	44	20	17	2	91
	苔類	0	0	0	2	5	6	15
	藻類	0	0	3	1	2	4	17
	地衣類	1	0	3	1	0	2	8
	菌類	0	0	0	0	2	7	24
	植物等小計	43	1	246	188	120	70	717
動物	哺乳類	4	0	1	1	10	11	27
	鳥類	2	0	11	16	44	41	119
	爬虫類	0	0	1	1	0	0	6
	両生類	0	0	1	1	5	5	12
	魚類	2	1	15	21	22	27	109
	昆虫類	15	0	39	70	91	125	438
	甲殻類等	0	0	5	8	11	26	73
	クモ形類等	0	0	0	0	1	7	14
	貝類	1	0	28	54	72	88	53
	動物小計	24	1	101	172	256	330	210
15分類群合計		67	2	347	360	376	400	259
		掲載種数 合計						
区分		カテゴリー						掲載群落数 合計
		I	II	III	IV			
植物群落		14	29	39	15			97

(3) 黄金川スイゼンジノリの保全対策

【自然環境課、水産振興課】

朝倉市の黄金川は、地下水の自然湧水を源流とした河川であり、全国唯一のスイゼンジノリの生育地です。

近年、黄金川では湧水の減少により、地下水をポンプで揚水して放流しなければならない状況となっており、生育環境の悪化によるスイゼンジノリの絶滅が危惧されています。

そこで、平成 26(2014)年度から朝倉市や

地域住民と連携し、「黄金川スイゼンジノリ保全協議会」を立ち上げ、スイゼンジノリの保全対策事業を支援しています。

(4) 鳥獣の保護と管理

【自然環境課、経営技術支援課】

ア 鳥獣行政の現況

鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、私たちの生活環境を保持・改善する上で欠くことのできないものです。

博多湾や曾根干潟など、渡り鳥の飛来地として重要な干潟では、県民の方々による自然観察会や清掃活動などの野生生物保護運動が活発に行われるようになっています。

一方で、イノシシやシカ、カラスなど一部の鳥獣による農林水産物の被害や、イノシシやサルの民家周辺への侵入や人身被害などの問題も生じています。

このため、鳥獣の個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護及び管理の推進により、人と野生鳥獣との共生を図ることが、重要な課題となっています。

イ 鳥獣保護管理事業

本県では、野生鳥獣の保護繁殖と狩猟の適正化を図ることを目的として、5か年ごとに「鳥獣保護管理事業計画」(現在第13次、令和4(2022)年度～8(2026)年度)を策定しています。

これに基づき、鳥獣保護区の指定のほか、傷病野生鳥獣医療所の設置、キジの放鳥、探鳥会、野生鳥獣保護モデル校の指定や被害の防止の目的での捕獲、狩猟免許試験、狩猟者に対する指導取締りなどの事業を実施しています。

(ア) 鳥獣保護区

鳥獣保護区は、多様な鳥獣の生息環境を維持し、地域における生物多様性の保全に重要な役割を果たすとともに、自然とのふれあいの場、鳥獣の観察や環境教育の場として利用さ

れており、国及び県により指定されます。

国指定鳥獣保護区は、国際的・全国的な鳥獣保護の観点から、鳥獣の繁殖地や重要な渡り鳥の渡来地等が対象とされ、県内では宗像市の沖ノ島と福岡市の和白干潟・多々良川河口が指定されています。また、県指定鳥獣保護区として、北九州市の帆柱山等44か所を指定しています。

鳥獣保護区等の指定状況

(令和7年11月15日現在)

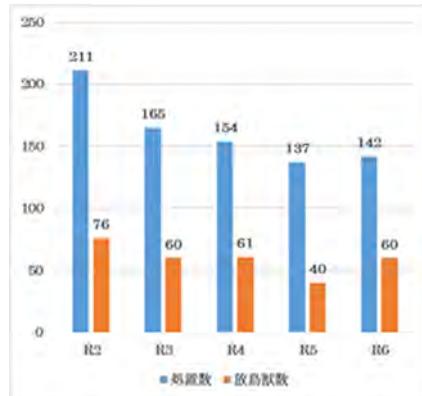
区分	指定者	箇所数	面積(ha)
鳥獣保護区	国指定	2	385
	県指定	44	62,914
	合計	46	63,299
特定猟具(銃器)使用禁止区域	県指定	100	28,494
指定猟法(鉛散弾)禁止区域	県指定	2	645

(イ) 傷病野生鳥獣医療所の設置

福岡市動物園等の協力を得て、傷病野生鳥獣医療所を県内8か所に設置しています。生物多様性の保全に貢献する観点から、人間活動に起因する傷病であり、野生復帰させることが適当である鳥獣について救護対象とし、鳥獣の野生復帰に努めています。

また、自然の状態での野生復帰が可能な個体やヒナについては保護しないよう啓発を行っています。

傷病野生鳥獣医療所取扱い件数



(ウ) 愛鳥週間行事

野鳥の保護思想の普及啓発を図るため、毎年の愛鳥週間(5月10日～16日)に、各地域で探鳥会を開催するほか、愛鳥週間ポスター原画募集等を行っています。

(I) 有害鳥獣捕獲と第二種特定鳥獣管理計画

鳥獣による農林水産物の被害は、さらなる被害対策が必要な状況であり、市街地においては人的被害も発生しています。

農林産物の被害が大きいイノシシとシカは、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定し、個体数管理や被害防除等による総合的な対策を講じています。

また、サルについても、平成20(2008)年度に地域個体群に応じた被害防止対策等を示した「福岡県ニホンザル対策基本方針」を策定しています。

(5) 狩猟の適正化

【経営技術支援課】

狩猟による鳥獣捕獲は、趣味という側面だけでなく、個体数調整による鳥獣被害の未然防止という重要な役割も果たしています。

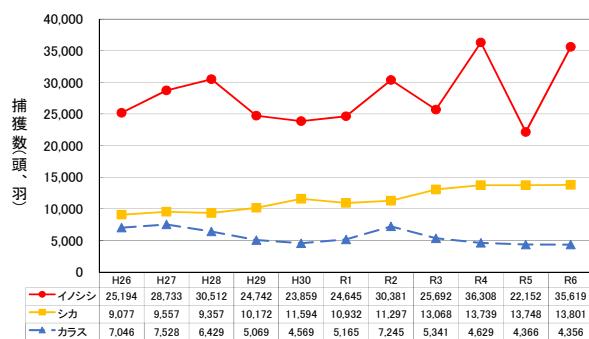
しかしながら、近年、狩猟者登録件数は減少傾向にあったことから、狩猟者の育成・確保が課題となっています。

また、本県及び猟友会では、安全講習等の取組を行っておりますが、県内で重大事故も発生していることから、今後一層の事故発生防止に努めなければなりません。

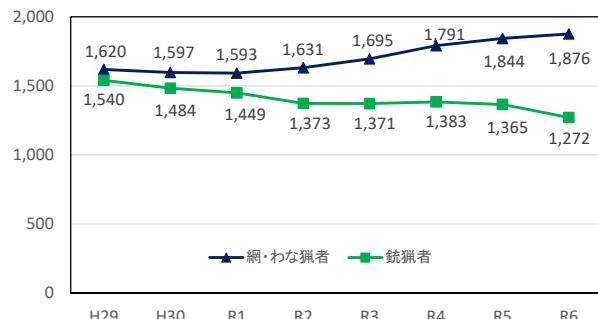
ア 狩猟免許試験及び講習

狩猟者確保対策として狩猟免許試験の複数回実施や休日開催を行うとともに、免許更新時に、鳥獣保護管理等に関する知識や技術の維持向上を図るための講習会を実施しています。

主要な鳥獣の捕獲数推移（狩猟、捕獲）



狩猟者登録件数の推移



イ 巡回指導

狩猟事故等による人や財産への被害を防止するため、狩猟期間中には重点的に巡回指導を行っているほか、期間外においても、違法な狩猟が行われないよう、注意喚起や巡回指導を行っています。

(6) 外来生物への対応

【自然環境課、港湾課】

ア 外来生物について

外来生物とは、元々その地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことです。

外来生物の中には、在来の生物を捕食し、地域の生物多様性に悪影響を与えるなど、私たちの暮らしを脅かすものがいます。

環境省では、外来生物法を改正し(令和5(2023)年4月施行)、国、都道府県、市町村、事業者、国民の責務規定や各主体の連携に係る規定等を新設しました。また、当該法律に基づき生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす162種類の移入動植物を特定外来生物として指定し、その飼育、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入などを規制しています。

このうち、令和5(2023)年6月からアカミミガメとアメリカザリガニは条件付特定外来生物とされ、規制の一部が適用除外となり、一般家庭等での飼育等や友人・知人などへの無償での譲渡し等については許可なしで行うことができます。

イ 本県の取組

(ア) 福岡県侵略的外来種リストの作成

県の地域性や実情を踏まえ、影響・被害が大きく対策が必要な外来種(侵略的外来種)を明確化し、県民の外来種問題への関心を高め、防除意識の向上を図ることを目的に「福岡県侵略的外来種リスト2018」を作成しました。

リストでは県内に定着している外来種を中心 に侵略性を評価し、植物 188 種、動物 116 種 の計 304 種を「①重点対策」「②要対策」「③要注意」「④定着予防」の4つのカテゴリーに区分し、外来種対策を実施するための基礎資料として利用しています。

福岡県侵略的外来種リスト2018



(イ) 福岡県侵略的外来種防除マニュアルの作成

「福岡県侵略的外来種リスト2018」にて整理した侵略的外来種のうち、福岡県において特に対策の優先度が高いと評価された重点対策外来種 20 種を対象に、生態的特徴や類似種との識別点、防除効果が高いとされている防除手法などをまとめた「福岡県侵略的外来種防除マニュアル 2021」を作成しました。

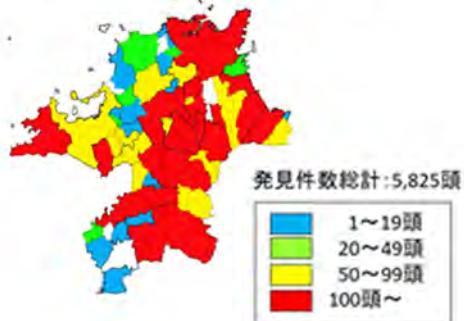
作成したマニュアルは、様々な主体が自主的に外来種防除を実施できるよう、県内市町村と共有するほか、県ホームページや環境イベント等で周知・啓発を行っています。

(ウ) 特定外来生物に係る取組

本県では、特定外来生物であるアライグマの分布状況(下図参照)を取りまとめて公表する

とともに、防除方法などの普及啓発に努めており、平成 27(2015)年に県内で初めて確認されたツマアカスズメバチや 29(2017)年に国内及び県内で初めて確認されたヒアリについては、アカカミアリと併せて(以下「ヒアリ等」という。)県ホームページ等で県民への周知や注意喚起、発見情報提供の呼びかけを行っています。

アライグマの発見件数(令和6年度)



ヒアリ等については、平成30(2018)年度に行政職員や事業者等を対象とした防除講習会を開催したほか、疑わしいアリを発見してから防除が完了するまで、行政や県民がそれぞれどのようなことを行うかをまとめた「福岡県ヒアリ等対応マニュアル」を作成しました。

また、本県の管理港湾において捕獲トラップの設置や日常点検等の防除対策を実施するとともに、海外からの貨物を取り扱う荷主に対して注意喚起と発見情報提供の呼びかけを行っています。

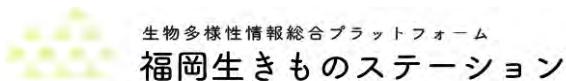
令和6(2024)年3月にはアライグマ防除実施計画を策定し、7(2025)年7月1日現在で42市町村が本計画に参加しています。本計画期間中の県内のアライグマの生息数の低下を目指し、計画参加市町村に対する専用捕獲器の無償貸与を行うとともに防除従事者育成のためのアライグマ防除講習会、アライグマの分布情報を表示する捕獲情報分析システムの運用等を実施し、アライグマ防除の推進を図っています。また、アライグマをはじめとする外来種問題啓発のための講師派遣を行っています。

3 生物多様性プラットフォームを活用した啓発

【自然環境課】

生物多様性の保全等の取組を社会全体で推進するためには、まず生物多様性の現状や重要性について広く県民の関心を呼び理解を深めることが重要です。

本県レッドデータブック掲載の希少野生生物や侵略的外来種の情報生物多様性に関する情報を一元的に発信・提供するホームページ「福岡県生物多様性情報総合プラットフォーム(福岡生きものステーション)」を構築し、生物多様性保全のための情報を効果的に発信・啓発していきます。



<https://biodiversity.pref.fukuoka.lg.jp/>



4 地球温暖化対策との連携

【自然環境課】

生物の生存基盤となる気温や降水量などの環境条件が変化すれば、生態系もそれに応じて変化していくため、地球温暖化と生物多様性は密接な関わりがあります。予想される生態系への影響は、種の絶滅や高山植物やサンゴ礁などの地域固有の生態系の消失、回遊性魚介類の漁獲量減少など様々ですが、これらのような生物多様性や生態系サービスの変化は、農林水産業や観光業などの各種産業や、私たちの暮らしに影響を与えます。

このため、令和4(2022)年3月に策定した福岡県地球温暖化対策実行計画(第2次)と、福岡県生物多様性戦略2022-2026に基づき、相互に連携しながら総合的な対策を実施しています。

5 自然環境の保全によるワンヘルスの取組

【ワンヘルス総合推進課、自然環境課】

ワンヘルスとは「人と動物の健康と環境の健全性は一つ」と捉え、これらを一体的に守ろうという考え方です。「福岡県ワンヘルス推進行動計画」では、人と動物の双方に感染する「人獣共通感染症」への対策を柱の一つとしています。

西日本を中心に感染者報告数が年々増加傾向にあり、本県においても死亡例が確認されている人獣共通感染症の「重症熱性血小板減少症候群(SFTS)」について、感染拡大の要因の一つとして考えられる野生動物(シカ、イノシシ、アライグマ)を対象に、SFTSウイルスの感染状況を調査しました。この調査結果に基づき、市町村、医療機関、県民等に対する情報提供や注意喚起を行います。

SFTSウイルス感染状況調査結果

	シカ (R5)	イノシシ (R5)	アライグマ (R6)
陽性	30 検体	16 検体	36 検体
陰性	44 検体	59 検体	75 検体
陽性率	40.5%	21.3%	32.4%

6 環境影響評価制度の適切な運用

【自然環境課】

環境影響評価とは、事業の実施に際し、その事業が環境に与える影響について、事業者が事前に調査、予測及び評価を行うことにより、事業内容を環境保全上よりよいものにしていく制度です。事業者は、環境影響評価法や福岡県環境影響評価条例で定める対象事業を行う場合には、事前に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえて環境の保全についての適正な配慮をすることとされています。県は、事業者が行う環境影響評価について、住民、市町村及び学識者等の意見を踏まえ審査等を行うことにより、制度の適切な運用を担っています。

(1) 法律に基づく環境影響評価

[環境影響評価法]

規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある道路、ダム、区画整理等の事業であって、国が実施又は許認可等で関与するものについて環境影響評価の手続等を定めたものです。

(2) 条例に基づく環境影響評価

[福岡県環境影響評価条例]

規模が環境影響評価法の対象規模に満たない事業や同法が対象としない事業であって一定規模以上のものについて、環境影響評価の実施を義務付けています。

令和6年度に法律又は条例に基づく環境影響評価の手続が行われた事業

区分	事業名	事業者	事業予定地	手續の状況
法律	(仮称)新小倉発電所6号機建設計画	九州電力株式会社	北九州市	方法書手続終了(R6.7)
	佐賀空港滑走路延長事業	佐賀県	佐賀県佐賀市	方法書手續終了(R6.9)
条例	国道201号 香春町～行橋市	国土交通省 九州地方整備局	行橋市、みやこ町	評価書手續終了(R7.1)

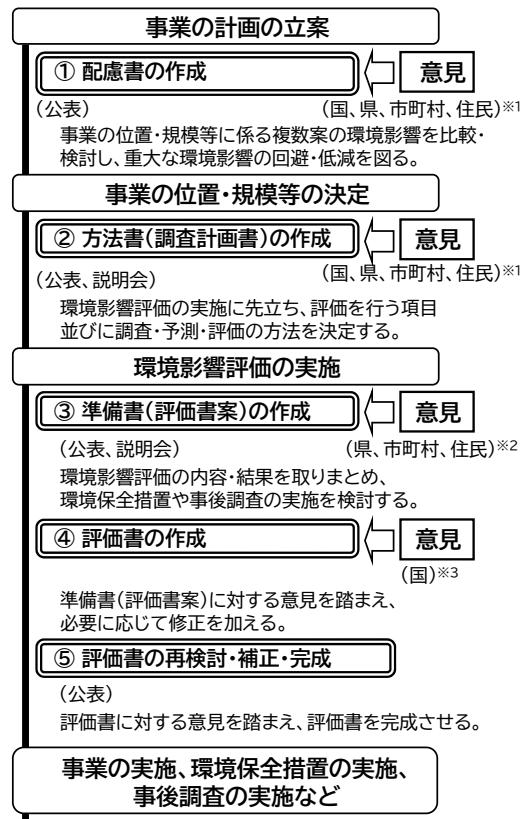
(3) その他の環境影響評価

環境影響評価法や福岡県環境影響評価条例の対象規模に満たない小規模の事業についても、福岡県環境保全に関する条例に基づく開発行為等の許可や届出に係る規模要件に該当する場合には、事業の実施において環境の保全について適正な配慮がなされるよう、事業者に対し環境影響評価の実施を求めています。

また、その他の法令に基づき行われる環境影響評価や、法令に基づくことなく事業者の任意で行われる環境影響評価もあります。

これらの環境影響評価は、環境影響評価法や福岡県環境影響評価条例とは異なる手続やルールにより行われるものですが、本県では、これらの環境影響評価に対しても審査を行い、環境の保全の観点から意見を述べるなどしています。

環境影響評価法（条例）における手続の概略



※1 条例にあっては国を除く。

※2 条例にあっては県を除く。

※3 条例にあっては県。

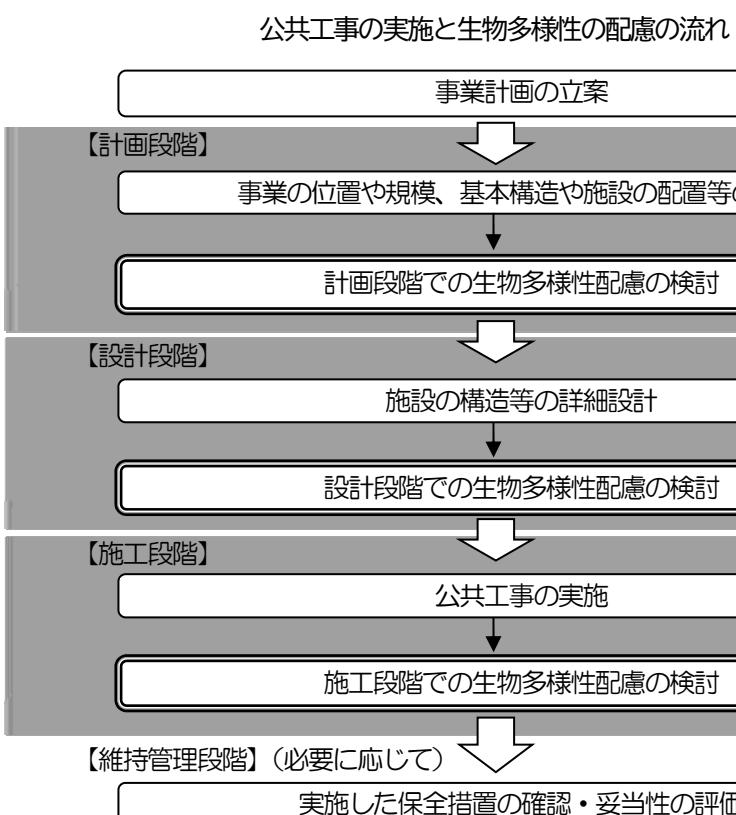
7 生物多様性に配慮した公共工事の推進

【自然環境課、公園街路課、道路維持課、
道路建設課、河川管理課、河川整備課、
港湾課、水産振興課】

本県では、野生動植物の生息地である森林や水辺の保全など、自然の回復・再生につながる環境に配慮した公共事業を推進しています。具体的には、透水性舗装の採用、多様な河川の生態系を保全・創出するための多自然川づくりの推進、農地の保全や環境保全型農業の推進などを実施しています。

また、自然公園の施設整備に当たっては、自

然景観に配慮し、木材や石材等の自然素材を積極的に活用するなど、自然環境への配慮を行っています。なお、本県では、平成26(2014)年5月に「福岡県公共工事生物多様性配慮指針」を、28(2016)年6月に「福岡県緑化ガイドライン～生物多様性に配慮した緑化を目指して～」を策定し、本県の公共工事部局職員を対象として研修を実施し、施設構造や工法の検討に役立つ事例集を編纂するなど、本県が実施する公共工事が生物多様性に配慮したものとなるよう取組を進めています。



(1) 都市公園

【公園街路課】

本県における令和5(2023)年度末現在の都市公園の整備状況は、総数6,284か所、総面積4,784.59ヘクタール、都市計画区域人口1人当たり9.72m²となっています。現在、都市等において、水と緑豊かな潤いのある生活を送ることができるよう、都市公園をはじめとする公園緑地を整備するとともに、既存の緑地を保全することで、都市域における水と緑の

公的空間の確保を図っています。

県営公園は、福岡市に東公園、西公園、大濠公園、天神中央公園及び名島運動公園、北九州市に中央公園、春日市に春日公園、飯塚市に筑豊緑地、筑後市・みやま市に筑後広域公園の9公園があります。筑後広域公園については平成17(2005)年7月に一部開園し、引き続き整備を進めています。また、福岡市東区の国営海の中道海浜公園の整備が国土交通省により進められています。

福岡県における生活圏別都市公園整備状況

地域 生活圏	都市計画	市町村名	都市計画区域人口 (千人)	都市公園数 (箇所)	都市公園面積 (ha)	1人当り 公園面積 (m ² /人)	地域 生活圏	都市計画 区域名	市町村名	都市計画 区域人口 (千人)	都市公園数 (箇所)	都市公園面積 (ha)	1人当り 公園面積 (m ² /人)
福岡 県	福岡広域	福岡市	1,612	1,698	1,365.62	8.47	筑 後	久留米市	300	464	240.20	8.01	
		春日市	112	88	91.77	8.19		小郡市	59	43	37.73	6.39	
		大野城市	102	148	124.93	12.25		大刀洗町	16	0	0.00	0.00	
		志免町	46	43	46.58	10.13		庄川町	20	8	16.94	8.47	
		柏原町	49	14	20.98	4.28		八女市	48	7	7.47	1.56	
		篠栗町	30	4	16.00	5.33		筑後市	49	14	79.49	16.22	
		久山町	9	12	22.20	24.67		大川市	31	8	31.68	10.22	
		新宮町	32	79	22.71	7.10		大牟田市	106	243	120.22	11.34	
		宇美町	37	52	110.95	29.99		柳川市	63	0	0.00	0.00	
		須恵町	29	0	0.00	0.00		みやま市	28	11	39.19	14.00	
		古賀市	49	135	53.81	10.98		計(8市2町)	720	798	572.92	7.96	
岡 山	筑 後	糸島市	102	271	58.28	5.71	筑 後	直方市	56	100	77.28	13.80	
		筑紫野市	103	202	101.83	9.89		小竹町	8	0	0.00	0.00	
		那珂川市	47	70	16.49	3.51		鞍手町	15	2	5.71	3.81	
		太宰府市	70	140	31.20	4.46		宮若市	17	1	13.63	8.02	
		宗像市	96	165	162.15	16.89		飯塚市	123	66	178.00	14.47	
		福津市	66	139	60.74	9.20		桂川町	13	7	44.06	33.89	
		朝倉市	38	6	34.46	9.07		嘉麻市	22	7	18.76	8.53	
		筑前町	30	78	23.73	7.91		田川市	45	18	71.73	15.94	
		計(10市8町) 政令市を除く	1,047	1,646	998.81	9.54		添田町	8	6	20.77	25.96	
		計(11市8町) 政令市を含む	2,659	3,344	2,364.43	8.89		川崎町	15	0	0.00	0.00	
北 九 州	筑 後	北九州広域	938	1,720	1,197.04	12.76	筑 後	福智町(準)	0	0	0.00		
		北九州市	39	7	18.27	4.68		福智町	0	0	0.00		
		中間市	31	38	14.70	4.74		大任町(準)	0	0	0.00		
		岡垣町	14	16	14.87	10.62							
		芦屋町	28	17	39.69	14.18							
		水巻町	20	63	26.32	13.16							
		遠賀町	35	33	19.89	5.68							
		北九州広域	73	33	32.27	4.42							
		苅田町	20	5	23.46	11.73		計(5市7町)	322	207	429.94	13.35	
		行橋市	上毛町(準)	0	0	0.00		政令市を除く 52市町(26市26町)	2,373	2,866	2,221.93	9.36	
州	合	豊前市	9	0	0.00	0.00	合	政令市	2,550	3,418	2,562.66	10.05	
		上毛町	吉富町	7	3	30.79		2市	4,923	6,284	4,784.59	9.72	
		京築広域	みやこ町(準)	8	0	0.00		全 体					
		計(3市9町) 政令市を除く	284	215	220.26	7.76		54市町(28市26町)					
		計(4市9町) 政令市を含む	1,222	1,935	1,417.30	11.60							

(2) 河川

【河川管理課、河川整備課】

本県の一級河川は筑後川をはじめ 4 水系、二級河川は那珂川、御笠川、釣川、紫川、今川をはじめ 52 水系の合計 341 河川で、総延長は 2,178.6km になります。そのうち本県管理区間延長は、一・二級河川総延長の約 87.9% で 1,915.1km です。平成 9(1997)年の河川法改正により、法律の目的として、治水・利水機

能を確保することに加え、河川環境の整備と保全についても、位置付けられました。この改正により、本県では河川整備を行う際には、河川が本来有する多様な生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し、併せて美しい自然環境を保全する、多自然川づくりを進めています。本県において、特に環境に配慮した河川整備事業は、下表のとおりです。

環境に配慮した河川整備事業

事業・制度名	河川名	市町村	概要
かわまちづくり支援制度 (社会資本整備総合交付金)	高良川 他	久留米市 他	まちづくりと一体的に水辺空間の整備を図ることを目的としています。そのため河川本来の自然環境の整備保全や周辺の景観との調和を図りつつ、地域整備と一体となった整備事業を行っています。
マイタウン・マイリバー 整備事業 (社会資本整備総合交付金)	紫川	北九州市	大都市の中心市街地等で河川の改修が急務でかつ良好な水辺空間の整備の必要性が高く、沿川における市街地の整備と併せて河川改修を進めることが効果的と考えられる河川について、水辺環境の向上に配慮した整備を行っています。
郷土の水辺整備事業 (県単独事業)	室見川 他	福岡市 他	河川及び周辺環境の一体的整備を図ることにより、人と自然にやさしい水辺空間を形成し、河川の積極的利用を推進するとともに、地域のまちづくりに寄与しています。
ふれあいの川づくり事業 (県単独事業)	猪位金川 他	田川市 他	魚道整備など生態系に配慮した川づくりを行っています。

県内河川延長

	水系名	河川数	河川延長 (km)	県管理延長 (km)
一級河川	山国川	6	37.8	37.8
	遠賀川	76	497.3	363.5
	筑後川	86	549.2	442.7
	矢部川	24	218.3	195.1
	4 水系	192	1302.6	1039.1
二級河川	那珂川	4	42.3	42.3
	御笠川	11	48.6	48.6
	釣川	11	55.5	55.5
	紫川	6	39.0	39.0
	今川	6	55.7	55.7
	その他	111	634.9	634.9
	52 水系	149	876.0	876.0

また、河川の環境に関する基礎情報を系統的に整備し、河川整備事業や河川管理を円滑に推進するために、河川に生息する生物の生息・生育状況の調査を行う「河川水辺の国勢調査」を次表の河川でおおむね5年に1度実施しています。

「河川水辺の国勢調査」実施河川

種別	水系名	調査河川名
二級 河川	紫川	紫川
	那珂川	那珂川

(3) 海岸

【港湾課】

本県の海岸は、北に日本海に面し外洋性の強い玄界灘沿岸、東に周防灘に面する豊前豊後沿岸、南に日本一の干満の差 6mを有する有明海沿岸と、それぞれの特性を持った3つの沿岸に分かれており、海岸線延長は約 645 kmに及びます。

豊前豊後沿岸及び有明海沿岸は、干満の差が大きく、干潮時には広大な干潟が出現し、野鳥の楽園であると同時に潮干狩りなどのレクリエーションの場となっています。

玄界灘沿岸は半島・岬が多く白砂青松の海岸線が続く良好な自然環境に恵まれ、海水浴やマリンスポーツなどの海洋レジャーに多くの人々が利用しており、ほぼ全域が玄海国定公園に指定されています。

近年、玄界灘沿岸では、一部の海岸で砂浜の侵食が進行しているため、良好な海岸環境や砂浜の回復と保全を目的とした海岸整備事業を実施しています。整備に当たっては、自然環境との調和に配慮しています。

海岸整備事業

海岸名	事業主体	事業概要	施工年度
新松原海岸	福岡県	突堤 1基 養浜 1式	令和元年度～ 令和 11 年度
和白海岸	福岡県	人工リーフ 3 基	平成 19 年度～ 令和 17 年度

(4) 漁港

【水産振興課】

漁港機能の持続的な利用と豊かな自然環境

の創造を図るため、以下の事業を行っています。

ア 農山漁村地域整備交付金（水産物供給基盤整備事業）

貴重な渡り鳥の飛来地として有名な曾根干潟に漁港区域を有する曾根漁港の整備に当たっては、干潟の保全に配慮した整備を実施しています。

イ 農山漁村地域整備交付金（漁業集落環境整備事業）

漁港機能の増進と漁業集落における生活環境改善を総合的に図るため、集落排水処理施設などの事業を実施しています。

8 生態系を利用した防災・減災

【自然環境課、県土整備企画課】

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。本県における社会資本整備や土地利用等についても、生態系ネットワークの保全・再生・活用、健全な水資源の循環など、グリーンインフラを活用した自然共生社会づくりの普及と導入の働きかけを進めます。

グリーンインフラの概念の中でも特に防災・減災に注目し、生態系が有する多様な機能を活かして災害に強い地域を作る考え方が「生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)」であり、その普及と導入の働きかけを進め、広く啓発を行います。

第4節 生物多様性の持続可能な利用

森林は、清涼な水や空気の供給など私たちの生活に欠かせないものです。本県の森林は、県土面積の45%を占め、木材の生産や水源のかん養、県土保全のほか、二酸化炭素の吸收・固定機能による地球温暖化防止など多面的な働きを持っています。

かけがえのない森林を守るため、森林病害虫獣による被害や森林災害の防止に努め、健全な森林の維持造成及び県有施設の緑化や森林づくり活動の支援などの県土緑化の推進に努めています。また、平成20(2008)年4月から森林環境税を導入し、「荒廃した森林の整備」や「県民参加の森林づくりの推進」に取り組んでいます。

1 生物多様性に配慮した農林水産業の推進

【農山漁村振興課、農村森林整備課、林業振興課】

(1) 森林の保全

ア 森林の現況

本県の森林面積は、224,937ヘクタールで県土面積の45%を占めています。

森林は、木材を生産するだけでなく、水源のかん養、県土の保全、安らぎや憩いの場の提供など多面的な働きがあり、県民生活に密接な関わりを持っています。

さらに、近年においては、森林による二酸化炭素の吸收・固定機能が地球温暖化防止に寄与することから、その役割が大きく注目されています。

しかしながら、松くい虫やシカ等による被害や火災、気象災害等により、森林の健全な機能が損なわれる事態も生じています。特に、潮風や飛砂から人家や農地を守る重要な機能を有している海岸の防風林においては、松くい虫被害が急増し、ピークとなった平成24(2012)年度の被害量は、20(2008)年度の3.5倍になりました。このため、25(2013)年度より松くい虫被害対策を強化した結果、近年はピークであった24(2012)年度と比べ20%以下まで減少しました。

イ 森林の保護対策

台風や豪雨、降雪などの気象災害から森林を守るためにには、適切な施業による森林の管理が重要です。しかしながら、木材価格の下落による林業採算性の悪化等により、森林・林業を取り巻く状況は依然として厳しいため、「安心して住み続けられる農山漁村づくりを推進」を目標とした「福岡県農林水産振興基本計画」を策定し、公益的機能を発揮できる森林づくりを推進しています。

松くい虫被害対策としては、薬剤散布等による予防対策と枯損松の伐倒駆除を実施していますが、平成25(2013)年度からは福岡県森林環境税を活用し、市町が実施する伐倒駆除を、30(2018)年度からは予防対策の支援を強化するなど、松くい虫被害の鎮静化に取り組むとともに、被害跡地については保安林緊急改良事業等(治山事業)により機能回復のための植栽を実施しています。

また、植栽木に対するシカの食害防止等のため、侵入防止柵の設置や誘引捕獲などを行い、被害の軽減に努めています。

さらに、林野火災防止の啓発や森林保全巡視員等による巡回、消火機材の配備など各種被害予防に努めています。

(2) 緑化の推進

【林業振興課】

ア 緑化の現況

森林は、水を蓄え、土砂災害を防ぎ、レクリエーションの場を提供するなど、私たちの生活に様々な恵みを与えています。

しかしながら、都市化の進展に伴う身近な森林の減少や林業の不振による森林の荒廃などが懸念されています。

このような中、かけがえのない森林を健全な状態で次の世代に引き継ぐため、県民自らによる森林づくりへの参加や、森林を守り育てる気運の向上が求められています。

イ 緑化の推進対策

(ア) 緑化推進の取組

a 緑の教室等

福岡県緑化センターでは、緑化の普及・啓発及び緑化技術の指導を行うため、県内各地で「緑の教室」や「緑化講習会」等を開催しています。

緑の教室



b 県民参加の森林づくり

地球温暖化の問題など環境意識の高まりを受けて、県民参加による森林づくりが盛んになっています。

令和6(2024)年度は、県内 308 か所、約4万6千人の参加者による植栽や間伐などの森林(もり)づくり活動が実施されました。

(イ) 県有施設の緑化

身近な緑の造成を図るため県有施設を率先

して緑化し、地域緑化の推進に寄与しています。

(ウ) 緑化木の生産

本県は、県南部を中心に緑化木の生産が盛んであり、全国有数の生産地となっています。

しかし、近年は緑化木の需要が減少しており、今後は、植樹以外の新たな用途の開拓に取り組み、県産緑化木の需要拡大を図ります。

(I) 緑の募金

緑の役割と大切さを県民に啓発し、緑化の推進などの取組を行うため、公益財団法人福岡県水源の森基金が実施主体となり「緑の募金」運動に取り組んでいます。

令和6(2024)年度は、約 5,461 万円の募金が集まり、地域の緑づくりや緑の少年団の育成などに活用されています。

(3) 福岡県森林環境税を活用した取組

【林業振興課】

本県では、森林を健全な状態で次世代に引き継ぐため、平成20(2008)年4月に福岡県森林環境税を導入し、荒廃した森林の再生や県民参加の森林づくりに取り組んできました。

これまでに整備された森林では、水源かん養など森林の有する公益的機能が回復しつつある一方で、森林・林業を取り巻く情勢は厳しさを増しており、森林を森林所有者の林業活動だけでは支えられない状態が続いていることから、今後新たに森林の荒廃が進むことが懸念されています。

このため、平成 30(2018)年度以降も「福岡県森林環境税」を継続し、森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策や、森林を守り育てる気運の向上に向けた施策を実施しています。

<平成30年度から取り組んでいる施策>
○森林の有する公益的機能の発揮に向けた
施策

- ・強度間伐※等の実施
- ・間伐を繰り返す体制の構築
- ・海岸防風林の松くい虫駆除・予防対策
　　公益的機能を長期的に発揮する
　　スギ・ヒノキ等の針葉樹と広葉樹が
　　混在する森林（イメージ）



○森林を守り育てる気運の向上に向けた施策

- ・森林づくり活動の公募
- ・展示効果の高い森林整備
- ・森林の重要性の情報発信

県民参加の森林づくり（イメージ）



(2) 歴史・文化と生物多様性とを結びつけた環境学習の支援、推進

【自然環境課】

里地里山里海地域を構成するものの一つとして、歴史的・文化的な建造物や遺構等があり、その周辺の自然と合わせて、多様な生物を育む場となっています。

協賛企業から、売上的一部分を本県の自然環境保全活動に寄附していただいており、この寄附金の一部を活用して、歴史・文化と生物多様性とを結び付けた環境学習を実施し、その保存・活用に対する意識の高揚・啓発を行っています。

ア 有明海の環境学習（令和5(2023)年度～）

有明海は貝類や甲殻類をはじめ有明海固有の生物が多数生息しています。小学生を対象に、「やながわ有明海水族館」（柳川市稻荷町）において、有明海の生物多様性や歴史、文化を学ぶ環境学習を実施しています。

イ 岩戸山古墳（八女市吉田）の自然観察（令和6(2024)年度～）

地域の生物多様性保全活動を促進するため、八女市吉田にある岩戸山古墳周辺をフィールドとして、自然観察会を開催し、生物多様性や歴史、文化を学ぶ環境学習を実施しています。

2 里地里山里海の適切な利用と管理

(1) ふくおか農林漁業応援団づくり

【食の安全・地産地消課】

農林水産業や農山漁村地域の役割と重要性に対する県民の理解を深め、地産地消を推進するため、「農林漁業応援団」づくりを進めています。（詳細は第3章に記載）

※強度間伐：間伐率をより高く設定した間伐。

第7章 健康で快適に暮らせる生活環境の形成

第7章では、健康で快適に暮らせる生活環境の形成に向けた取組について掲載しています。大気や水、土壤環境などを常に監視し、様々な施策を行っています。

◆目指す姿

- きれいな空気・清らかな水・安全な土壤・静かな居住環境等が守られた、県民が健康で心地よく暮らせる社会。
- 個性豊かで、美しいまち並みと景観の保全形成に取り組み、誇りを持って次の世代に継承することができる社会。

◆指標

指標項目	計画策定時	目標	進歩
	大気 SPM NO ₂ } 100%		大気 SPM NO ₂ } 100%
	水質 BOD COD } 76.1%	環境基準達成率の 向上・達成維持を 図る	水質 BOD COD } 80.6%
環境基準の 達成率	DXN類 大気 公共用海域水質 公共用海域底質 地下水 土壤 } 100%		DXN類 大気 公共用海域水質 公共用海域底質 地下水 土壤 } 100%
	騒音 航空機 97.6% 新幹線 70.5% 自動車 96.2%		騒音 航空機 73.8% 新幹線 44.6% 自動車 95.6%
	令和2(2020)年度	令和8(2026)年度	令和6(2024)年度
河川及び海岸 愛護団体登録数	511団体 令和2(2020)年度	700団体 令和8(2026)年度	554団体 令和6(2024)年度

第1節 総合的な対策

〔環境基本法、公害紛争処理法、福岡県公害紛争処理条例、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律〕

本県では、公害防止計画の策定、環境保全協定の締結等を行い、環境保全・公害防止対策を講じるとともに、公害に係る紛争については、福岡県公害審査会を設置し、紛争の解決を図っています。

1 公害対策

(1) 公害紛争処理・公害苦情処理

〔公害紛争処理法、

福岡県公害紛争処理条例〕

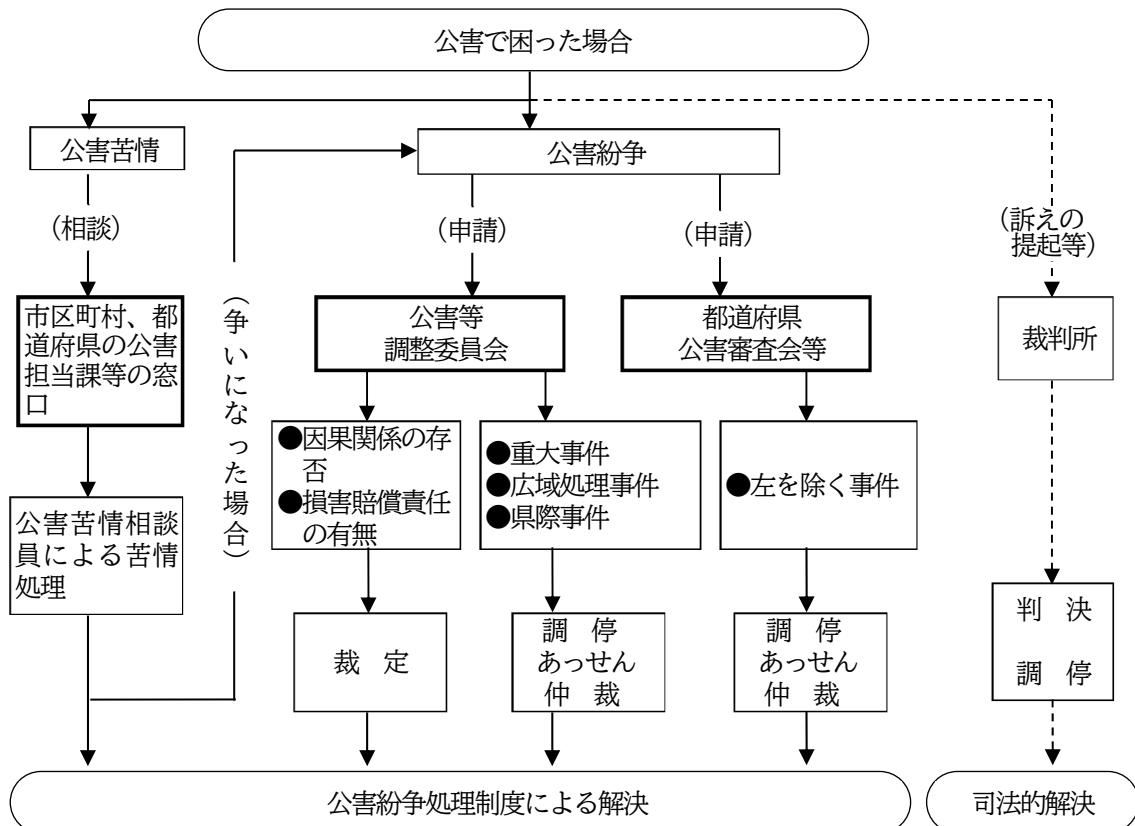
ア 公害紛争処理

【自然環境課】

本県では、公害に係る紛争について、司法的な解決とは別に迅速かつ適正な解決を図る附属機関として福岡県公害審査会を設置

しています。

審査会は、15名の委員で構成され、審査会会长の指名によって選任された委員があっせん、調停及び仲裁の手続により公害紛争の解決を図るものであり、審査会が設置された昭和46(1971)年以降令和7(2025)年3月までに本審査会で取り扱った事件は、あっせん1件、調停28件及び仲裁1件となっています。



イ 公害苦情処理

【環境保全課】

本県では、県内における公害苦情を統計的に把握するため、公害苦情件数等の調査を実施しています。

令和5(2023)年度に県内市町村及び県保健福祉環境事務所の公害苦情相談窓口で受け付けた苦情総件数は3,350件で、前年度と比べ81件減少し、約2.4%の減少となっています。

公害に対する苦情は、典型7公害(大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭)に係るものと、典型7公害以外の日照、電波障害、廃棄物の不法投棄等に係るものに分けられます。

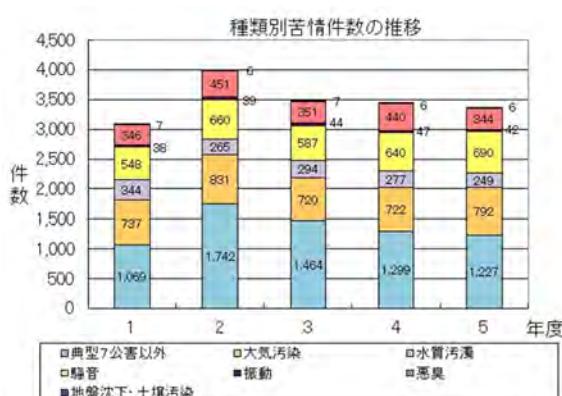
(ア) 種類別苦情件数

典型7公害の苦情は、大気汚染が最も多く、典型7公害以外の苦情では廃棄物投棄に関する苦情が最も多くなっています。

(イ) 苦情処理状況

令和5(2023)年度において処理することになった苦情件数は、新規受付(警察・国等の機関から移送されたものを含む)3,350件及び前年度からの繰越100件の合計3,450件から警察・国等の機関へ移送したもの154件を除いた3,296件(これを「公害苦情処理係属性数」という。)となっています。

種類別苦情件数の推移



苦情処理の内訳

(受付件数)

令和5年度新規	3,350件
前年度繰越	100件
計	3,450件

(処理の内訳)

他へ移送	154件
公害苦情処理係属性数	3,296件
(公害苦情処理係属性数内訳)	
直接処理	2,783件
翌年度繰越	94件
その他	419件

※その他:原因が不明な場合や申立人が管轄区域外に転居した場合など。

なお、公害苦情処理係属性数のうち、令和5(2023)年度中に処理された件数は2,783件で、その処理率は84.4%となっています。

(2) 公害防止管理者制度

【環境保全課】

[特定工場における公害防止組織の整備に関する法律]

公害防止管理者制度とは、製造業(加工業を含む。)及び電気・ガス・熱供給業の特定の工場内に、公害防止に関する責任者を選任させること等により、工場内の公害防止体制の整備を図り、もって公害の防止に資することを目的とする制度です。

この法律が適用される工場(「特定工場」という。)では、公害防止に関する業務を統括する「公害防止統括者」及び公害防止の技術的事項を管理する「公害防止主任管理者」、「公害防止管理者」を選任し、これを知事に届け出ることが義務付けられており、これらの職にはそれぞれ代理者の配置が必要です。

なお、公害防止管理者、公害防止主任管理者及びそれらの代理者は、工場に設置された施設や規模ごとに区分された国家試験等により資格を取得した者から選任することとされており、これらを選任又は解任した際は知事(一部は市町村長)に届け出なければなりません。

公害防止管理者は、従事する業務に応じて、大気関係、水質関係、騒音・振動関係、粉じん関係及びダイオキシン類関係の種類に分かれています。

(3) 融資制度（エコふくローン）

【循環型社会推進課】

福岡県環境保全施設等整備資金融資制度により財政支援を行い、県内に事業所を有する中小企業者等の公害防止施設、環境保全施設の整備、次世代自動車の購入等を促進します。

2 都市計画

【都市計画課、開発・盛土指導課】

都市計画とは、都市内の限られた土地資源を有效地に配分し、建築敷地、基盤施設用地及び緑地・自然環境を適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとするものです。

(1) 計画的な土地利用

都市計画区域内においては、用途地域など地域地区を適切に定めて、建築物の用途、容積、高さ等を制限することにより、土地の計画的利用を図り、効率的・集中的な公共投資により、合理的かつ機能的な都市空間の形成を図っています。

さらに、県内の 14 都市計画区域のうち 4 都市計画区域(22 市町)においては、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域(既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域)と市街化調整区域(市街化を抑制すべき区域)とに区分(一般的に「線引き」という。)しています。

また、都市計画区域外においても、土地利用の整序又は環境保全のために、県内の 23 市町において、準都市計画区域を指定しています。

これらの実効性は、開発許可制度等によって担保されています。

(2) 都市施設の適切な配置

道路、公園、下水道などの都市施設は、都市の生活や都市機能の維持にとって必要な施設であり、都市の骨格をなすものです。計画に当たっては、土地利用計画や都市施設相互の有

機的な関連を勘案しつつ、適切な規模・構造と位置を定めています。また、ごみ焼却場、汚物処理場などの位置についても、生活環境を悪化させないように配慮し、決定しています。

(3) 市街地の面的整備

健全な市街地の形成を図る手法として、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため土地区画整理事業が活用されています。また、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業等が活用されています。

住宅地の造成などに対しては、開発許可制度により公共施設の整備に一定の水準を確保しています。さらに、きめ細かなまちづくりの手段として、良好な居住環境を形成し、保全するために、地区の特性に合った地区計画制度の導入を促進しています。

(4) 美しいまちづくりの推進

平成 17(2005)年の「景観法」の全面施行を受け、本県では「福岡県美しいまちづくり条例」を改定し、市町村における景観計画策定による規制誘導を図る取組みを推進するとともに、県民の発意と参加による地域の個性を反映した美しいまちづくりを推進するための各種施策を行っています。

具体的には、複数の市町村にわたる広域的な景観形成を本県の重要な施策と位置付け、良好な景観の保全・形成を図るべく、現在、豊かな自然環境に恵まれた筑後地域及び京築地域を対象に、3 つの広域的な景観計画を運用しているところです。

また、美しいまちづくりについて県民とともに語り合い、考える「景観大会」を毎年開催し、地域住民団体や市町村によるまちづくり活動を支援するために「まちづくり専門家」の派遣事業等も行っています。

【景観大会の様子】



美しい景観選表彰式



景観選作品展示

(5) 花による美しいまちづくりの推進

花による美しいまちづくりは、地域の特色を活かして、環境に配慮しながら、まちの身近な生活空間を花や草木で彩ることで、まちなかに花があふれる、人々が集い憩う美しい空間を創出することを目的とした取組です。

この取組は、花き産業の振興を図るだけでなく、美しいまちなみを形成することで、地域住民の生活の質を高め、心の豊かさにもつながるもので。また、こどもたちの情操教育にも良い影響を与え、地域への愛着を育むことにも貢献できます。

福岡県では、市町村が整備する花壇への助成や、「花による美しいまちづくりコーディネーター」による講演会やセミナーの開催、県庁舎や県営公園などの公共施設へのフラワーボックスの設置や花壇整備等を進めていきます。

第2節 大気環境の保全

【環境保全課】

〔大気汚染防止法、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例〕

工場や事業場に起因する大気汚染は大きく改善されたため、都市化の進展や自動車保有台数の増加などを背景とした、都市生活型の環境問題への取組を推進してきました。

また、近年では、国境を越える広域的な大気汚染への取組が重要となっています。

大気汚染防止対策を進める上で、大気環境の状況を把握する必要があるため、常時監視測定局を整備して測定を行っています。また、自動車排出ガス対策、工場・事業場や石綿含有建材除去作業に対する監視指導を行っています。

1 大気環境の現況

高度経済成長期には特に石油系燃料消費量が増大したため大気汚染が急速に進行しましたが、昭和40年代に「公害対策基本法」や「大気汚染防止法」が成立し、工場や事業場における大気汚染防止対策が着実に進展しました。また、自動車排出ガス対策として大気汚染防止法に基づく単体規制(いわゆる排ガス規制)の強化が行われたことから、県内の大気汚染の状況は大きく改善されました。一方で、光化学オキシダントについては、移流等の影響により環境基準を達成できない状況が続いています。

(1) 常時監視体制

県内の大気環境の状況を把握するため、県内の常時監視測定局において自動連続測定機による常時監視を行っています(18市町55か所)。

常時監視データは、テレメータシステム(遠隔監視装置)により、県保健環境研究所(中央監視局)及び県庁(環境保全課)に送信されて

おり、毎時の常時監視データを県ホームページで公開しています。

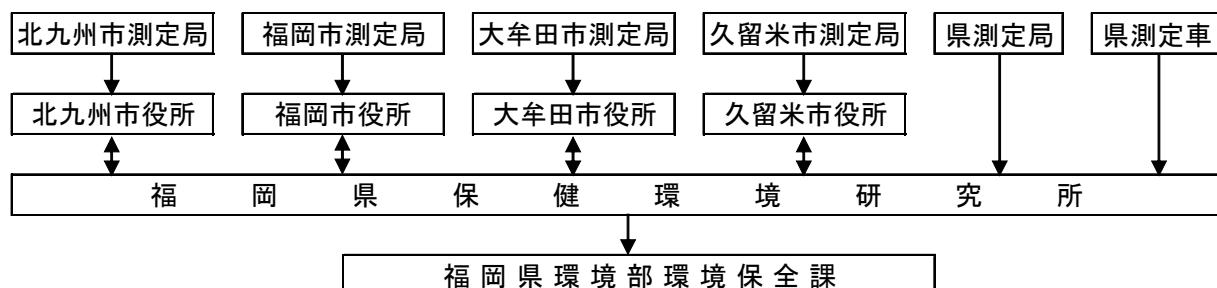
また、常時監視データなどから、大気汚染状況が悪化し人の健康や生活環境に被害が生じるおそれがあると判断される場合には、関係機関に対して情報を提供し、緊急時の措置を講じることとしています。

これらの取組に加え、保健環境研究所が開発した大気汚染予測システムを用いて、県内(4地域別)における光化学オキシダントやPM_{2.5}の独自予測を毎日実施しており、高濃度の光化学オキシダントやPM_{2.5}の発生が予測される場合には、県公式LINEアカウントにより県民に対し高濃度予測情報を配信しています。

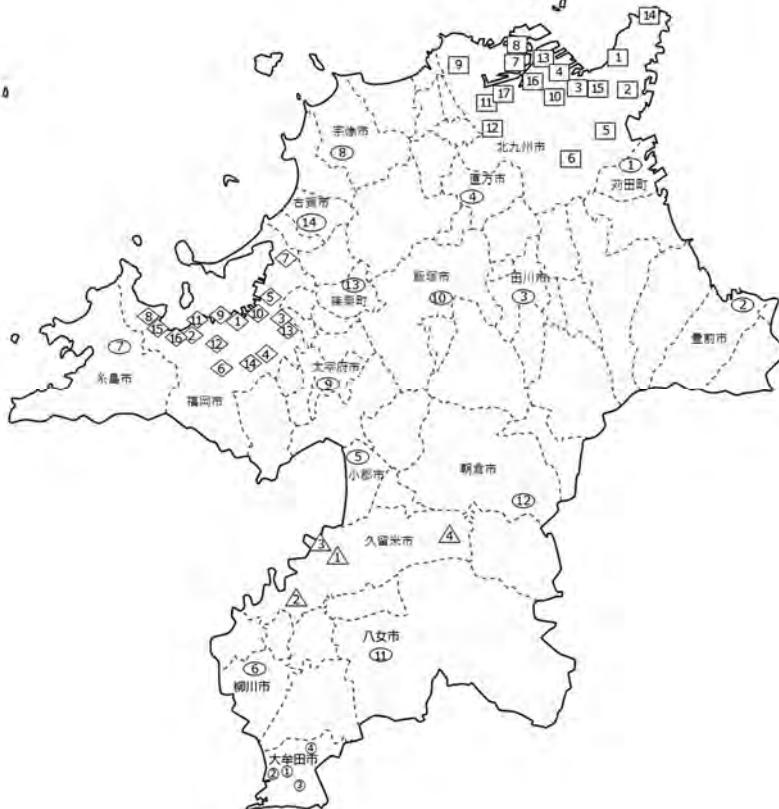
また、令和7(2025)年1月から、全国の自治体で初めてとなる大気汚染予報の常時公開「福岡県大気汚染予報」の発信を開始しました。

なお、常時監視を実施していない地域については、大気環境測定車(さわやか号)により必要に応じて調査を実施しています。

テレメータシステムによる測定データの流れ



大気汚染常時監視測定期局配置図



大気汚染常時監視測定期局一覧表

(令和7年3月31日現在)

設置主体	一般環境大気測定期局(一般局)					自動車排出ガス測定期局(自排局)										
福岡県 (○印)	1 筑後小郡	6 飯塚	11 八女	14 古賀												
	2 豊前	7 糸島	12 朝倉													
	3 田川	8 宗像	13 篠栗													
	4 直方	9 太宰府														
	5 筑後小郡	10 飯塚														
北九州市 (□印)	1 門司	6 企救丘	11 黒崎	14 門司港自排												
	2 松ヶ江	7 若松	12 塔野	15 三萩野自排												
	3 小倉	8 若松ひびき	13 戸畠	16 西本町自排												
	4 北九州	9 江川						17 黒崎自排								
	5 曽根	10 八幡														
福岡市 (△印)	1 春吉	4 南	7 香椎	9 天神	12 別府橋	15 今宿										
	2 祖原	5 東	8 元岡	10 千鳥橋	13 比恵	16 石丸										
	3 吉塚	6 長尾						11 西新	14 大橋							
大牟田市 (○印)	1 国設大牟田	3 七浦														
	2 新地	4 橘														
久留米市 (△印)	1 えーるピア久留米	3 城南中学校														
	2 三瀬中学校	4 田主丸中学校														

大気汚染常時監視測定局別測定項目一覧

ア 一般環境大気測定局

市町	測定局	測定項目										その他
		SO ₂	NO ₂	CO	SPM	Ox	PM _{2.5}	NMHC	T-HC	風向 風速	温度	
北九州市	門司	○	○			○				○		
	松ヶ江		○		○	○	○			○		
	小倉		○			○				○		
	北九州	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	曾根	○	○		○	○	○			○		
	企救丘		○		○	○	○			○		
	若松	○	○		○	○	○			○		
	若松ひびき	○	○		○	○	○			○		
	江川		○		○	○	○	○	○	○		
	八幡	○	○			○				○		
福岡県	黒崎	○	○		○	○	○			○		
	塔野		○		○	○	○			○		
	戸畠	○	○		○	○	○			○		
	春吉	○	○		○	○	○			○		
	祖原	○	○		○	○		○	○	○		○
	吉塚	○	○		○	○	○			○		
	南		○		○	○				○		
	東		○		○	○				○		
	長尾		○		○	○	○			○		
	香椎		○		○	○	○	○	○	○		
大牟田市	元岡		○		○	○	○			○		
	国設大牟田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	新地	○	○		○		○			○		
	七浦	○			○	○		○	○	○		
	橘	○	○		○	○				○		
	えーるピア久留米	○	○		○	○				○		
	三瀬中学校				○	○	○			○		
	城南中学校	○	○		○	○	○			○		
	田主丸中学校				○	○	○			○		
	苅田	○	○		○	○	○			○		
久留米市	豊前	○	○		○	○	○			○		
	田川	○	○		○	○	○			○		
	直方	○	○		○	○	○			○		
	小郡	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	柳川	○	○		○	○	○			○		
	糸島	○	○		○	○	○			○		
	宗像	○	○		○	○	○			○		
	太宰府	○	○		○	○	○			○		
	飯塚	○	○		○	○	○			○		
	八女	○	○		○	○	○			○		
朝倉市	朝倉	○	○		○	○	○			○		
	篠栗	○	○		○	○	○			○		
測定局数		30	39	2	39	41	33	7	7	42	3	3

イ 自動車排出ガス測定局

市町	測定局	測定項目										その他
		SO ₂	NO ₂	CO	SPM	Ox	PM _{2.5}	NMHC	T-HC	風向 風速		
北九州	門司港自排		○	○	○	○	○					○
	三萩野自排		○		○					○	○	
	西本町自排		○		○		○					○
	黒崎自排		○	○	○							
福岡県	天神	○	○	○	○					○	○	
	千鳥橋		○		○		○	○	○	○	○	
	西新別府橋		○		○		○					
	比恵大橋		○		○		○					
	今宿石丸		○		○		○					○
	古賀		○	○	○		○			○		○
	計	1	13	4	13	2	7	3	3	4		

一般環境大気測定局

17市町 42局

自動車排出ガス測定局

3市 13局

計 18市町(2市重複) 55局

※ 測定項目

SO₂ :二酸化硫黄

NO₂ :二酸化窒素

CO :一酸化炭素

SPM :浮遊粒子状物質

Ox :光化学オキシダント

PM_{2.5} :微小粒子状物質

NMHC :非メタン炭化水素

T-HC :全炭化水素(メタン及び非メタン炭化水素)

(2) 環境基準達成状況

二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質は全測定局で環境基準を達成しています。

このうち、浮遊粒子状物質は、黄砂等の気象現象の影響により、環境基準達成状況が変動することがあります。

大気汚染常時監視測定局の環境基準達成状況（達成局数／測定局数、令和6年度）

局区分	項目	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	その他	全般	達成率
一般環境 大気測定局	二酸化硫黄	8/8	3/3	4/4	2/2	13/13	30/30	100%
	二酸化窒素	13/13	8/8	3/3	2/2	13/13	39/39	100%
	一酸化炭素	1/1	—	1/1	—	—	2/2	100%
	浮遊粒子状物質	10/10	8/8	4/4	4/4	13/13	39/39	100%
	光化学オキシダント	0/13	0/8	0/3	0/4	0/13	0/41	0%
	微小粒子状物質	10/10	5/5	2/2	3/3	13/13	33/33	100%
自動車排出 ガス測定局	二酸化硫黄	—	1/1	—	—	—	1/1	100%
	二酸化窒素	4/4	8/8	—	—	1/1	13/13	100%
	一酸化炭素	2/2	1/1	—	—	1/1	4/4	100%
	浮遊粒子状物質	4/4	8/8	—	—	1/1	13/13	100%
	光化学オキシダント	0/1	0/1	—	—	—	0/2	0%
	微小粒子状物質	2/2	4/4	—	—	1/1	7/7	100%

備考 1:有効測定項目（二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質は年間測定時間数が 6,000 時間以上、微小粒子状物質は年間測定日数が 250 日以上の測定項目）について集計しています。ただし、光化学オキシダントの項目は除きます。

備考 2:環境基準の評価方法は、光化学オキシダントについては短期的評価(1 時間値が 0.06ppm 以下)により評価しています。二酸化窒素及び微小粒子状物質については、1 日平均値の年間 98% 値(年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当する値が、二酸化窒素は 0.06ppm、微小粒子状物質は $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えない値)により評価しています。また、微小粒子状物質については、1 年平均値(1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)についても評価を行います。二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については、1 日平均値の高い方から 2% の範囲にあるものを除外して評価します(年間における 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2% の範囲にある測定値を除外した後の最高値が、二酸化硫黄は 0.04ppm、一酸化炭素は 10ppm、浮遊粒子状物質は $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ 以下)。ただし、2% の範囲にあって、1 日平均値につき環境基準を 2 日以上連続して超えた場合は除外しないこととなっています。

ア 二酸化硫黄 (SO_2)

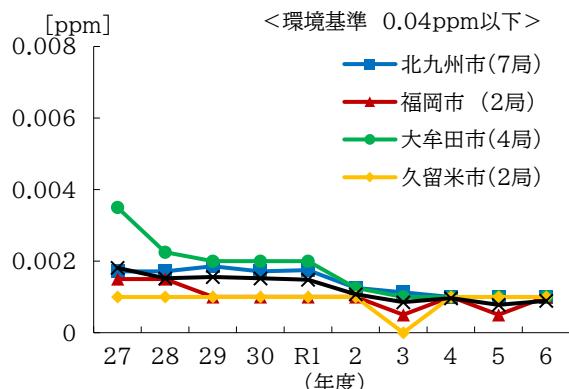
二酸化硫黄は、石油や石炭などの燃料中に含まれる硫黄分の燃焼により発生します。石油の消費拡大に伴い排出量が増加しましたが、環境基準の設定や排出規制の強化により、低硫黄燃料への転換や脱硫装置の設置が進み、現在は排出量が大幅に低減されています。

令和6(2024)年度は、県内 17市町 31測定局(一般局30、自排局 1)で常時監視を行っており、全測定局で環境基準(長期的評価)を達成しています。

また、過去 10 年間、継続測定している局の地域別年平均値には改善傾向が見られます。

また、光化学オキシダントは全国的に環境基準達成率が非常に低く、本県においても全測定局で環境基準を達成できていません。一方、微小粒子状物質($\text{PM}_{2.5}$)の環境基準達成率は顕著に改善しており、令和3(2021)年度以降は全測定局で環境基準を達成しています。

二酸化硫黄濃度経年変化（一般局）



(注)過去 10 年間、継続測定している局の年平均値

※環境基準:環境基本法に基づき政府が設定するもので、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準値。大気、水質、騒音、土壤、ダイオキシン類について定められています。

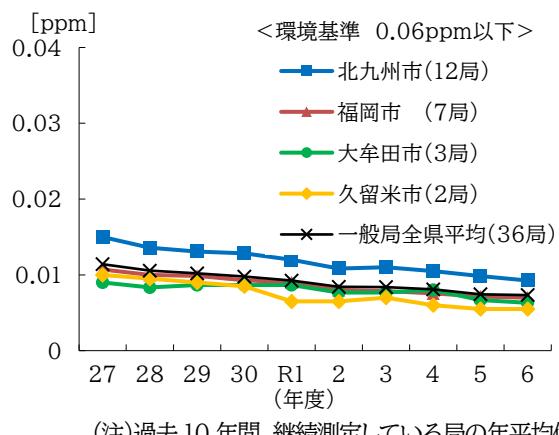
イ 二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素は、主に石油や石炭などの燃料の燃焼に伴い発生し、工場や事業場のばい煙発生施設及び自動車等から排出されます。

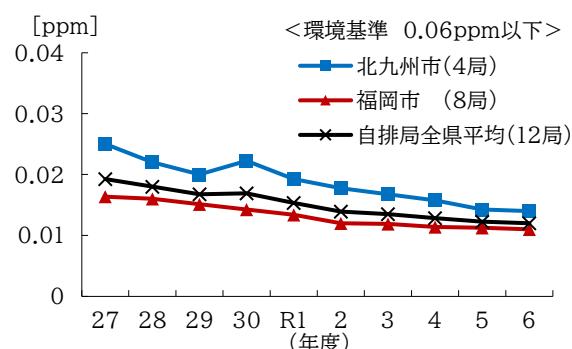
令和6(2024)年度は、県内18市町52測定局(一般局39、自排局13)で常時監視を行っており、全測定局で環境基準(長期的評価)を達成しています。

なお、過去10年間、継続測定している局の地域別年平均値には、緩やかな改善傾向が見られます。

二酸化窒素濃度経年変化(一般局)



二酸化窒素濃度経年変化(自排局)



ウ 一酸化炭素 (CO)

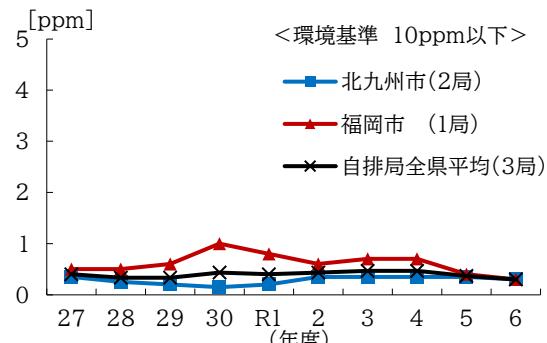
一酸化炭素は、主に自動車から排出されるため、自動車交通量の多い沿道で測定しています。

令和6(2024)年度は、県内4市6測定局(一般局2、自排局4)で常時監視を行っており、全測定局で環境基準を達成しています。

また、過去10年間、継続測定している自排

局における地域別年平均値は各地域とも低い濃度で推移しています。

一酸化炭素濃度経年変化(自排局)



(注)過去10年間、継続測定している局の年平均値

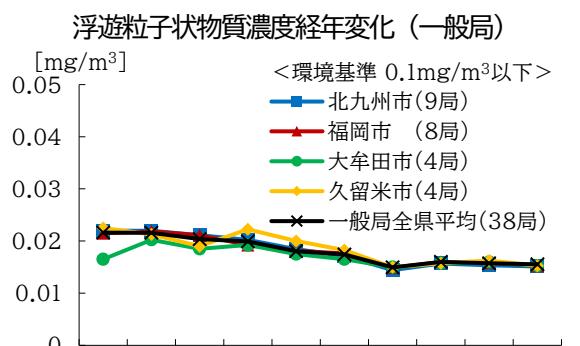
エ 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中の粒子状物質は、工場や事業場のばい煙発生施設や粉じん発生施設から排出されるばいじん及び粉じん、自動車から排出される黒煙、自動車の走行による道路上の粉じん飛散粒子、黄砂や火山活動等の自然現象によるものなど多種多様であり、浮遊粒子状物質と呼ばれます。

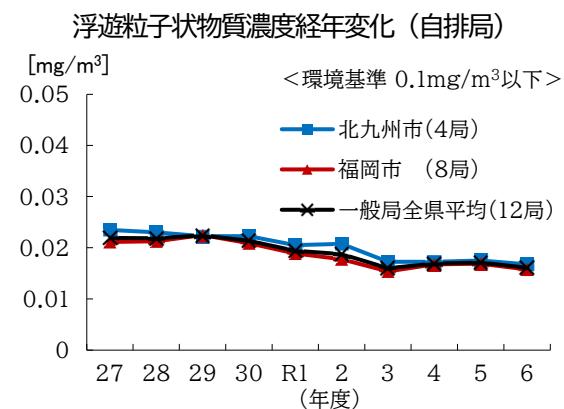
浮遊粒子状物質は、浮遊している粉じんのうち粒径が10マイクロメートル以下の細かい粒子で、大気中に比較的長時間滞留しています。

令和6(2024)年度は、県内18市町52測定局(一般局39、自排局13)で常時監視を行っており、全測定局で環境基準(長期的評価)を達成しています。

なお、環境基準達成状況は黄砂等の気象現象の影響を受け、大きく変動します。環境省は、黄砂の実態解明のための調査を自治体と協力して平成14(2002)年度から全国で開始し、本県もその調査に24(2012)年度まで参加しました。25(2013)年度以降は、越境大気汚染に関する調査研究の中で、黄砂の問題についても引き続き取り組んでいます。



(注)過去10年間、継続測定している局の年平均値



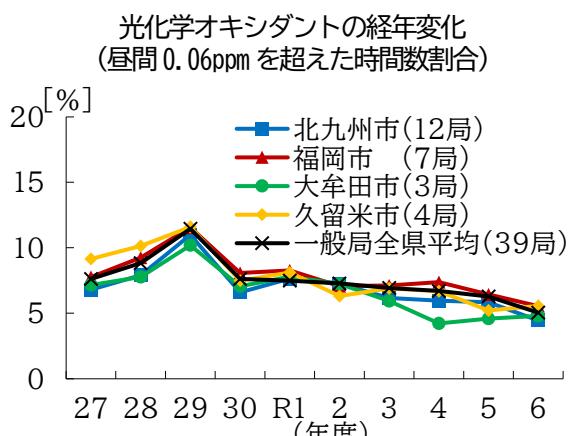
(注)過去10年間、継続測定している局の年平均値

光化学オキシダント(O₃)

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線と光化学反応を起こすことにより二次的に生成される、オゾンを中心とした酸化性物質の総称です。

濃度が高くなると、目がチカチカする、のどが痛くなるなどの影響が出ることがあるため、一定濃度以上になった場合には、大気汚染防止法の規定に基づく「光化学オキシダント注意報」を本県(北九州市の区域においては市)から発令し、県民等に注意を呼びかけています。

過去6年間の注意報の発令状況は表のとおりで、直近では令和元(2019)年5月に2回、県内の広域に注意報を発令しました。



(注)過去10年間、継続測定している局の年平均値

過去6年間の光化学オキシダント注意報発令状況

年度	日付	注意報発令区域
R1	5.23	北九州市 福岡市 宗像市、福津市、芦屋町、 水巻町、岡垣町、遠賀町
	5.24	北九州市 福岡市 直方市、宮若市、小竹町、 鞍手町、中間市 飯塚市、嘉麻市、桂川町 古賀市、宇美町、篠栗町、 志免町、須恵町、新宮町、 久山町、粕屋町 糸島市 宗像市、福津市、芦屋町、 水巻町、岡垣町、遠賀町
		行橋市、苅田町、みやこ町
R2～		発令なし

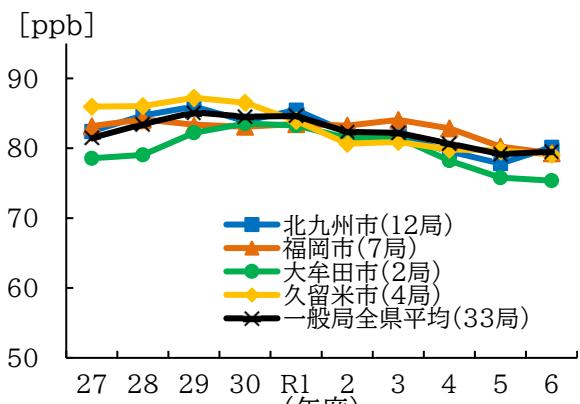
光化学オキシダントは全国のほとんどの測定期局で環境基準を達成できない状態が続いている(令和6(2024)年度の全国達成率は一般局 0.1%、自排局 0%)、本県においても県内 17 市町 43 測定期局(一般局 41、自排局 2)のすべてで環境基準を達成していません。

なお、光化学オキシダントの環境基準は、昼間の 1 時間ごとの濃度(1 時間値)で評価するため、1 年のうち 1 時間でも基準を超えると環境基準未達成となります。昼間の時間の約 95% は基準を達成しています。

光化学オキシダントの増減は気象要因の影響が大きいため、環境省から近年の傾向を評価する新しい指標として「O_x濃度8時間値の日最高値の年間99パーセンタイル値の3年移動平均値」が提案されています。

新しい指標による評価では、本県の光化学オキシダントは、平成27(2015)年度以降悪化傾向を示していましたが、30(2018)年度以降は改善傾向で推移しています。

光化学オキシダントの経年変化
(指標:8時間平均日最高値の3年移動平均)



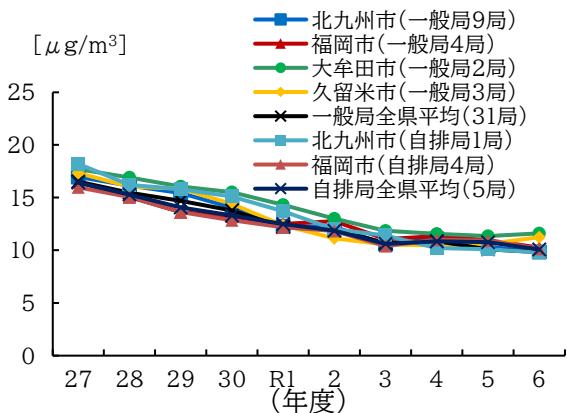
(注)過去10年間、継続測定している局の年平均値
力 微小粒子状物質(PM_{2.5})

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が2.5マイクロメートル以下の粒子で、平成21(2009)年に環境基準が設定されました。

平成23(2011)年度から測定体制の整備を行い、令和6(2024)年度末現在、県内18市町40測定局(一般局33、自排局7)でPM_{2.5}の常時監視を行っています。PM_{2.5}の環境基準は年平均値(長期基準)及び日平均値の年間98パーセンタイル値(日平均値の低い方から98%に相当する値)(短期基準)で評価を行っています。

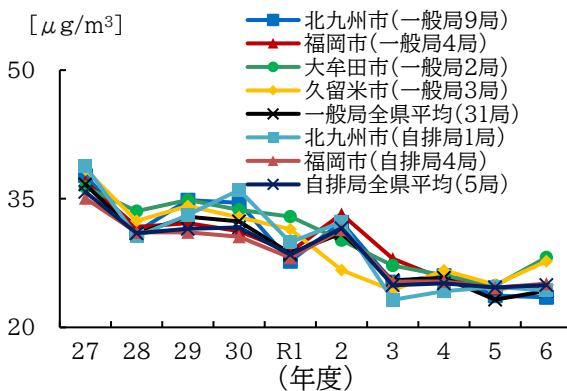
以前は、全国的にも環境基準の達成率が低く、本県においても平成26(2014)年度まで環境基準を達成できていませんでしたが、徐々に改善し、令和3(2021)年度以降は全測定局で環境基準を達成しています。

微小粒子状物質濃度の年平均値の経年変化



(注)過去8年間、継続測定している局の年平均値

微小粒子状物質濃度の日平均値の年間98パーセンタイル値の経年変化



(注)過去8年間、継続測定している局の日平均値の年間98パーセンタイル値の平均値

本県では、平成24(2012)年度からPM_{2.5}の濃度が暫定的な指針値である日平均値70 μg/m³を超えると予想される場合に、「PM_{2.5}に関する注意喚起」を実施し、注意を呼びかけています。注意喚起実施状況は下表のとおりで、直近では令和3(2021)年3月に、北九州地域で注意喚起を実施しました。(参照:第3部248頁)また、PM_{2.5}成分分析を県内6地点で実施しました。

PM_{2.5}に関する注意喚起実施状況

年度	日付	注意喚起実施地域
H26	H26.6.1	福岡地域
	H27.3.22	北九州地域 福岡地域
H29	H29.7.27	福岡地域
R2	R3.3.30	北九州地域

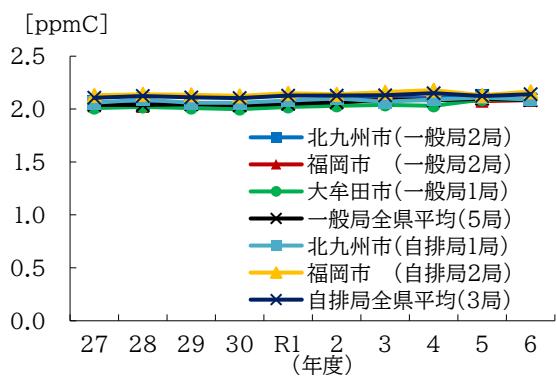
キ 炭化水素

炭化水素は、自動車や有機溶剤使用工場、ガソリンスタンド等多種多様な発生源から排出され、主に地球温暖化に関与するメタンと光化学オキシダント生成に関する非メタン炭化水素とに大別されます。

令和6(2024)年度は、県内4市10測定局(一般局7、自排局3)でメタンと非メタン炭化水素について常時監視を行いました。

過去10年間、継続測定している局の全炭化水素濃度の地域別年平均値の経年変化は、ほぼ横ばい状況で推移しています。

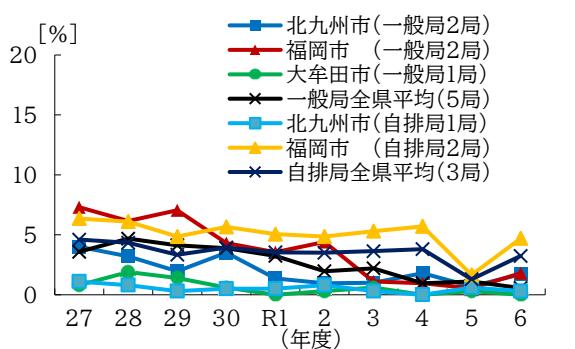
全炭化水素濃度経年変化



(注)過去10年間、継続測定している局の年平均値

また、非メタン炭化水素については、光化学オキシダント生成防止濃度レベルとして国の中核環境審議会から指針値(6時から9時までの3時間平均値が0.20~0.31ppmC以下が適当)が答申されていますが、指針値を超過した

日数は減少傾向にあります。なお、平成18(2006)年度から炭化水素を含む揮発性有機化合物(VOC)の排出規制を行っています。非メタン炭化水素の6~9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数割合経年変化



(注)過去10年間、継続測定している局の年平均値

ク 有害大気汚染物質

大気中の濃度が低濃度であっても、人が長期的に暴露した場合に健康影響が懸念される有害大気汚染物質について、平成9(1997)年度からモニタリング調査を実施しています。

このうち、環境基準が設定されているベンゼン等4物質の測定結果は、全測定地点において環境基準を達成しています。

また、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために指標となる数値(指針値)が設定されているアクリロニトリル等11物質の測定結果は、全地点において指針値を下回っていました。

ベンゼン等4物質の環境基準達成状況(達成局数/測定期数、令和6年度)

項目	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	その他の地域	全般
ベンゼン	4/4	4/4	4/4	1/1	3/3	16/16
トリクロロエチレン	4/4	4/4	0/0	1/1	3/3	12/12
テトラクロロエチレン	4/4	4/4	0/0	1/1	3/3	12/12
ジクロロメタン	4/4	4/4	1/1	1/1	3/3	13/13

アクリロニトリル等 11 物質の指針値達成状況（達成局数／測定局数、令和 6 年度）

項目	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	その他の地域	全般
アクリロニトリル	4/4	4/4	1/1	1/1	3/3	13/13
アセトアルデヒド	4/4	4/4	0/0	1/1	3/3	12/12
塩化ビニルモノマー	4/4	4/4	0/0	1/1	3/3	12/12
塩化メチル	4/4	4/4	0/0	1/1	3/3	12/12
水銀	4/4	4/4	3/3	1/1	3/3	15/15
ニッケル化合物	4/4	4/4	0/0	1/1	3/3	12/12
クロロホルム	4/4	4/4	1/1	1/1	3/3	13/13
1,2-ジクロロエタン	4/4	4/4	1/1	1/1	3/3	13/13
1,3-ブタジエン	4/4	4/4	0/0	1/1	3/3	12/12
ヒ素及び無機ヒ素化合物	4/4	4/4	0/0	1/1	3/3	12/12
マンガン及び無機マンガン化合物	4/4	4/4	0/0	1/1	3/3	12/12

2 大気汚染防止対策

大気汚染防止法等に基づき、ばい煙等の発生源である工場・事業場の監視指導を行っているほか、自動車排出ガス対策を進めています。

また、オゾン層保護や地球温暖化防止のため、フロン排出抑制法に基づきフロン類の適正な排出抑制を推進するとともに、酸性雨の実態把握や植物など生態系への影響について調査しています。

加えて、石綿(アスベスト)については、建築物の解体現場等からの飛散防止対策に加え、健康被害者からの認定申請及び給付請求等の受付や相談業務を行っています。

(1) 工場・事業場対策

大気汚染防止法の規定により、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、揮発性有機化合物(VOC)排出施設、水銀排出施設を新設、構造変更等する場合には、都道府県知事等への事前届出が必要です。

ばい煙発生施設には、ボイラー、廃棄物焼却炉などが該当し、ばい煙の排出基準が定められています。

一般粉じん発生施設には、堆積場、ベルトコンベアなどが該当し、粉じんの飛散防止のため、施設の構造等に関する基準が定められています。

特定粉じん発生施設には、石綿(アスベスト)

を含有する製品の製造に係る解綿用機械などが該当し、規制基準の遵守義務があります。

VOC排出施設は、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントによる大気汚染を防止するために平成 18(2006)年度から規制対象とされました。塗装用の乾燥施設などが該当し、排出基準が定められています。

水銀排出施設は、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、平成 30(2018)年度から規制対象とされました。石炭を燃焼するボイラーや廃棄物焼却炉などが該当し、排出基準が定められています。

工場・事業場から届け出られた施設については、届出提出時に書面審査を行うとともに、立入検査により施設の実態把握や排出基準遵守状況等を確認し、必要に応じ行政指導等を行っています。

令和2(2020)年の大気汚染防止法の改正により、3(2021)年4月からすべての石綿含有建材が規制対象とされ、建築物等の解体や除去等の作業を行う場合には、作業前に石綿使用の有無を確認する事前調査を実施し、一定規模以上の工事については事前調査の結果を都道府県知事等へ報告することが義務付けられました。

また、令和 5(2023)年10月からは、建築物、令和8(2026)年1月からは工作物の事前調査を有資格者など一定の知識を有する者に実施

させることも義務付けられました。

なお、石綿が使用された建築物等の解体等工事を行う場合には、法に定められた作業基準を遵守する必要があります。加えて、吹付け石綿や石綿を含有する保温材、耐火被覆材、断熱材が使用された建築物等については、作業実施前に都道府県知事等への届出が必要です。

ア 施設の設置状況

ばい煙発生施設は、前年度と比較すると、工場・事業場数は約 1.9%増加し、施設数は約 0.7%減少しています。

一般粉じん発生施設は、前年度と比較すると、工場・事業場数は約 0.6%減少し、施設数は約 0.6%減少しています。

特定粉じん発生施設は、県内には設置されません。

VOC排出施設は、前年度と比較すると、工場・事業場数は約 2.8%減少し、施設数は約 2.6%減少しています。

水銀排出施設は、前年度と比較すると、工場・事業場数は約 2.4%減少し、施設数は約 3.8%減少しています。

イ 立入検査等の実施

ばい煙発生施設等を設置している工場・事業場に対して立入検査を行い、ばい煙等の自主測定結果の確認、排出ガスの分析検査の実施などにより、排出基準等の遵守状況を把握しています。

水銀排出施設については、自主測定検査の確認の結果、令和6(2024)年度に1事業場で排出基準の超過が見られたため、行政指導を行い、現在は改善しています。

また、石綿含有建材の除去等を行う解体等工事(特定粉じん排出等作業)への立入検査を実施し、石綿飛散防止のための作業基準の遵守状況を確認しました。

石綿事前調査結果報告件数

(令和6年4月1日～令和7年3月31日報告分)

	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	その他の地域	合計
電子	6,378	12,565	524	1,600	11,178	32,245
紙	46	7	7	1	18	79
合計	6,424	12,572	531	1,601	11,196	32,324

石綿事前調査結果報告件数（建材ごとの件数）

(令和6年4月1日～令和7年3月31日報告分)

	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	その他の地域	合計
レベル1	21	31	0	10	18	80
レベル2	50	30	7	4	30	121
レベル3	2,919	7,492	478	1,015	4,961	16,865
合計	2,990	7,553	485	1,029	5,009	17,066

ばい煙発生施設等設置状況

(令和7年3月31日現在)

	施行令別表第1の項番号	施設名	北九州市	福岡市	大牟田市		久留米市	その他の地域	合計
					工場	事業場			
大気汚染防止法該当施設	1	ボイラー	587	461	45	23	236	1,587	2,939
	2	ガス発生炉・加熱炉	4	3	0	0	0	2	9
	3	焙焼炉・焼結炉・煅焼炉	8	0	1	0	0	1	10
	4	溶鉱炉・転炉	5	0	0	0	0	1	6
	5	溶解炉	57	0	10	0	7	60	134
	6	金属加熱炉	198	0	3	0	0	63	264
	7	石油加熱炉	8	0	0	0	0	0	8
	8	触媒再生炉	0	0	0	0	0	0	0
	8-2	いおう燃焼炉	0	0	0	0	0	0	0
	9	焼成炉・溶融炉	35	0	7	0	1	31	74
	10	反応炉・直火炉	44	0	8	0	0	6	58
	11	乾燥炉	93	11	10	4	7	172	297
	12	電気炉	6	0	0	0	0	1	7
	13	廃棄物焼却炉	29	13	1	7	8	58	116
	14	銅・鉛・亜鉛の焙焼炉等	0	0	9	0	0	0	9
	15	カドミウム乾燥施設	0	0	0	0	0	0	0
	16	塩素急速冷却施設	0	0	0	0	0	0	0
	17	塩化第二鉄溶解槽	0	0	0	0	0	3	3
	18	活性炭の製造反応炉	0	0	0	0	0	0	0
	19	塩素反応施設等	17	0	30	0	0	0	47
	20	アルミニウム電解炉	0	0	0	0	0	0	0
	21	燐鉱石の反応施設等	1	0	0	0	0	0	1
	22	弗酸の製造用凝縮施設等	2	0	0	0	0	0	2
	23	トリポリ磷酸ナトリウム製造用反応施設	0	0	0	0	0	0	0
	24	鉛精錬用等溶解炉	0	0	0	0	0	0	0
	25	鉛蓄電池の溶解炉	0	0	0	0	0	0	0
	26	鉛系顔料の溶解炉等	0	0	0	0	0	0	0
	27	硝酸製造施設	8	0	0	0	0	0	8
	28	コークス炉	6	0	0	0	0	0	6
	29	ガスタービン	0	35	2	0	9	9	55
	30	ディーゼル機関	90	55	9	22	16	48	240
	31	ガスマシン機関	0	2	2	0	0	0	4
	32	ガソリン機関	0	0	0	0	0	0	0
施設数			1,198	580	137	56	284	2,042	4,297
工場・事業場数			289	288	31	21	126	904	1,659
鉱ガ電 山保ス 安事事 該業業 当事法 施設法 設施	ボイラー	一	19	0	11	0	0	15	45
	ガス発生炉・加熱炉		0	0	0	0	0	0	0
	ガスタービン		95	199	1	4	25	72	396
	ディーゼル機	関	281	540	6	24	99	547	1,497
	ガスマシン機	関	17	27	0	1	11	24	80
	ガソリン機	関	0	0	0	0	0	0	0
	その他の		0	0	0	0	0	1	1
	施設数		412	766	18	29	135	659	2,019
工場・事業場数			250	572	6	24	84	414	1,350
施設数合計			1,610	1,346	237	419	2,695	6,307	
施設数割合(%)			25.5	21.4		3.8	6.6	42.7	100
工場・事業場数合計			539	720		65	210	1,185	2,719

一般粉じん発生施設等設置状況

(令和7年3月31日現在)

施行令別表第2の項番号	施設名	北九州市	福岡市	大牟田市		久留米市	その他の地域	合計
				工場	事業場			
1	コークス炉	4(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4(0)
2	堆積場	192(13)	33(0)	15(0)	9(0)	18(0)	215(13)	482(26)
3	コンベア	901(31)	98(0)	29(0)	2(0)	20(0)	1,228(37)	2,278(68)
4	破碎機・摩碎機	100(8)	17(0)	9(0)	2(0)	4(0)	172(5)	304(13)
5	ふるい	88(4)	13(0)	0(0)	0(0)	3(0)	102(11)	206(15)
施設数		1,285(56)	161(0)	53(0)	13(0)	45(0)	1,717(66)	3,274(122)
工場・事業場数		80(6)	39(0)	10(0)	2(0)	17(0)	166(7)	314(13)
施設数合計		1,341	161		66	45	1,783	3,396
施設数割合(%)		39.5	4.7		1.9	1.3	52.6	100
工場・事業場数合計		86	39		12	17	166	320

(注) ()内の数字は電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法該当施設

VOC排出施設設置状況

(令和7年3月31日現在)

施行令別表第1の2の項番号	施設名	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	その他の地域	合計
1	化学製品製造の用に供する乾燥施設	0	0	0	0	0	0
2	塗装施設（吹付塗装に限る。）	4	0	0	0	31	35
3	塗装の用に供する乾燥施設	5	0	1	0	2	8
4	粘着テープ等の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	9	0	0	0	25	34
5	接着の用に供する乾燥施設（上記等以外）	3	0	0	5	4	12
6	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	1	0	0	0	0	1
7	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	3	0	0	0	9	12
8	工業の用に供する洗浄施設	1	0	0	0	0	1
9	貯蔵タンク	9	0	0	0	0	9
施設数合計		35	0	1	5	71	112
施設数割合(%)		31.2	0.0	0.9	4.5	63.4	100
工場・事業場数合計		10	0	1	2	22	35

水銀排出施設設置状況

(令和7年3月31日現在)

施行令別表第3の3の項番号	施設名	北九州市	福岡市	大牟田市		久留米市	その他の地域	合計
				工場	事業場			
1	小型石炭混焼ボイラー	0(5)	0(0)	0(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(7)
2	石炭燃焼ボイラー（上記以外）	0(0)	0(0)	0(1)	0(0)	0(0)	0(3)	0(4)
3	非鉄金属製造一次施設（銅、工業金）	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
4	非鉄金属製造一次施設（鉛、亜鉛）	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
5	非鉄金属製造二次施設（鉛、銅、亜鉛）	0(0)	0(0)	9(0)	0(0)	0(0)	1(0)	10(0)
6	非鉄金属製造二次施設（工業金）	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
7	セメントの製造の用に供する焼成炉	2(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	8(0)	11(0)
8	廃棄物焼却施設	34(0)	13(0)	1(0)	7(0)	8(0)	57(0)	120(0)
9	水銀回収施設	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
施設数		36(5)	13(0)	11(3)	7(0)	8(0)	66(3)	141(11)
工場・事業場数		19(3)	6(0)	4(3)	4(0)	5(0)	39(2)	77(8)
施設数合計		41	13	21	8	69	152	
施設数割合(%)		27.0	8.6	13.8	5.3	45.4	100	
工場・事業場数合計		22	6	9	5	39	81	

(注)()内の数字は電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法該当施設

立入検査実施状況

(令和7年3月31日現在)

地域区分	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	その他の地域	合計
工場・事業場※	220	9	6	3	194	432
施設※	1,386	22	6	3	1,566	2,983
特定粉じん排出等作業	68	228	18	10	316	640

※ばい煙発生施設、水銀排出施設、VOC排出施設及び粉じん発生施設（大気汚染防止法、電気・ガス事業法、鉱山保安法）を対象とした立入検査実施件数。

ウ 排出規制の状況

(ア) 硫黄酸化物

a K値規制

K値とは、一つのばい煙発生施設から排出された硫黄酸化物が、排出口(煙突)から大気中に拡散しながら地上に到達した時の最大着地濃度(煙源から排出された汚染物質が拡散し、地表面に到達してもたらす濃度の最大値)を定量化したもので、国が地域ごとにその数値を定めています。K値規制とは、ばい煙発生施設ごとに排出口(煙突)の高さとK値から硫黄酸化物の許容排出量を求め(=排出基準)、排出基準以下になるよう硫黄酸化物の排出量を規制するというものです。

県内を6地域(北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、苅田町、その他の地域)に区分してK値が定められており、各K値に基づく排出基準(一般排出基準)で規制するほか、北九州市、大牟田市、苅田町に昭和49(1974)年4月1日以降に設置されたばい煙発生施設については、より厳しいK値に基づく排出基準(特別排出基準)で規制を行っています。

b 総量規制

工場等が密集しており施設ごとの排出基準(K値規制)のみでは二酸化硫黄の環境基準を維持することが困難な地域を国が総量規制地域として指定(指定地域)し、指定地域について知事が総量削減計画を策定するとともに総量規制基準を定め、一定規模以上の工場(特定工場等)から排出される硫黄酸化物の合計量を規制するというものです。

本県では、北九州市、大牟田市、苅田町が総量規制地域として指定されています。

c 燃料使用規制

総量規制地域内の小規模工場等(特定工場等以外の工場)には総量規制基準は適用されませんが、硫黄酸化物による大気汚染に寄与しているため、燃料使用基準を定め、基準に適合する燃料を使用させることにより大気環境の改善を図るというものです。

また、都市中心部においては、冬季にビル暖房等による燃料使用量の増加等により一時的に大気環境が悪化することから、地域ごとに燃料使用基準を定め、都市中心部の大気環境の改善を図っています。

本県では、福岡市の中央区(昭和47(1972)年11月30日当時の区)と博多区の一部地域を適用区域とし、燃料使用基準を定め、冬季の一定期間、規制を行っています。

(イ) 窒素酸化物

窒素酸化物の排出基準として、ばい煙発生施設の種類及び規模ごとに、排出口における濃度基準(許容限度)を全国一律に国が定めています。

また、本県では、北九州市及び苅田町における窒素酸化物による大気汚染を防止するため、昭和60(1985)年に「北九州市等地域における窒素酸化物対策基本方針」を策定し、大規模工場等に対して窒素酸化物の排出総量抑制を指導するなど、窒素酸化物対策を推進しています。

エ 光化学オキシダント対策

本県では、環境基準超過が続く光化学オキシダントについて、緊急時対策基本要綱を制定しています。要綱では、オキシダント濃度が上昇し、人の健康または生活環境に被害が生じるおそれがある場合には、その事態を広く一般に知らせるとともに、状況に応じて、ばい煙を多量に排出する事業者及び揮発性有機化合物(VOC)排出者に対し、ばい煙及びVOC排出量の削減を要請することとしています。

なお、光化学オキシダント注意報の発令時には、注意報発令を県民の皆さんにより広くお知らせするため、発令区域の市町村と協力とともに、テレビやラジオのほか、県ホームページや県公式LINE、「防災メール・まもるくん」等を活用して周知を図っています。さらに、平成20(2008)年度からは、毎時の光化学オキシダント濃度を県ホームページで常時公開しています。(参照:第3部248頁)

光化学オキシダント対策においては、国内発生源対策に加えて、国境を越えた環境汚染への対策が喫緊の課題となっています。このため、本県では平成20(2008)年度から22(2010)年度にかけて東アジアにおける国際環境協力の重要性をテーマにしたフォーラムやシンポジウムを開催し、国際環境協力の枠組み作りの必要性について情報発信するなど、越境大気汚染対策を推進しました。

才 微小粒子状物質(PM_{2.5})対策

本県では、環境省の「PM_{2.5}に関する専門家会合」報告に従い、平成25(2013)年から、PM_{2.5}の濃度が暫定的な指針値である日平均値70μg/m³を超えると予想される場合に注意喚起を行っています。(参照:第3部248頁)

なお、PM_{2.5}に関する注意喚起実施時には、注意喚起情報を県民の皆さんにより広くお知らせするため、発令区域の市町村と協力とともに、テレビやラジオのほか、県ホームページや県公式LINE、「防災メール・まもるくん」等を活用して周知を図っています。

PM_{2.5}においては、国内発生源に加えて、広域的な越境汚染への対策が重要な課題となっています。このため、平成22(2010)年度以降、国と各県が共同でPM_{2.5}の汚染機構を解明するための研究を行っています。

(2) 自動車排出ガス対策

自動車は、人や物資の輸送手段として、社会経済活動や国民生活に欠かせない重要な役割を果たしており、県内の自動車保有台数も、ここ10年で4.7%増加しています。自動車から排出される窒素酸化物や粒子状物質等については、大気汚染への影響が大きいことから、国において、自動車排出ガス規制を車種及び物質ごとに、段階的に強化するなど各種の対策が進められており、最新の規制対応車両の排出ガスは大幅に改善されています。これらの取組みの効果を確認するため、自動車排出ガス測定局における常時監視等を今後も継続するこ

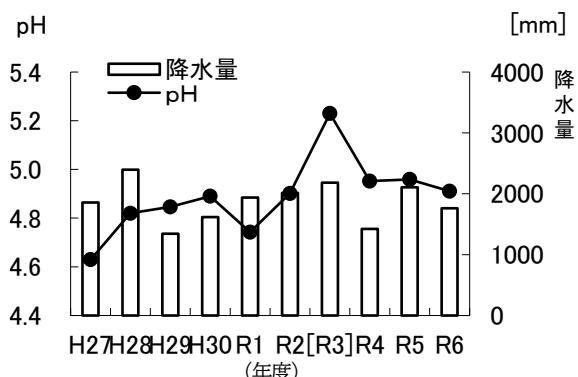
ととしています。

また、本県では福岡県環境物品等調達方針を定め、低公害車等(低燃費かつ低排出ガス認定車を含む)を優先して導入することにより、県民や事業者へも広く普及していくよう啓発に努めています。

(3) 酸性雨に関する調査研究

昭和63(1988)年度以降、環境省からの委託による酸性雨の調査を実施していますが、平成2(1990)年度からは、環境省の委託事業に加え、本県独自に平野部(太宰府市)において雨水の成分分析調査と山間部のブナなどの森林植生への影響を調べています。本県では、今後ともこれらの調査を継続することとしています。

雨水のpH及び降水量の経年変化(太宰府市)



※令和3年度は降雨採取装置の故障により欠測が長期にわたるため、参考値

森林植生影響調査の概要

調査年度	調査地点	平均衰退度	調査対象樹木
R2	脊振山(福岡市)	0.1~0.2	ブナ・アカガシ
R3	英彦山(添田町)	1.0~1.6	ブナ・モミ・スギ
R4	釧路岳(八女市)	0.4~0.6	ブナ
R5	古処山～屏山(朝倉市・嘉麻市)	0.1~0.3	ブナ・アカガシ
R6	宝満山～三郡山(太宰府市・筑紫野市・宇美町)	0.3~2.0	ブナ・モミ

※衰退度：目視により樹木の衰退度を、0(良好)～4(枯死)の5段階で評価

(4) オゾン層保護対策

冷蔵庫やカーエアコンなどの冷媒として使用される特定フロン(CFC, HCFC)は、大気中に放出されると地球を取り巻くオゾン層を破壊することが知られています。オゾン層が破壊されると、過度の紫外線が地上に到達して、皮膚ガンや白内障の増加など人の健康や自然の生態系に影響を及ぼすことがあります。このため、オゾン層を破壊しない代替フロン(HFC)への転換が進められてきましたが、代替フロンは極めて高い温室効果を有するため、地球温暖化防止の観点からもフロン類(特定フロン、代替フロン)の排出を抑制することが必要となっています。

フロン類の排出抑制等に関する法律には、「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」及び「フロン排出抑制法」があります。家電リサイクル法は家庭用の冷蔵庫及びルームエアコンの冷媒フロンの回収について、自動車リサイクル法は使用済自動車のカーエアコンのフロン冷媒回収について、フロン排出抑制法は業務用冷凍空調機器の冷媒フロンの排出抑制について、それぞれ規定しています。

フロン排出抑制法では、冷媒フロンの大気中への放出禁止や業務用冷凍空調機器の管理者やフロン類充填回収業者の責務などが定められています。本県では、解体等工事現場などの立入検査、業務用冷凍空調機器の管理者への啓発活動を行うなど、フロン類の適正な管理及び排出抑制の促進に努めています。

第3節 水環境の保全

〔水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例〕

本県では、国(国土交通省九州地方整備局)や政令市などとともに、水質測定計画に基づき、公共用水域や地下水における水質の汚濁状況を常時監視しています。

また、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、計画的かつ効率的な汚水処理施設の整備を目的とする汚水処理構想を策定し、県、市町村、そして県民が一体となって、下水道、集落排水、浄化槽等の整備を進めています。

1 水環境の現況

【環境保全課】

【水質汚濁防止法】

県内の公共用水域の水質については、水質測定計画に基づき、国(国土交通省九州地方整備局)、独立行政法人水資源機構、北九州市、福岡市、久留米市とともに 185 の環境基準点(河川 146、海域 34、湖沼 5)で環境基準の達成状況を監視しています。

汚濁状況は、水質汚濁防止法、水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例、瀬戸内海環境保全特別措置法等による排水規制及び事業場における排水処理施設の整備並びに生活排水対策の推進等により改善が図られています。

環境基準項目のうち、健康項目(人の健康の保護に関する環境基準)については、カドミウムなど 27 項目が定められています。また、生活環境項目(生活環境の保全に関する環境基準)は、生物化学的酸素要求量(BOD)^{*}、化学的酸素要求量(COD)^{*}等の 13 項目が定められています。

水質汚濁の代表的指標であるBOD(河川)又はCOD(海域、湖沼)の環境基準達成率を公共用水域全体で見ると、令和 6(2024)年度は 80.6%となっています。

閉鎖性水域^{*}の富栄養化^{*}の指標である全窒素及び全リンの環境基準達成率は、海域では全窒素、全リンとも高い割合で推移しており、令和 6(2024)年度は全窒素が 100%、全リンが 77.8%となっています。

また、湖沼においては、全リンの環境基準達成率が低い状況が続いている、令和 6(2024)年度は 25.0%となっています。

健康項目については、海水の影響によりふつ素又はほう素が環境基準値を超過したほか、河川 1 地点でふつ素が超過しました。ふつ素の超過について、原因の特定には至っておりませんが、一時的なものと考えられ、継続的に調査を実施します。

(1) 河川の現況

県内には、遠賀川、筑後川、矢部川などの大規模河川が貫流し、また、多くの中小河川が流れています。

河川の水質の状況については、国、県、北九州市、福岡市及び久留米市で分担して 146 の環境基準点において水質測定を実施しています。令和 6(2024)年度においては、BODについて 142 の環境基準点のうち 118 地点で環境基準を達成しています。

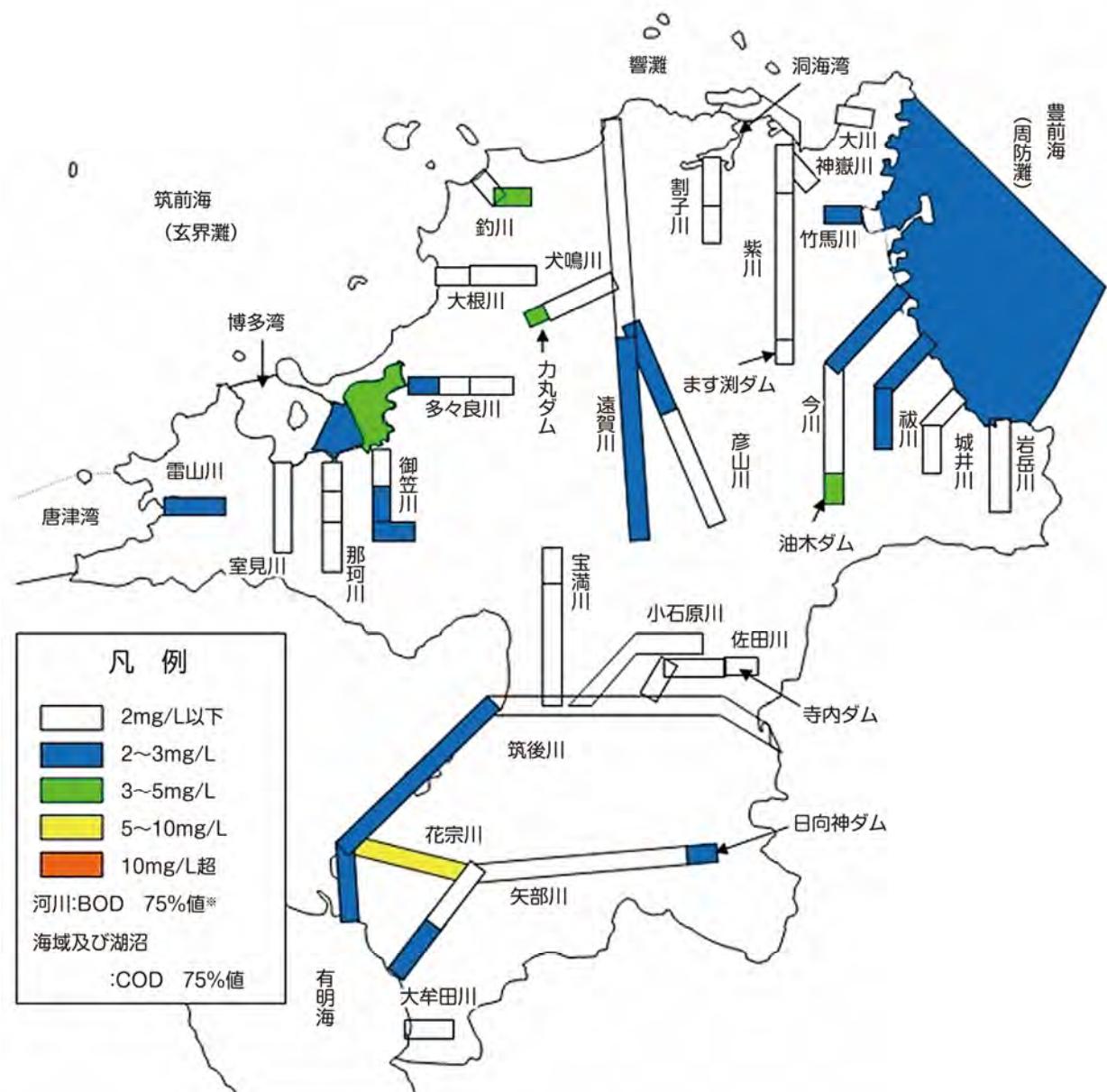
*生物化学的酸素要求量(BOD):水中の有機物などを微生物が分解するとときに消費する酸素量のことで、河川や工場排水の汚濁の程度を表す指標として用いられ、その値が大きいほど、水質汚濁が進行しています。

*化学的酸素要求量(COD):水中の有機物などを酸化剤で酸化するとときに消費する酸素量のことで、海域や湖沼などの汚濁の程度を表す指標として用いられ、その値が大きいほど、水質汚濁が進行しています。

*閉鎖性水域:ダム湖等の湖沼や湾・灘など陸岸に囲まれ水が滞留しやすい水域をいい、これらの水域は富栄養化による各種利水障害が生じやすいという特徴があります。

*富栄養化:閉鎖性水域に窒素・リン等の栄養塩類が多い状態になることです。藻類の異常繁殖により赤潮等の原因となります。

県内主要水域水質汚濁概況図



*75%値:測定データを、値が小さいものから順に並べ、データ数の75%目に当たる値であり、データが12個あれば、値の小さいものから9番目のデータが75%値となります。河川のBOD、海域及び湖沼のCODは、この75%値が環境基準値以下の場合に、環境基準を達成していると判断されます。

(2) 海域の現況

本県は、瀬戸内海(豊前地先海域及び北九州地先海域)、筑前海(博多湾及び唐津湾を含む)、有明海と、三方を個性ある海に囲まれています。また、そのうち瀬戸内海、有明海、博多湾及び唐津湾は、閉鎖性の高い海域となっています。

県、北九州市及び福岡市では、豊前地先海域4地点、北九州地先海域6地点、筑前海2地点、博多湾8地点、有明海11地点、唐津湾3地点の計34の環境基準点において水質測定を実施しています。令和6(2024)年度は、CODについて33の環境基準点のうち24の地点で環境基準を達成しています。

また、全窒素及び全リンについては、平成8(1996)年度に博多湾が、9(1997)年度には洞海湾、響灘及び周防灘が、11(1999)年度には有明海が、13(2001)年度には唐津湾が類型指定されています。これら9水域で令和6(2024)年度に実施した全窒素及び全リンの測定結果では、全窒素が9水域、全リンが7水域で環境基準を達成しています。

(3) 湖沼の現況

県内で類型指定が行われている湖沼は、遠賀川水系八木山川の力丸ダム、筑後川水系佐田川の寺内ダム、矢部川の日向神ダム、今川の油木ダム、紫川のます渕ダムの人工湖(ダム湖)5か所で、天然の大規模湖沼はありません。

力丸ダム、日向神ダム及び油木ダムは県、寺内ダムは独立行政法人水資源機構、ます渕ダムは北九州市により、環境基準点において水質を測定しています。

令和6(2024)年度は、CODについて5つの環境基準点のうち3地点で環境基準を達成しています。また、全リンについては4水域で類型指定されており、6(2024)年度は1水域で環境基準を達成しています。

(4) 地下水の現況

県内における地下水の水質汚濁の状況を監視するため、水質汚濁防止法に基づき、地下水調査を実施しています。

ア 概況調査

地域の地下水質の概況を把握するために実施している調査です。県では、平成9(1997)年度から県域を10kmメッシュに区画し、これを更に5kmで4区画に分割して、環境基準項目を中心に概況調査(ローリング調査)を実施しています。

令和6(2024)年度は環境基準項目28項目及び要監視項目5項目について20井戸でローリング調査を実施し、1井戸でふっ素及び砒素が、1井戸で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値を超えて検出されました。

なお、概況調査は国土交通省や市町村においても実施しており、令和6(2024)年度は県全体で58井戸の調査を実施しています。

イ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等において井戸の汚染が判明した地域で、汚染の範囲を確認するためなどに実施する調査です。

県では、令和6(2024)年度は29井戸で調査を実施しました。

ウ 継続監視調査

過去に環境基準超過が判明した地区について、汚染井戸及び非汚染井戸を選定し、汚染の継続的な監視を行う調査です。

県では、令和6(2024)年度は2市1町の7井戸で、テトラクロロエチレン等について、モニタリングを実施しました。市町村では4市2町が実施しており、6(2024)年度は県全体で82井戸について調査しました。

(5) 海水浴場等

県内の主要な海水浴場等については、毎年度、県及び政令市が遊泳期間前と遊泳期間中に水質調査を実施しています。

令和6(2024)年度は、16の海水浴場で調査した結果、遊泳不適の海水浴場はありませんでした。

生活環境項目（BOD、COD）に関する水域別環境基準達成状況

区分	水域名	測定地点数	達成率(%)及び達成地点数				
			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
河川	豊前海流入河川	21	19.0 (4)	38.1 (8)	9.5 (2)	66.7 (14)	42.9 (9)
	北九州市内河川	26	100 (26)	100 (26)	100 (26)	100 (26)	100 (26)
	遠賀川	16	81.3 (13)	62.5 (10)	68.8 (11)	100 (16)	81.3 (13)
	筑前海流入河川	15	86.7 (13)	66.7 (10)	60.0 (9)	80.0 (12)	73.3 (11)
	博多湾流入河川	23	100 (23)	100 (23)	95.7 (22)	95.7 (22)	95.7 (22)
	筑後川	20	75.0 (15)	65.0 (13)	80.0 (16)	65.0 (13)	90.0 (18)
	矢部川	12	50 (6)	50 (6)	58.3 (7)	66.7 (8)	83.3 (10)
	大牟田市内河川	9	77.8 (7)	55.6 (5)	44.4 (4)	88.9 (8)	100 (9)
小計		142	75.4 (107)	71.1 (101)	68.3 (97)	83.8 (119)	83.1 (118)
海域	豊前地先海域	4	50.0 (2)	25.0 (1)	25.0 (1)	25.0 (1)	25.0 (1)
	北九州地先海域	6	100 (6)	100 (6)	100 (6)	100 (6)	100 (6)
	筑前海	2	100 (2)	100 (2)	100 (2)	100 (2)	100 (2)
	博多湾	8	50.0 (4)	37.5 (3)	25.0 (2)	25.0 (2)	25.0 (2)
	有明海	10	100 (10)	100 (10)	100 (10)	100 (10)	100 (10)
	唐津湾	3	100 (3)	100 (3)	100 (3)	100 (3)	100 (3)
小計		33	81.8 (27)	75.8 (25)	72.7 (24)	72.7 (24)	72.7 (24)
湖沼	力丸ダム	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	日向神ダム	1	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
	寺内ダム	1	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
	油木ダム	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	ます渕ダム	1	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
小計		5	60.0 (3)	60.0 (3)	60.0 (3)	60.0 (3)	60.0 (3)
総計		180	76.1 (137)	71.7 (129)	68.9 (124)	81.1 (146)	80.6 (145)

(注)1 ()内数値は、環境基準達成測定地点数を示す。

2 河川はBOD(75%値)、海域・湖沼はCOD(75%値)の達成状況を示す。

生活環境項目（全窒素、全リン）に関する水域別環境基準達成状況

区分	水域名	水域数	項目名	達成率(%)及び達成水域数				
				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
海域	豊前地先海域	1	全窒素	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
			全リン	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
	北九州地先海域	2	全窒素	100 (2)	100 (2)	100 (2)	100 (2)	100 (2)
			全リン	100 (2)	100 (2)	100 (2)	100 (2)	100 (2)
	博多湾	3	全窒素	100 (3)	100 (3)	100 (3)	66.7 (2)	100 (3)
			全リン	100 (3)	100 (3)	100 (3)	100 (3)	100 (3)
	有明海	2	全窒素	100 (2)	100 (2)	100 (2)	100 (2)	100 (2)
			全リン	0 (0)	0 (0)	0 (0)	50.0 (1)	0 (0)
	唐津湾	1	全窒素	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
			全リン	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
計		9	全窒素	100 (9)	100 (9)	100 (9)	88.9 (8)	100 (9)
			全リン	77.8 (7)	77.8 (7)	77.8 (7)	88.9 (8)	77.8 (7)
湖沼	力丸ダム	1	全リン	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	寺内ダム	1	全リン	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	油木ダム	1	全リン	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	ます渕ダム	1	全リン	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
	計	4	全リン	25.0 (1)	25.0 (1)	25.0 (1)	25.0 (1)	25.0 (1)

(注) ()内数値は、環境基準達成水域数を示す。

地下水調査結果(令和6年度)

実施主体 調査区分	県		国土交通省		政令市・中核市		その他の市町村		調査井戸 延数
	市町村数	井戸数	市町村数	井戸数	市町村数	井戸数	市町村数	井戸数	
概況	15	20 (2)	4	6 (0)	3	25 (1)	1	7 (0)	58 (3)
汚染井戸 周辺地区	2	11 (6)	0	0 (0)	2	18 (2)	0	0 (0)	29 (8)
継続監視	3	42 (6)	0	0 (0)	3	59 (18)	3	16 (6)	117 (30)

(注) ()内の数値は、環境基準超過のあった井戸の数を示す。

(注) 県の概況調査については、定点調査を含む。

(注) 県の汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査については、土壤汚染対策関連調査を含む。

2 水質監視体制

【環境保全課】

県内の公共用海域の水質の実態を明らかにするため、本県では毎年度水質測定計画を定め、国、政令市及びその他の市町村と分担協力して、水質調査を実施しています。

環境基準項目のほか、要監視項目も調査し

ており、令和2(2020)年5月に要監視項目に設定されたPFOS及びPFOA※を調査対象に追加しています。

県内でもPFOS及びPFOAの指針値を超過する事例が確認されており、関係自治体と協力して、飲用による曝露の防止や継続的な監視調査等を実施しています。

令和7年度水質測定計画（公共用海域調査）の概要

調査区分	県		国 (国土交通省・水資源機構)		政令市・中核市		その他の市町村		合計	
	地点数	延回数	地点数	延回数	地点数	延回数	地点数	延回数	地点数	延回数
河川	83	900	28	304	104	842	107	546	322	2,592
海域	19	348	-	-	29	616	-	-	48	964
湖沼	9	132	7	108	1	36	-	-	17	276
合計	111	1,380	35	412	134	1,494	107	546	387	3,832

令和7年度水質測定計画（地下水調査）の概要

調査区分	県			国（国土交通省）			政令市・中核市			その他の市町村			合計
	市町村数	井戸数	井戸延数	市町村数	井戸数	井戸延数	市町村数	井戸数	井戸延数	市町村数	井戸数	井戸延数	井戸延数
概況	19	20	20	10	23	92	3	25	25	2	12	12	149
継続監視	5	35	44	-	-	-	3	42	63	4	19	19	126

3 水質保全対策

(1) 環境基準類型指定

【環境保全課】

環境基準のうち生活環境の保全に関する項目については、現況の水質や利水状況等を勘案して、水域ごとに環境基準の目標レベル（類型）を設けることになっており、これを類型指定といいます。

公共用海域の類型指定については、昭和40年代から50年代にかけ国及び都道府県が行っており、本県においても、40年代後半から50年代前半にかけ水域ごとに類型指定を行いました。

その後、相当の期間が経過し、水域の利用の態様に変化が見られることから、本県では、水域類型の見直しを順次行っており、平成26（2014）年度には大牟田市内河川に係る類型見直しについて告示をしました。

また、平成15（2003）年度には、水生生物

保全の観点から「水生生物の保全に係る水質環境基準」が新たに設けられ、令和3（2021）年3月までに県内全ての水域において水生生物保全環境基準の類型指定が完了しました。

令和7（2025）年2月には、類型指定等に関する事務処理基準が改正され、地域のニーズや実情に応じた環境基準の柔軟な運用が可能となったことから、科学的知見等に応じて、地域関係者と協議した上で、類型指定の適時適切な見直しを図ります。

環境基準の目的、項目及び類型の数

目的	項目	河川	湖沼	海域
利水環境保全	BODなど5項目	6類型	4類型	3類型
富栄養化防止	全窒素全リン	-	5類型	4類型
水生生物保全・再生産	全亜鉛など3項目	4類型	4類型	2類型
	底層溶存酸素量	-	3類型	3類型

※有機フッ素化合物の一種(PFOS:ペルフルオロオクタンスルホン酸、PFOA:ペルフルオロオクタン酸)

水域類型指定見直し状況

年月日	水域	区分
平成 8 年 6 月 14 日	博多湾及び博多湾流入河川	環境基準類型指定及び見直し
平成 10 年 4 月 1 日	北九州市内河川	環境基準類型指定及び見直し
平成 11 年 3 月 31 日	豊前海流入河川(北部)	環境基準類型指定及び見直し
平成 13 年 3 月 30 日	遠賀川水系	環境基準類型指定及び見直し
平成 13 年 10 月 31 日	唐津湾水域	環境基準類型指定及び見直し
平成 15 年 3 月 31 日	ます渕ダム、油木ダム	環境基準類型指定
平成 16 年 3 月 31 日	豊前海流入河川(南部)	環境基準類型指定及び見直し
平成 18 年 3 月 31 日	矢部川水系	環境基準類型指定及び見直し
平成 23 年 5 月 6 日	筑後川水系	環境基準類型指定及び見直し
平成 26 年 7 月 1 日	大牟田市内河川	環境基準類型指定及び見直し
平成 29 年 4 月 7 日	博多湾流入河川、大牟田市内河川	水生生物の保全に係る環境基準類型指定
平成 30 年 3 月 23 日	豊前海流入河川、遠賀川水系	水生生物の保全に係る環境基準類型指定
平成 31 年 3 月 29 日	筑前海流入河川、矢部川水系、日向神ダム	水生生物の保全に係る環境基準類型指定
令和 2 年 3 月 17 日	北九州市内河川、ます渕ダム	水生生物の保全に係る環境基準類型指定
令和 3 年 3 月 26 日	筑後川水系、寺内ダム、海域	水生生物の保全に係る環境基準類型指定

(2) 発生源対策

【環境保全課】

ア 工場・事業場対策

水質汚濁防止法では、特定施設の設置又は構造の変更等についての届出及び排水基準の遵守等を規定しています。

本県では、同法に基づいて工場・事業場から届出のあった内容を審査するとともに、特定事業場の立入検査を実施しています。

また、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」により、国の定めた基準よりも厳しい上乗せ排水基準を設定し、汚濁物質の規制強化を実施しています。

さらに、閉鎖性の高い海域における富栄養化の防止を目的として、富栄養化の要因物質である窒素及びリンに係る排水規制を法に基づき実施しています。

(ア) 特定施設の届出状況

令和 6(2024)年度末における特定事業場(瀬戸内海環境保全特別措置法の許可を含む)の総数は 4,542 事業場であり、そのうち排水基準が適用される有害物質関係及び日平均排水量 50m³ 以上の特定事業場は 838 事業場で全体の 18.5% を占めています。

**水質汚濁防止法による届出特定事業場数
(瀬戸内海環境保全特別措置法による許可を含む)**
(令和 7 年 3 月 31 日現在)

区分	特定事業場数				計
	県	北九州市	福岡市	久留米市	
排水量 50 m ³ /日以上	607	52	25	36	720
有害物質関係 (排水量 50 m ³ /日未満)	90	17	3	8	118
小 計	697	69	28	44	838
上記以外	3,077	138	196	293	3,704
合 計	3,774	207	224	337	4,542

(イ) 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置等の許可制度

一定規模以上の特定事業場における特定施設の設置又は構造等の変更については、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき許可制が採用されています。

本県及び北九州市では、特定施設の設置等の許可に際して、水質事前評価を基に周辺公共用水域の水質悪化のおそれがないか等について、審査を行っています。

(ウ) 立入調査（排水基準監視調査等）

本県では、排水基準が適用される特定事業場に対して立入検査等を行い、基準違反に対しては改善命令等の行政措置を講じることにより、排水水質の改善を図っています。

また、排水基準が適用されない小規模な特定事業場に対しては、「福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領」に基づいて排水水質の改善指導を行っています。

(イ) 水質事故時の措置

水質汚濁防止法では、特定事業場の設置者等に油等の流出による被害拡大を防止するための応急措置や、事故の状況等に関する知事への届出を義務付けています。

水質汚濁防止法等に基づく
立入検査、改善命令、罰則の適用等の状況
(令和6年度)

内容		県・政令市別	県	北九州市	福岡市	久留米市	計
第22条	水質立入検査	昼間	278	44	30	39	391
		夜間	0	0	0	0	0
		計	278	44	30	39	391
	構造立入検査	昼間	4	51	18	6	79
		夜間	0	0	0	0	0
		計	4	51	18	6	79
第13条	改善命令等	改善命令	4	0	0	0	4
		一時停止命令	0	0	0	0	0
第13条の2	改善命令等	改善命令	0	0	0	0	0
		一時停止命令	0	0	0	0	0
第13条の3	改善命令等	改善命令	0	0	0	0	0
		一時停止命令	0	0	0	0	0
第23条	措置要請		0	0	0	0	0
行政指導			38	15	20	1	74
第14条の2	事故時の措置命令		0	0	0	0	0
第18条	緊急時の措置命令		0	0	0	0	0
第31条	罰則の適用直罰		0	0	0	0	0
その他	の条項	その他	0	2	0	0	2

また、本県では、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成15(2003)年7

月施行)により、同法の対象とならない水質事故の場合の応急措置や届出を義務付けているほか、油回収等の措置命令に係る規定を設けています。

なお、水質事故が発生した場合には、河川管理者、水道事業者等の関係機関と連絡を取り合い、適切な措置を図っており、原因者が判明した場合には、原因物質の除去等の対策を指導するとともに、必要に応じて水質検査を実施しています。

特に、油流出事故に関しては発生件数が多いことから、関係事業者等に対する事故の発生防止に関する注意喚起や通報の徹底及び関係機関との連携強化を図っています。

イ 生活排水対策

生活排水の処理施設の整備が遅れている水域においては、河川の水質改善が進まない状況が続いている。水質保全行政の重要課題の一つとなっています。このため、平成2(1990)年の法改正では、生活排水対策の推進に関する規定が設けられました。

これまでに、水質環境基準達成率の低い水域などの13地域(12市7町)を、生活排水対策重点地域として指定しています。

生活排水対策重点地域に指定された市町については、「生活排水対策推進計画」を策定し、下水道、合併処理浄化槽等の整備のほか、水質浄化に関する啓発活動を行っていますが、まだ十分な成果が表れていない地域があり、今後も当該市町に対し水質改善に向けた対策を講ずるよう働きかけを行っていきます。

ウ ゴルフ場農薬に係る調査等

本県では、ゴルフ場農薬に係る自主管理体制を徹底させるために、ゴルフ場に対する調査・指導等を実施しています。

令和6(2024)年度において、県内市町村では、2市1町が調査を実施しており、県全体で7ゴルフ場に対し調査を実施しました。

この結果を踏まえ、各ゴルフ場に対し自主検査の徹底等の指導を行いました。

(3) 閉鎖性水域

【環境保全課】

内湾、内海、湖沼等の閉鎖性の高い水域は、流入する汚濁物質が蓄積しやすい上、窒素及びリン等の栄養塩類の蓄積によって富栄養化することにより、湖沼においては浄水場のろ過障害や異臭味などの水道の利水障害が、海域においては赤潮等による漁業被害が生じるおそれがあることから、従来の水質保全対策に加え、次のような対策を実施しています。

ア 濑戸内海の水質汚濁防止対策

COD、窒素及びリンに係る総量削減制度の実施により、関係自治体と協力して総合的な対策を講じ、一層の水質保全を図っています。

なお、対象となる本県の瀬戸内海に係る指定地域は、北九州市(遠賀川流域を除く)、行橋市、豊前市、京都郡、築上郡、田川郡添田町及び赤村(遠賀川流域を除く)の計3市6町1村です。

(ア) 総量削減計画

国は、令和4(2022)年1月24日に令和6(2024)年度を目標とする第9次総量削減基本方針(瀬戸内海)を策定しました。この総量削減基本方針に基づき、本県は「化学的酸素要求量、窒素含有量及びリン含有量に係る総量削減計画(以下「第9次総量削減計画」という。)」を策定し、4(2022)年10月28日に告示しました。

(イ) 総量規制基準

1日の平均排水量が50m³以上の指定地域内事業場の排出水に適用される規制基準です。

本県では、これまでの総量削減計画による取組の結果、大幅な負荷量削減が図られています。第9次総量削減計画においても引き続き現行の総量規制基準を適用し、削減目標の達成を目指しています。

イ 有明海の水質汚濁防止対策

有明海では、平成12(2000)年度に大規模な不作問題が発生しました。これを契機に、14(2002)年11月、有明海などの環境を保全するため、「有明海及び八代海等を再生するた

めの特別措置に関する法律」が施行されました。

これに伴い、本県では、平成15(2003)年3月に、再生に向けた施策を計画的に推進するため、「有明海の再生に関する県計画」を策定しました。

水質は、平成13(2001)年度以降改善が見られますが、一部の項目については環境基準をわずかに上回っており、関係機関と連携し、汚水処理施設の整備等に努めています。

ウ 閉鎖性海域の富栄養化防止対策

本県における閉鎖性の高い海域は、瀬戸内海、博多湾、唐津湾及び有明海であり、これらの流域内の事業場のうち、日平均排水量が50m³以上の特定事業場について、窒素及びリンの排水規制が、平成5(1993)年10月から実施されています。

本県では、これらの事業場の排水に対する監視・指導を実施しています。

(4) 地下水保全対策

【環境保全課】

本県では、昭和59(1984)年からトリクロロエチレン等3物質に係る地下水調査を開始し、飲用井戸等衛生対策指導実施要領の制定(63(1988)年4月)等により、飲用水の衛生確保等の対策を講じてきました。

平成9(1997)年度からは地下水の環境基準項目を中心に調査を実施し、基準超過の場合には、汚染範囲の確認や原因究明等に取り組んでいます。

また、水質汚濁防止法の改正(平成24(2012)年6月施行)により、有害物質を使用、貯蔵する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録、保存を義務付ける規定が設けられたことから、同法に基づく特定事業場等の立入検査の際には、有害物質の地下浸透防止策及び使用や排出の状況の確認を行っています。

さらに、同法では、地下水の保全に関する規定の対象が特定事業場又は有害物質貯蔵指

定事業場に限られていることから、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例において、法の対象とならない地下水汚染事例に対応するための規定を設け、有害物質による地下水汚染の防止等に努めています。

(5) 污水処理構想

ア 污水処理構想

【下水道課】

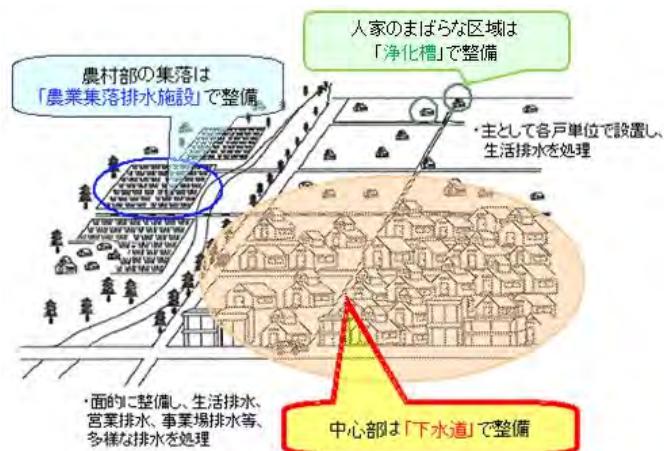
汚水処理構想とは、計画的かつ効率的に汚水処理施設を整備するため、都道府県が市町村の意見を反映させた上で策定するものです。

本構想では、各種汚水処理施設(下水道、集落排水施設、浄化槽等)の有する特性等を踏まえ、建設費と維持管理費を合わせた経済比較を基本としつつ、地域特性を考慮し、最適な整備手法を選定しています。

汚水処理構想の策定により、各種汚水処理施設が計画的かつ効率的に整備されることで、より一層の整備期間の短縮と整備費用の縮減が図られ、未普及地区における汚水処理施設の早期普及が可能となります。

また、既整備地区における改築更新の最適化を図ることで改築費用の抑制、維持管理費の縮減を図り、持続可能な汚水処理の運営を可能とするものです。

役割分担のイメージ



本県では、平成 6(1994)年度に「福岡県汚水処理構想」を策定し、その後、14(2002)年度、20(2008)年度及び 28(2016)年度に見

直しを行っています。

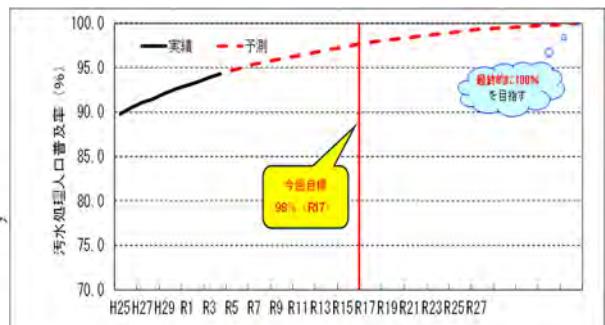
平成 28(2016)年度の見直しでは、26(2014)年 1月の国からの通知※を踏まえて、本県の構想を策定しています。本構想では、県全体での汚水処理施設の概成を目指し、効率的かつ適正な汚水処理の普及促進を図りました。

その結果、目標としていた令和 7(2025)年度に汚水処理人口普及率「95%」を達成する見込みです。しかし、汚水処理の普及状況には依然として地域格差があり、低い地域での普及率向上が重要となります。

また、今後も老朽化による施設更新費用の増加や人口減少による使用料収入の減少、経営状況の悪化といった課題に対応するため、効率的で持続可能な汚水処理施設の運営管理を行うことが求められています。

これらを踏まえ、令和7(2025)年3月に4回目の見直しとなる「福岡県汚水処理構想～『地域に根差す』ふくおか水環境の未来～」を策定しました。本構想では、新たな目標を17(2035)年度に汚水処理人口普及率「98%」とし、持続可能な汚水処理を推進していきます。

汚水処理人口普及率の推移



汚水処理人口普及率の見通し

		現況 (令和4年度)	本構想目標 (令和17年度)
整備済 (人)	下水道	4,277,240	4,338,907
	農業集落排水	46,792	29,921
	漁業集落排水	4,479	2,328
	コミュニティ・プラント	8,005	5,810
	浄化槽	462,333	450,959
	計	4,798,849	4,827,925
未普及 (人)		292,063	110,802
合計(行政人口) (人)		5,090,912	4,938,727
汚水処理人口普及率		94.3%	97.8%

※農林水産省、国土交通省、環境省の3省連名通知(H26.1.30)

「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」

イ 下水道の整備

【下水道課】

(ア) 流域下水道の整備

流域下水道とは、特に水質保全が必要である水域を対象として、2 以上の市町村の区域から発生する下水を排除し、終末処理場を有するもの又は雨水のみを排除し流量を調整する施設を有するものです。幹線管渠、ポンプ場、処理場及び雨水調整池などの建設及び管理は原則として県が行います。処理区域内の下水は、それぞれの市町村が整備する公共下水道(流域関連公共下水道)によって集められ、流域下水道の幹線管渠に接続し処理場で浄化します。

本県で実施している流域下水道は、御笠川那珂川、多々良川、宝満川、宝満川上流、筑後川中流右岸、遠賀川下流、矢部川及び遠賀川中流の 8 か所です。平成 18(2006) 年度までに全 8 か所の流域下水道が供用を開始しています。(次頁上段表参照)

(イ) 公共下水道の整備

快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質を保全するためには、公共下水道をはじめとした汚水処理施設の整備は必要不可欠であり、特に公共下水道については中小市町村の普及促進が今後の大きな課題です。

本県においては、「福岡県汚水処理構想」を策定し、汚水処理施設の整備を進めています。

現在、公共下水道に着手しているのは次頁の中段の表のとおり 27 市 20 町です。

令和 6(2024) 年度末における公共下水道の処理人口普及率は 84.7% と、全国平均 81.8% を上回っていますが、北九州市、福岡市を除くと 69.8% と低い現状にあります。

今後も、汚水処理構想に基づき、計画的かつ効率的に整備していきます。(次頁表参照)

福岡県流域下水道の事業概要 (令和7年3月現在)								
箇所名	御笠川那珂川	多々良川	宝溝川	宝溝川上流	筑後川中流右岸	遠賀川下流	矢部川	遠賀川中流
処理区名	御笠川	多々良川	宝溝川	宝溝川上流	筑後川中流右岸	遠賀川下流	矢部川	遠賀川中流
着手(当初事業認可)年度	S.46	S.60	S.59	H.5	H.6	H.7	H.9	H.11
処理開始年度	S.50	H.6	S.63	(H.10)	(H.15)	H.15	H.18	H.18
全体計画	計画面積(ha)	9,634	4,756	1,615	1,550	2,667	3,271	2,458
	計画人口(千人)	707.2	199.6	64.3	39.3	62.1	79.8	61.5
	計画処理能力(m³/日)	274,200	67,000	28,280	16,400	27,000	35,000	28,800
	管渠延長(km)	29.3	31.7	18.9	40.9	30.8	19.1	28.8
6年度末	処理面積(ha)	8,988	3,649	1,080	992	1,764	2,133	1,550
	処理人口(千人)	708.4	190.9	60.0	38.0	70.6	85.4	48.6
	処理水量(m³/日)	203,032	47,197	24,587	-	17,429	20,569	12,663
	管渠延長(km)	29.3	31.7	12.1	31.2	30.8	19.1	28.8
関連市町名	(6市) 福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市	(6町) 宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 久山町 粕屋町	(2市1町) 小郡市 筑紫野市 太宰府市 筑前町 (佐賀県)	(2市1町) 筑紫野市 太宰府市 筑前町	(2市1町) 小郡市 朝倉市 大刀洗町	(1市3町) 中間市 水巻町 遠賀町 鞍手町	(3市1町) 八女市 筑後市 みやま市 広川町	(2市1町) 直方市 若市 小竹町

※ 全体計画の計画処理能力は日最大汚水量、令和6年度末処理水量については日平均流入水量である。

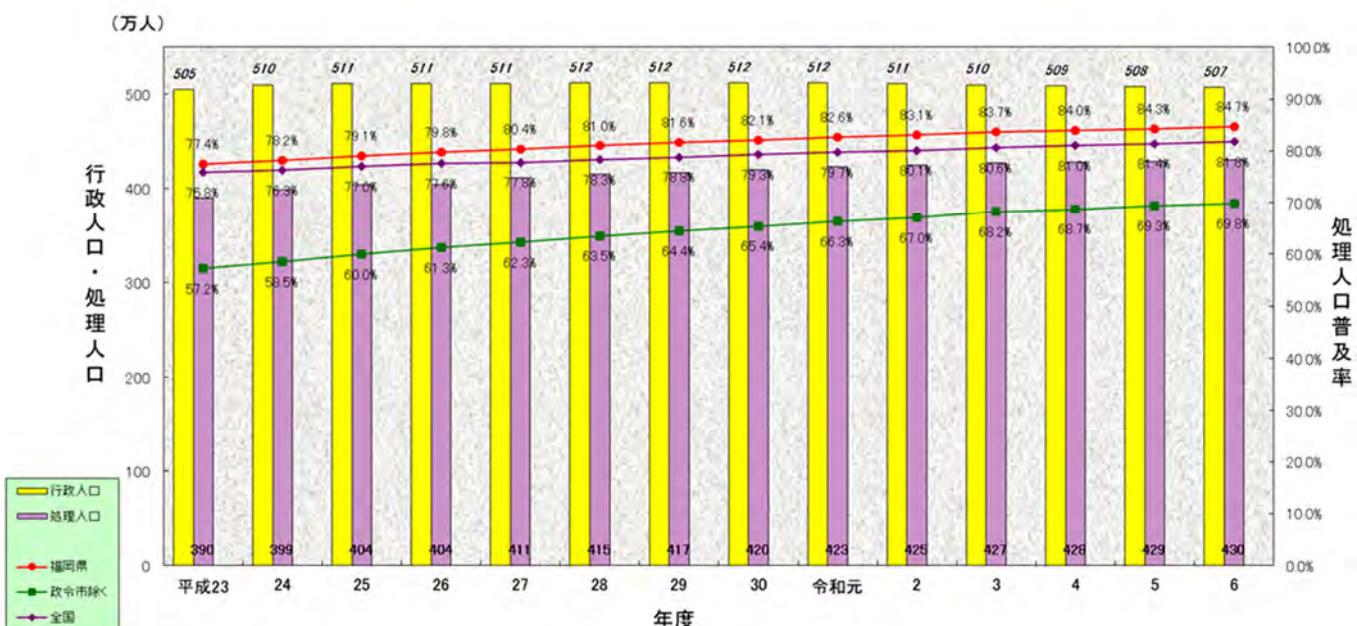
※ 宝溝川上流流域下水道については、平成10年4月1日から宝溝川浄化センターで処理している。

※ 宝溝川流域下水道の処理水量には、宝溝川上流流域下水道の処理水を含んでいる。

公共下水道事業実施市町村 (令和7年3月現在)

北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、朝倉市、みやま市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、筑前町、大刀洗町、広川町、苅田町、みやこ町、吉富町、築上町(27市20町)

下水道普及率の推移



注)行政人口は、令和7年3月末現在の住民基本台帳人口。

福岡県の下水道普及率 (令和7年3月現在)

市町村名 (流域処理場)	処理場名	行政人口 (人)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	水洗化人口 (人)	下水道 普及率 (%)	C/B 水洗化率 (%)	種別			備考
								単公	流関	特環	
1 政令市 (下水道事業実施)											
北九州市	皇后崎・新町・日明・北湊・曾根	908,181	906,899	16,662	903,283	99.9%	99.6%	単	流	特	
福岡市	中部・東部・和白・西部・西戸崎・新西部	1,609,050	1,604,830	17,201	1,601,337	99.7%	99.8%	単	流	特	[御笠]
小計	(2市)	2,517,231	2,511,729	33,863	2,504,620	99.8%	99.7%	2	1	2	
2 中核市及び一般市 (下水道事業実施)											
大牟田市	北部・南部	103,759	77,318	2,029	57,801	74.5%	74.8%	単	流	特	
久留米市	中央・南部・田主丸	299,539	264,787	5,582	233,877	88.4%	88.3%	単	流	特	[遠中]
直方市	(遠賀川中流)	54,591	20,840	591	15,867	38.2%	76.1%	単	流	特	[矢部]
飯塚市	飯塚	123,604	58,150	1,588	53,366	47.0%	91.8%	単	流	特	[矢部]
柳川市	柳川	61,088	11,855	421	8,902	19.4%	75.1%	単	流	特	[矢部]
八女市	(矢部川)	59,205	16,344	569	13,051	27.6%	79.9%	単	流	特	[矢部]
筑後市	(矢部川)	48,972	19,659	541	15,511	40.1%	78.9%	単	流	特	[矢部]
大川市	大川市	30,880	8,525	240	6,182	27.6%	72.5%	単	流	特	
行橋市	行橋	71,839	16,907	354	15,394	23.5%	91.1%	単	流	特	
豊前市	豊前市	23,149	9,423	452	7,472	40.7%	79.3%	単	流	特	
中間市	(遠賀川下流)	38,829	34,197	819	31,358	88.1%	91.7%	単	流	特	[遠下]
小郡市	(宝満川)(福童)	59,463	57,138	1,325	52,632	96.1%	92.1%	単	流	特	[宝満][筑中]
筑紫野市	(御笠川)(宝満川)(宝満川上流)	106,161	101,341	1,638	100,520	95.5%	99.2%	単	流	特	[御笠][宝満][宝満上流]
春日市	(御笠川)	111,647	111,647	1,380	111,182	100.0%	99.6%	単	流	特	[御笠]
大野城市※	(御笠川)	103,068	103,034	1,469	102,852	※ 100.0%	99.8%	単	流	特	[御笠]
宗像市	宗像	96,572	95,370	2,668	94,493	98.8%	99.1%	単	流	特	
太宰府市	(御笠川)(宝満川上流)	71,440	71,208	1,430	69,609	99.7%	97.8%	単	流	特	[御笠][宝満上流]
古賀市	古賀	59,182	51,119	1,005	47,652	86.4%	93.2%	単	流	特	
福津市	福間・津屋崎	69,200	68,982	1,298	64,226	99.7%	93.1%	単	流	特	
うきは市	屋部・吉井・浮羽	27,178	25,063	1,034	21,665	92.2%	86.4%	単	流	特	
宮若市	(遠賀川中流)	25,910	5,102	229	3,279	19.7%	64.3%	単	流	特	[遠中]
朝倉市	(福童)	49,752	30,571	925	24,712	61.4%	80.8%	単	流	特	[筑中]
みやま市	上長田・(矢部川)	34,038	4,528	167	2,586	13.3%	57.1%	単	流	特	[矢部]
糸島市	前原・黒磯	103,984	72,340	1,169	69,992	69.6%	96.8%	単	流	特	
那珂川市	(御笠川)	49,255	48,561	710	48,054	98.6%	99.0%	単	流	特	[御笠]
小計	(25市)	1,882,305	1,384,009	29,631	1,272,235	73.5%	91.9%	12	13	8	
3 町 (下水道事業実施)											
宇美町	(多々良川)	36,733	34,105	710	32,499	92.8%	95.3%	流	特	多々良	
篠栗町	(多々良川)	31,233	30,143	536	29,366	96.5%	97.4%	流	特	多々良	
志免町	(多々良川)	46,325	46,325	807	44,878	100.0%	96.9%	流	特	多々良	
須恵町	(多々良川)	29,512	24,101	481	24,140	81.7%	100.2%	流	特	多々良	
新宮町	新宮中央	33,036	28,664	450	27,991	86.8%	97.7%	単	流	特	<福岡市和白>
久山町	(多々良川)	9,386	9,145	352	8,838	97.4%	96.6%	流	特	多々良	[多々良]<福岡市東部>
粕屋町	(多々良川)	48,431	47,588	769	45,985	98.3%	96.6%	流	特	多々良	
芦屋町※	芦屋町	12,585	12,580	524	12,511	※ 100.0%	99.5%	単	流	特	[遠下]
水巻町	(遠賀川下流)	27,483	26,780	587	24,549	97.4%	91.7%	流	特	多々良	
岡垣町	岡垣町	31,246	30,233	798	29,415	96.8%	97.3%	単	流	特	
遠賀町	(遠賀川下流)	18,856	16,193	410	15,232	85.9%	94.1%	流	特	多々良	[遠下]
小竹町	(遠賀川中流)	6,853	1,600	64	800	23.3%	50.0%	流	特	多々良	[遠中]
鞍手町	(遠賀川下流)	14,736	8,257	317	6,375	56.0%	77.2%	流	特	多々良	[遠下]
筑前町	三輪中央・(宝満川上流)	30,854	27,960	784	24,431	90.6%	87.4%	単	流	特	[宝満上流]
大刀洗町	(福童)	16,141	14,753	526	13,734	91.4%	93.1%	流	特	多々良	[筑中]
広川町	(矢部川)	19,060	9,450	326	6,946	49.6%	73.5%	流	特	多々良	
苅田町	苅田町	37,363	20,957	439	17,767	56.1%	84.8%	単	流	特	
みやこ町	豊津	17,589	1,437	34	1,237	8.2%	86.1%	単	流	特	
吉富町	吉富	6,477	4,482	169	2,564	69.2%	57.2%	単	流	特	
築上町	椎田・築城	16,219	5,790	162	4,678	35.7%	80.8%	単	流	特	
小計	(20町)	490,118	400,543	9,244	373,936	81.7%	93.4%	8	13	3	
4 その他市町村 (下水道事業未実施)											
小計	(2市9町2村)	183,167									
県総計	(29市29町2村)	5,072,821	4,296,281	72,739	4,150,791	84.7%	96.6%	22	27	13	
【政令市除く】		2,555,590	1,784,552	38,876	1,646,171	69.8%	92.2%	20	26	11	

注1)行政人口は、令和7年3月末現在の住民基本台帳人口。

注2)市町村名に「※」が付いているものは、普及率を四捨五入した結果、100.0%となる市町村を示す。

注3)処理場名において、()は流域処理場、備考の< >は他市町の処理場。

注4)種別とは次のとおり。(単公):単独公共下水道、(流関):流域関連公共下水道、(特環):特定環境保全公共下水道

注5)備考の[]は流域下水道名。
[御笠]:御笠川那珂川流域下水道、[多々良]:多々良川流域下水道、[宝満]:宝満川流域下水道、
[宝満上流]:宝満川上流流域下水道、[筑中]:筑後川中流右岸流域下水道、
[遠下]:遠賀川下流流域下水道、[矢部]:矢部川流域下水道、[遠中]:遠賀川中流流域下水道

ウ 農業集落排水汚水処理施設の整備

【農村森林整備課】

農業集落排水汚水処理施設(以下「農業集落排水施設」という。)の整備は、農業集落からのし尿、生活雑排水などの汚水や雨水を処理するための汚水処理施設・管路施設、発生汚泥の循環利用に資する施設の整備を通じて、農業用水の水質や農村生活環境の改善が図られるほか、河川や湖沼などの公共用水域の水質保全に貢献しています。

(ア) 施設の長寿命化に向けた取組

農業集落排水施設は、昭和 59(1984)年から整備が始まり、これまで 71 地区で供用開始され、整備人口は 45,272 人と、農村地域の生活環境の改善に大きく寄与しています。

近年では農業集落排水施設の整備が進み、県内の新規処理場建設数は減ってきています。しかしながら、既存施設の老朽化が進んでいくことから、長寿命化を図るため、施設の性能の低下や劣化等の状況を把握する機能診断を行い、ポンプ施設の部分更新など機能強化対策に取り組んでいます。

本県では、平成 18(2006)年度から令和 6 (2024)年度までに 38 地区の機能診断を実施し、また、平成 20(2008)年度から令和 6 (2024)年度に機能強化対策を 13 地区で実施しました。

(イ) 今後の課題

今後は、施設の設置後 20 年を超える地区が急速に増加することを踏まえ、計画的に機能診断等を行い、老朽化対策を講じることが必要です。

工 漁業集落排水施設の整備

【水産振興課】

漁業集落排水施設の整備により、漁業集落からのし尿、生活雑排水などの汚水や雨水を処理するための処理施設や管路施設などの整備を通じて、漁港及び漁場の水域環境と漁業集落の生活環境の改善が図られます。

(ア) 施設の長寿命化に向けた取組

漁業集落排水施設は、昭和 54(1979)年から整備が始まり、これまで 13 地区で供用開始され、整備人口は 11,757 人と、漁業集落の生活環境の改善に大きく寄与しています。

現在、漁業集落排水施設の整備が進んでいますが、供用開始から長期間経過した施設が増加し、塩害など厳しい状況におかれている既存施設の老朽化が進んでいることから、長寿命化を図るため、施設の性能の低下や劣化等の状況を把握する機能診断を行い、ポンプ施設の部分更新など改築工事に取り組んでいます。

平成 28(2016)年度までに対象となる 12 地区全てで機能診断を実施し、また、改築工事を 11 地区で実施しました。

(イ) 今後の課題

今後は、機能診断結果に基づき、老朽化対策を講じることが必要です。

才 凈化槽※等の整備

【廃棄物対策課】

〔浄化槽法〕

(ア) 浄化槽の現況

本県の浄化槽の設置基数は、令和6(2024)年度末で約 18 万4千基に達しています。このうち約 14 万4千基はし尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽ですが、残りの約4 万基は生活雑排水を処理しないままに流す単独処理浄化槽です。単独処理浄化槽は、平成 13(2001)年 4 月の浄化槽法等の改正により新設できなくなっています。既存の単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽への速やかな転換が求められています。

浄化槽の設置や維持管理等については浄化槽法に定められています。浄化槽法は令和元(2019)年 6 月に大きく改正され、特定既存単独処理浄化槽※への指導権限の強化や浄化槽台帳の整備等浄化槽維持管理の向上のための措置が講じられています。

※浄化槽:平成 13 年 4 月の改正により、浄化槽法では、合併処理浄化槽のみが「浄化槽」として定義されていますが、本書においては、便宜上、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽を合わせた総称を「浄化槽」と表記しています。

※特定既存単独処理浄化槽:既存の単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境保全上及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれがあるもの

(イ) 処理槽の整備の促進

公共用水域の水質汚濁の主な原因は、生活排水です。合併処理処理槽は、下水道が未整備又は整備が困難な地域における生活排水対策に有効であり、これを推進するため、昭和62(1987)年度に市町村の整備事業に対する国庫補助制度が、平成元(1989)年度からは、県費補助制度も創設されました。

また、平成9(1997)年度からは、合併処理処理槽の面的かつ計画的な整備を図るため、市町村が設置及び維持管理主体となって合併処理処理槽を整備する処理槽市町村整備推進事業等に対する県費補助制度も創設し、より安定した管理体制の下で合併処理処理槽の整備を促進しています。

更に、平成29(2017)年度からは、合併処理処理槽への転換に伴う単独処理処理槽、汲み取り便槽の撤去費及び配管費に対する県費補助を行い、合併処理処理槽の普及に努めています。

令和6(2024)年度は、44市町村において県費による補助事業を実施しており、6(2024)年度までに約11万9千基の処理槽が整備されました。

(ウ) 処理槽の適正管理の促進

10月1日は処理槽の日であり、本県でも様々な機会を捉え、処理槽の普及促進や維持管理適正化に向けて取組を行っています。

令和2(2020)年度には、合併処理処理槽への転換や適正な維持管理、処理槽そのものについて知ることが出来る動画を制作し、現在もインターネットを通じた配信を行っています。

福岡県処理槽動画一覧（視聴できます）



<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/johkaso-douga.html>

処理槽が十分な性能を発揮するためには、維持管理(保守点検及び清掃)が適正に行われていることが必要です。このため、処理槽管理者は、年に1回、都道府県知事が指定する検査機関による処理槽の検査(11条検査)を受けることが義務付けられており、その結果に基づき、維持管理や施設の改善等を行うこととされています。本県の11条検査受検率は約7割であり、全国平均と比べると高い状況にありますが、さらなる受検率向上のため、令和元(2019)年

度からは、未受検の処理槽管理者に対して一斉に文書を送付し、立入検査等とあわせて受検を促進する取組を行っています。

処理槽設置基數

(令和7年3月末現在)

人槽	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月	令和7年3月
~20	159,902	159,327	162,107	163,129	163,566
21~100	17,769	16,475	17,456	17,217	16,984
101~300	3,147	2,908	2,951	2,867	2,820
301~500	604	590	565	558	544
501~1,000	207	200	221	204	197
1,001~2,000	108	112	118	112	113
2,001~5,000	46	45	55	48	46
5,001~	6	5	8	6	5
合計 (うち合併処理処理槽)	181,789 (137,773)	179,662 (139,444)	183,481 (140,742)	184,141 (143,142)	184,275 (144,251)

(I) コミュニティ・プラント

上記のほか、市町村の定める一般廃棄物処理計画に基づき設置されている地域し尿処理施設(コミュニティ・プラント)があります(令和7(2025)年9月1日現在12施設)。

(6) 水辺環境保全活動の促進

【環境保全課】

身近な川や池などの水辺環境を保全していくためには、行政、地域、学校、NPOなどの各活動主体が協力しながら、水辺での環境教育や水辺環境の保全につながる取組を県内各地に広げていく必要があります。

県では、市町村と協力しながら、小・中学校の児童・生徒等を対象とした水辺教室を実施しています。また、そのような水辺環境保全活動を推進する指導者の養成を目的として水生生物講座を開催するとともに、環境保全啓発用資材「水辺に学ぶーふくおか水辺の保全活動プログラム」、「水辺で生きるーふくおかの水辺の生きものガイドブック」、「川の生き物観察ガイドブック」等を作成し、これらを活用しながら事業を実施しています。

第4節 土壤環境の保全

[土壤汚染対策法、農用地土壤汚染防止法]

土壤汚染対策法に基づき、土地所有者等に対し調査・対策の指導を行うとともに、土壤汚染が判明した土地の周辺地下水の汚染状況の把握や周知に努めています。

また、大牟田市における鉛業活動(亜鉛製錬)に由来する農用地のカドミウム汚染について、本県では、昭和48(1973)年8月、平成5(1993)年6月、16(2004)年11月、26(2014)年4月に大牟田市の一部を農用地土壤汚染防止法に基づく農用地土壤汚染対策地域に指定し、汚染防止対策を実施しています。

1 土壤汚染対策法に基づく適切な管理 【環境保全課】

(1) 土壤汚染対策の現況

近年、土地取引時等の自主的な土壤調査により土壤汚染が判明する事例が増加しており、汚染土壤が適切に管理されないことが懸念されています。

本県は、水道未給水人口が約23万5千人であり、土壤汚染周辺地区での井戸水飲用による県民リスクを低減することが重要です。

本県では、土壤汚染を起因とした県民の健康被害を防止するため、土壤汚染が判明した場合には、周辺地下水の汚染状況の把握や周知に努め、土壤汚染対策法に基づき、土地所有者等に対し適切な対策を指導しているところです。

(2) 県内の土壤汚染事例と措置の状況

県内では令和6(2024)年度末現在、土壤汚染対策法に基づく「要措置区域」が本県で6件、福岡市で5件、久留米市で2件、「形質変更時要届出区域」が本県で45件、北九州市で91件、福岡市で23件、久留米市で12件、指定されています。

また、指定区域及び自主的な土壤調査によって土壤汚染が判明した事例において、汚染土壤の除去や浄化などの措置が進められています。

本県では、周辺の飲用井戸の地下水調査を

実施し、周辺住民等にその結果を周知するとともに、措置を継続中の土地所有者等に対し土壤の汚染状態に応じた措置を指導しました。

土壤汚染対策法の施行状況（令和6年度）

	福岡県	北九州市	福岡市	久留米市
3条調査の結果報告件数	6	3	8	0
3条ただし書の確認件数	15	4	15	0
4条届出件数	284	84	146	55
4条3項調査命令件数	1	0	1	0
5条調査命令件数	0	0	0	0
6条要措置区域指定件数*	6	0	5	2
11条形質変更時要届出区域指定件数*	45	91	23	12
14条申請件数	5	15	2	1
22条汚染土壤処理業許可件数*	4	4	0	0

注)福岡県の件数には北九州市、福岡市、久留米市の件数は含まれません。*印の項目は、令和7年3月末現在の件数です。

(3) 今後の取組

本県では、水質汚濁防止法や廃棄物処理法等に基づき、新たに土壤汚染が生じないよう事業者を指導します。

一方、過去に生じた土壤汚染については、法に基づく土壤調査や自主的な土壤調査等を通じて把握していくことになります。

汚染が確認された場合には、汚染の状況や周辺の地下水の利用状況を踏まえ、本県において周辺地区での地下水調査を実施するとともに、土地所有者等に対し土壤の除去等の措置を指導します。また、土壤汚染の状況や周辺

地下水の調査結果等について、周辺住民等に速やかに情報提供を行います。

2 農用地土壤汚染の現状と対策

【食の安全・地産地消課】

(1) 現状

農用地土壤汚染防止法では、カドミウム、銅、ヒ素といった特定有害物質による農用地の土壤の汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るために必要な措置を講じることとしています。

県内には、大牟田市に鉱業活動(亜鉛製錬)に由来するカドミウム汚染地域があり、本県は基準値を超える米が生産される地域を農用地土壤汚染対策地域に指定し、玄米中のカドミウム濃度調査や汚染防止対策等を実施しています。

令和6(2024)年度は下表のとおり、7 地点で玄米中のカドミウム濃度調査を実施しました。

令和6年度玄米中のカドミウム濃度調査結果
(農用地土壤汚染対策地域内)

地点名	分析値 (ppm)
No.1	0.07
No.2	0.19
No.3	0.04
No.4	0.06
No.5	0.20
No.6	0.12
No.7	0.16

※食品衛生法に基づく米のカドミウムの基準値は0.4ppm 以下(玄米・精米)

(2) 対策

大牟田市における農用地土壤汚染対策は、6つの対策地域(昭和開、昭和開西部、昭和開北部、昭和開北部第二、北部、南部)を中心に客土*や農作物技術対策指導等を実施しています。

昭和開地区では平成7(1995)～11(1999)年度に38.19ヘクタールの客土工事を実施し、10(1998)～13(2001)年度のカドミウム調査

で問題ないとの結果となったため、17(2005)年2月に対策地域の指定を解除しました。

昭和開西部地区では平成17(2005)～21(2009)年度に44.53ヘクタールの客土工事を実施し、19(2007)～21(2009)年度のカドミウム調査で問題ないとの結果となったため、23(2011)年6月に対策地域の指定を解除しました。

昭和開北部地区では平成21(2009)～25(2013)年度まで55.42ヘクタールの客土工事を実施し、24(2012)～26(2014)年度のカドミウム調査で問題ないとの結果となったため、27(2015)年4月に対策地域の指定を解除しました。

昭和開北部第二地区では平成29(2017)～令和2(2020)年度まで32.09ヘクタールの客土工事を実施し、平成30(2018)～令和2(2020)年度のカドミウム調査で問題ないとの結果となったため、令和4年(2022)年5月に対策地域の指定を解除しました。

客土工事が完了していない地域等においては、カドミウムの吸収抑制対策として、農作物技術対策の指導や土壤改良資材の購入費に対する補助等を実施しています。

ア 客土

汚染土の上に非汚染土を30cm盛る「上乗客土」を実施しています。その効果を確認するため、客土完了後に玄米中のカドミウム濃度調査を実施しています。

イ 農作物技術対策指導

水田におけるカドミウム吸収抑制のため、水稻の湛水管理などの技術指導を関係機関が一体となって行っています。

ウ 土壤改良資材の購入費に対する補助

農作物のカドミウム吸収抑制を図るため、客土が完了していない対策地域等の関係農家を対象に、カドミウムの吸収抑制に有効な土壤改良資材の購入費について補助を行っています。

*客土:汚染された農地の上に汚染されていない土を被せること。

第5節 化学物質等による環境・健康影響対策

[化学物質排出把握管理促進法、ダイオキシン類対策特別措置法]

現代社会においては、多様な化学物質が利用されており、環境中には多くの種類の化学物質が存在します。

本県では、ダイオキシン類などの有害化学物質による環境汚染防止対策の促進や、PRTR制度に基づく化学物質の適正管理の促進を図っています。

1 化学物質の適正管理

【環境保全課】

これまで、私たちは様々な化学物質を大量に利用することで快適な生活を実現してきました。化学物質は、工業用原料として用いられる基礎的な化学製品から、合成洗剤、化粧品、農薬、医薬品といった身近な製品に至るまで広く利用されています。便利で豊かな現代社会は、このような化学物質に支えられているといっても過言ではありません。

一方で、化学物質の中には、ダイオキシン類のように、製造や使用、廃棄の過程で人の健康や生態系に悪影響を及ぼすなど、環境汚染をもたらすものがあります。

現在、国内で流通している化学物質は数万種とも言われ、更に毎年膨大な数の化学物質が生成されており、問題が明らかになるたび、物質ごとに規制を行う対応だけでは難しい面があります。

従来の規制的手法に加え、包括的、計画的対応が求められている中で、化学物質の新たな管理の仕組みとして、PRTR制度が平成13(2001)年度から導入されています。

(1) PRTR制度

[化学物質排出把握管理促進法]

ア PRTRとは

PRTR(Pollutant Release and Transfer Register)とは、事業所から環境への化学物質の排出量及び廃棄物としての移動量を事業者が届出し、国がその結果を集計・公表する制度です。

この制度は、有害な化学物質を一つ一つ規制していく方法とは異なり、情報公開によって事業者自身による管理を促し削減を図るもので、事業者からの排出量等の届出は、平成14(2002)年度(13(2001)年度排出分)から開始されました。

イ 集計結果の概要

令和6(2024)年度は、5(2023)年度中の排出量・移動量について届出が行われました。

(ア) 県内の届出排出量・移動量等の概況

本県の届出排出量は、前年度と比べ約20.9%増加し、届出移動量は約1.7%増加しました。(なお、有価売却される化学物質は、PRTRにおける「移動量」の対象とはなりません。)

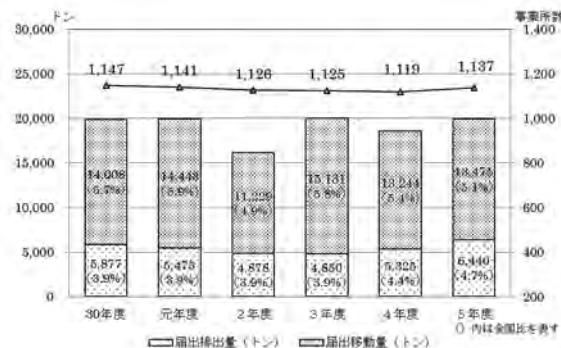
排出量・移動量の概況

以下、この項では、特に記載がない限り、県内の
令和5年度排出分の数値を記載しています。

区分	数値	全国順位	対全国比
届出事業所数	1,137	9位	3.5%
届出排出量	6,440トン	5位	4.7%
届出移動量	13,475トン	7位	5.1%
届出外排出量	6,748トン	9位	3.3%

※「届出外排出量」とは、従業員数や取扱量の要件を充たさない事業者、対象業種外の事業者、家庭及び移動体(自動車、航空機等)など、届出を要しないもののからの排出量を国が推計したもので
す。

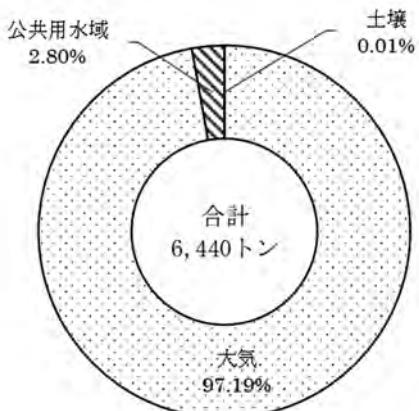
届出排出量・移動量の経年変化



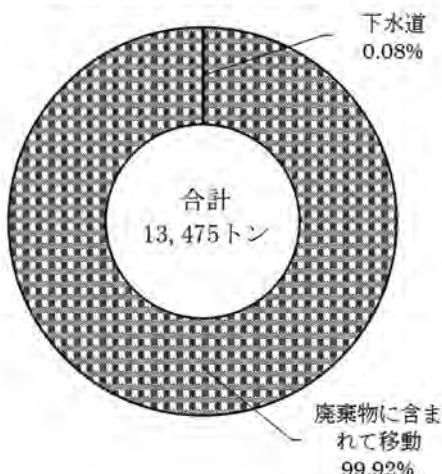
(1) 県内の届出量の排出・移動先

届出排出量の排出先を見ると、大気と公共用水域でほぼ全てを占めています。届出移動量については、ほとんどが廃棄物としての移動となっています。

届出排出量の排出先割合



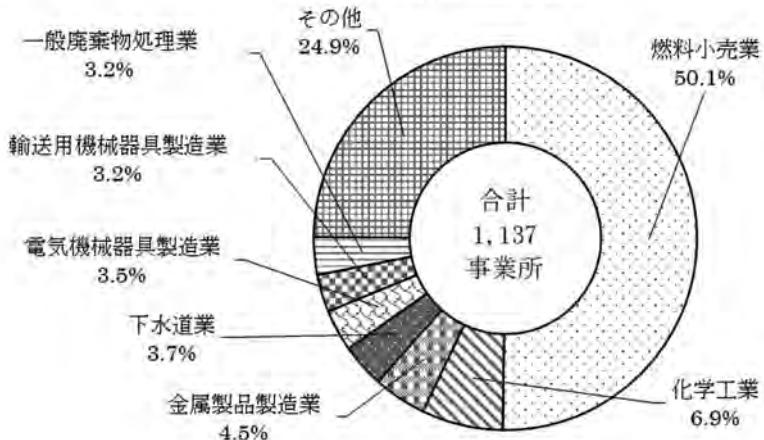
届出移動量の移動先割合



(ウ) 県内の届出における業種別内訳

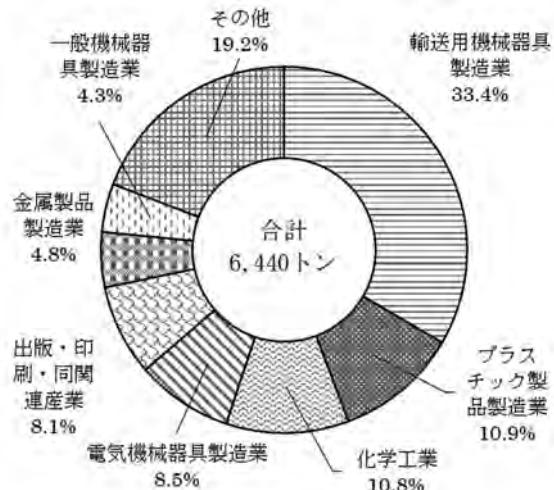
届出状況を業種別に見ると、届出事業所数では、燃料小売業が半数を占めています。

届出事業所数の業種別内訳



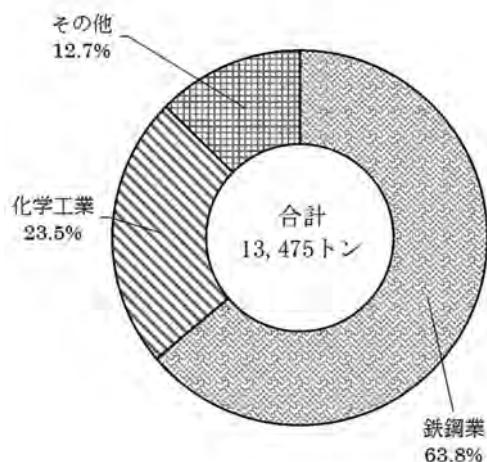
届出排出量では、輸送用機械器具製造業が約3割を占めるほかは、業種により分散しています。

届出排出量の業種別内訳



届出移動量では、鉄鋼業が約6割を占め、化学工業を合わせた上位2業種で全体の約9割を占めています。

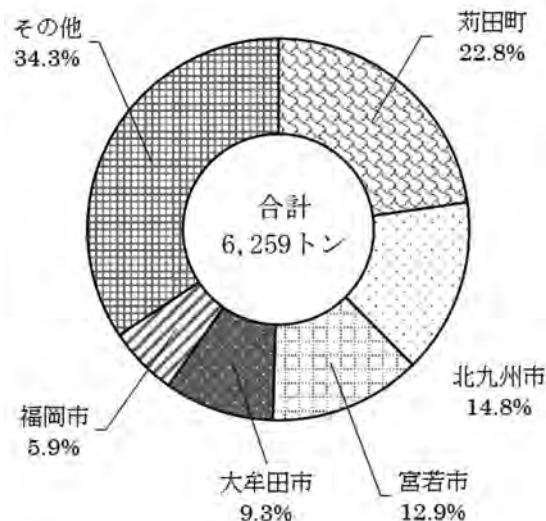
届出移動量の業種別内訳



(I) 県内の届出における市町村別内訳

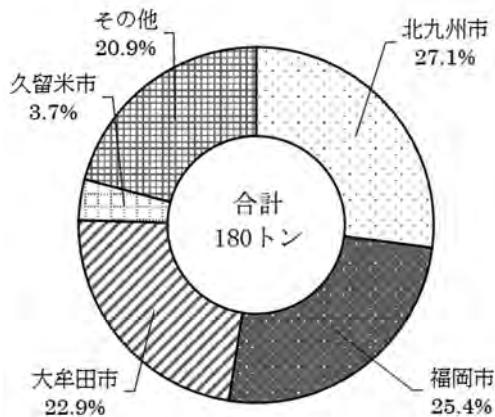
届出状況を市町村別に見ると、大気への排出量では、苅田町、北九州市、宮若市など製造業が盛んな市町が上位を占めています。

大気への排出量の市町村別内訳



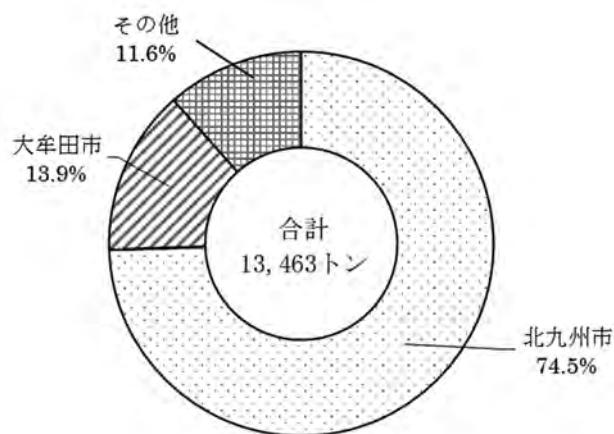
公共用水域への排出量では、化学工業、下水道業や産業廃棄物処分業などが立地する北九州市、福岡市、大牟田市及び久留米市の上位 4 市で全体の約 8 割を占めています。

公共用水域への排出量の市町村別内訳



廃棄物としての移動量では、鉄鋼業や化学工業などが盛んな北九州市及び大牟田市の上位 2 市で全体の約 9 割を占めています。

廃棄物としての移動量の市町村別内訳

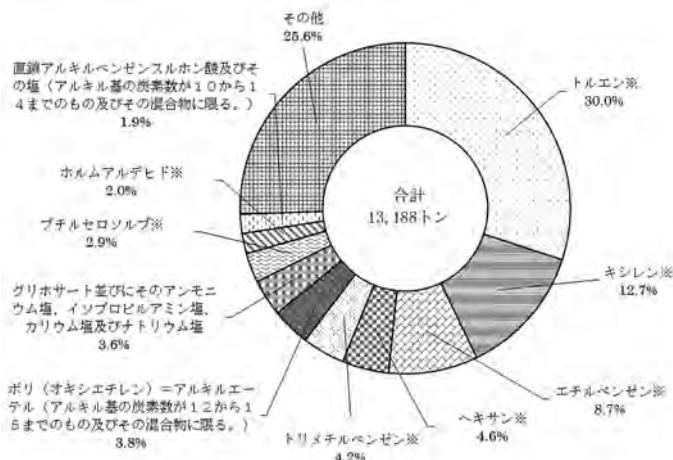


(オ) 県内で環境中への排出量の多い物質

届出排出量(集計値)と届出外排出量(推計値)を加えた排出量全体は、13,188 トンです。

このうち、排出量が多い上位 10 物質の合計は、9,817 トンで排出量全体の 7 割以上を占めています。

排出量の物質別内訳



凡例: ※・・・揮発性有機化合物 (VOC)
(注)「その他」にも VOC が一部含まれます。

ウ PRTR制度の活用による今後の化学物質対策

PRTR制度により、事業者は、様々な箇所からの環境への排出量を把握し、行政に届け出ることになります。

この制度を単なる届出制度で終わらせるのではなく、事業者が化学物質の自主的な管理の改善を進め、化学物質のリスクに対しての危機管理意識を持ち、環境への無駄な排出を抑制できるよう、更なる啓発に努めていきます。

- (2) 有害物質使用・貯蔵事業場情報の集約と共有
災害や事故に備え、有害物質等を使用・貯蔵する事業場等に関する情報の把握や、関係機関との情報の共有を行います。

2 ダイオキシン類の現況と対策

【環境保全課、廃棄物対策課】

【ダイオキシン類対策特別措置法】

ダイオキシン類は、ごみの焼却による燃焼過程の他、金属の精錬過程や紙などの塩素漂白過程など、様々なところで発生します。そのため、環境中には広く存在していますが、その量は極めてわずかです。

ダイオキシン類は、「人工物質として最も強い

毒性を持つ物質である」と言われていますが、これは日常生活の中で摂取する量の数十万倍の量を摂取した場合の急性毒性のことで、私たちが日常生活の中で摂取する量により急性毒性が生じるようなことは考えられません。

ダイオキシン類については、平成12(2000)年に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく措置等により、我が国におけるダイオキシン類の排出量は大幅に減少しています。

ダイオキシン類とは

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾーフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)を総称してダイオキシン類といいます。

ダイオキシン類は、無色無臭の固体でほとんど水に溶けませんが、脂肪などには溶けやすい性質を持っています。

また、ダイオキシン類は、酸、アルカリをはじめとする他の化学物質とは容易に反応しない安定した性質を持っていますが、太陽からの紫外線で徐々に分解されると言われています。

なお、ダイオキシン類の毒性の強さは、最も毒性が強い「2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシン」を1としてそれぞれの異性体ごとの係数(毒性等価係数:TEF)により換算した毒性を合計した値(毒性等量:TEQ)で表します。

日本におけるダイオキシン類の事業分野別の推計排出量に関する削減目標量

単位:g-TEQ/年

事業分野	削減目標量	(参考)推計排出量	
		平成9年	令和5年
1 廃棄物処理分野	106	7,205~7,658	60
(1)一般廃棄物焼却施設	33	5,000	25
(2)産業廃棄物焼却施設	35	1,505	15
(3)小型廃棄物焼却炉等(法規制対象)	22	700~1,153	10
(4)小型廃棄物焼却炉(法規制対象外)	16		9.0
2 産業分野	70	470	41
(1)製鋼用電気炉	31.1	229	13.9
(2)鉄鋼業焼結施設	15.2	135	10.1
(3)亜鉛回収施設	3.2	47.4	1.2
(4)アルミニウム合金製造施設	10.9	31.0	10.6
(5)その他の施設	9.8	27.3	5.6
3 その他	0.2	1.2	0.0
合計	176	7,676~8,129	101

【資料:「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」(平成24年8月、環境省)及び「ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー)について」(令和7年3月、環境省)】

(1) ダイオキシン類に係る環境調査

環境中におけるダイオキシン類濃度の実態を把握するため、国、県、北九州市、福岡市などが、大気、水質、底質、土壌などの概況調査を実施しています。

令和6年度ダイオキシン類概況調査実施状況
(地点数)

実施機関	媒体名	大気	公共用水域		地下水	土壌
			水質	底質		
国等	環境省	1	0	0	0	0
	国土交通省	0	5	4	0	0
県		4	6	6	2	4
政中 令核 市市	北九州市	4	21	5	1	5
	福岡市	7	14	14	1	1
	久留米市	2	3	3	9	2
その他市町村		3	10	0	7	6
計		21	59	32	20	18

ア 大気環境

8市の21地点において調査を実施した結果、全ての調査地点で環境基準に適合していました。

大気環境調査結果（令和6年度）

単位:pg-TEQ/m³

調査区分	調査地点数	測定範囲	環境基準
一般環境	15	0.0043～0.073	0.6
発生源周辺	6	0.0036～0.028	

イ 公用用水域の水質

海域12地点、河川45地点及び湖沼2地点において調査を実施した結果、全ての調査地点で環境基準に適合していました。

公用用水域の水質調査結果（令和6年度）

単位:pg-TEQ/L

調査区分	調査地点数	測定範囲	環境基準
海域	12	0.039～0.73	1
河川	45	0.014～0.50	
湖沼	2	0.011～0.039	

ウ 公用用水域の底質

海域7地点、河川24地点及び湖沼1地点において調査を実施した結果、全ての調査地点で環境基準に適合していました。

公用用水域の底質調査結果（令和6年度）

単位:pg-TEQ/g

調査区分	調査地点数	測定範囲	環境基準
海域	7	0.75～24	150
河川	24	0.30～12	
湖沼	1	6.7	

工 地下水環境

8市の20地点において調査を実施した結果、環境基準に適合していました。

なお、久留米市では、この調査とは別に、汚染が判明した地区において継続監視調査を実施しており、その結果を基に対策の検討がなされています。

地下水環境調査結果（令和6年度）

単位:pg-TEQ/L

調査地点数	測定範囲	環境基準
20	0.0000072～0.24	1

オ 土壤環境

7市1町の18地点において調査を実施した結果、全ての調査地点で環境基準に適合していました。

土壤環境調査結果（令和6年度）

単位:pg-TEQ/g

調査区分	調査地点数	測定範囲	環境基準
一般環境	16	0～1.3	1000
発生源周辺	2	0.010～48	

注:土壤については、環境基準のほか、必要な調査を実施する目安として調査指標が設定されている。(調査指標:250pg-TEQ/g)

(2) 発生源対策

ア 特定施設設置者による測定状況

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、排出ガス・排出水についてダイオキシン類による汚染状況の測定を実施して、県等に報告することとされています。

また、廃棄物焼却炉である特定施設の排出ガス・排出水の測定を行う場合は、ばいじん及び焼却灰その他燃え殻についても測定を実施して、県等に報告することとされています。

令和 6(2024)年度に報告された排出ガス測定結果について、北九州の1施設にて排出基準を超過しましたが、北九州市が改善対策の実施を指導した結果、現在は排出基準に適合しています。

事業者による測定結果【排出ガス】(令和6年度)

特定施設の種類		対象 施設数	報告 施設数	排出基準 超過 施設数
廃棄物 焼却炉	福岡県	161	68	0
	北九州市	35	30	1
	福岡市	16	16	0
	久留米市	13	12	0
その他	福岡県	24	22	0
	北九州市	9	9	0
	福岡市	0	0	0
	久留米市	5	5	0
計		263	162	1

事業者による測定結果【排出水】(令和6年度)

	対象 事業場数	報告 事業場数	排出基準超過 事業場数
福岡県	6	6	0
北九州市	19	5	0
福岡市	3	3	0
久留米市	0	0	0
計	28	14	0

事業者による測定結果【燃え殻等】(令和6年度)

区分		対象 施設数	報告 施設数	処分基準 該当施設数
燃え殻	福岡県	161	54	0
	北九州市	26	23	0
	福岡市	13	13	0
	久留米市	13	12	0
	計	213	102	0
ばいじん	福岡県	161	55	0
	北九州市	25	23	0
	福岡市	13	13	0
	久留米市	13	12	0
	計	212	103	0

燃え殻等の処分を行う場合には、当該燃え殻等に含まれるダイオキシン類の量が 3ng-TEQ/g 以内となるように処理することが義務付けられています。そのため、各事業者に対し、燃え殻等の適正な処分の徹底を指導しています。

なお、未測定事業者に対しては、自主測定の実施を強く指導しています。

イ 行政による立入測定状況

ダイオキシン類対策特別措置法の適正な施行を確保するため、県、政令市及び中核市において特定施設設置事業者に対して立入測定を実施しています。

令和 6(2024)年度は、大気基準適用の9施設及び水質基準適用の 2 事業場に立入測定を行ったところ、大気基準適用の1施設で排出基準を超過しましたが、本県が改善対策の実施指導を行った結果、現在は排出基準に適合しています。

行政による立入測定結果(令和6年度)

区分		検査数	排出基準 超過施設数
大気基準 適用施設	福岡県	4	1
	北九州市	4	0
	福岡市	0	0
	久留米市	1	0
水質基準 適用事業場	福岡県	1	0
	北九州市	1	0
	福岡市	0	0
	久留米市	0	0
計		11	1

(3) ごみ焼却施設からの削減対策の推進

ごみ焼却施設から発生するダイオキシン類の削減は重要な課題です。

このため、排ガスのダイオキシン類濃度に関する維持管理基準が設定され、既存施設に対する基準値が大幅に強化されました。県内の各市町村等が設置する焼却施設については、施設の新設・改造等を行ったことにより、全ての施設において基準を達成しています。

3 農薬流通の動向と安全対策

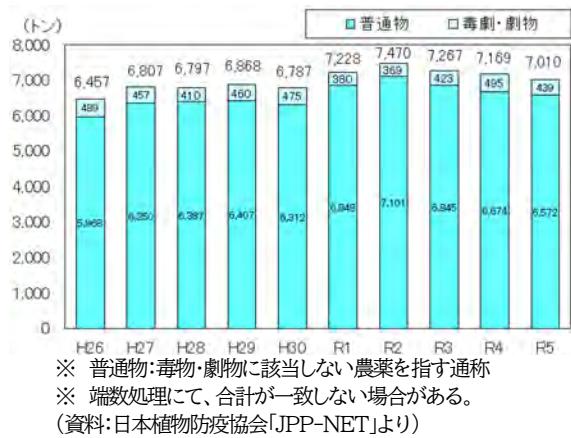
【食の安全・地産地消課】

(1) 農薬流通の動向

令和5(2023)農薬年度(4(2022)年 10 月～5(2023)年 9 月)の県内の農薬流通量は、7,010トンで前年度に比べ 158トン減少しています。

毒性別内訳では、普通物全体は 1.5%減少し、毒物及び劇物指定農薬は 11.3%減少しています。

農薬の流通量



(2) 農薬の安全使用対策

ア 農薬の登録制度と使用規制

農薬は、環境や人畜への安全性を確保するため、農薬取締法に基づいた登録が義務付けられています。さらに、水環境を汚染するおそれがあるものについては、水質汚濁性農薬に指定され、その使用が特に厳しく規制されています。

農薬使用者においても、同法の規定により農薬ごとに定められている使用基準を遵守し、適正に使用することが責務となっています。

イ 農薬安全使用の推進

農薬による環境及び人畜魚介類への危害防止を図るため、県や市町村では農薬安全使用の周知徹底に努めています。

本県では、農薬使用者や農薬販売者等を対象に、立入検査や農薬安全使用講習会などを実施し、農薬の安全使用の啓発活動に取り組んでいます。

また、農薬の使用量が多いゴルフ場において、農薬使用状況の調査、現地指導を実施し、農薬による被害の防止、周辺環境の保全に取り組んでいます。

市町村、農業協同組合等で構成する地域農薬安全使用対策協議会は、地域ごとに農薬の

安全使用の啓発活動に取り組んでいます。さらに、必要に応じて、各協議会から養蜂家へ農薬散布の情報を提供し、みつばちに対する農薬被害を低減させるよう取り組んでいます。

また、本県では、効率的な農薬使用による環境負荷の低減を進めるため、農作物の病害虫の発生状況を的確に把握し、防除適期などの情報を関係機関等に提供するとともに、農薬だけに頼らない防除技術の開発・普及に取り組んでいます。

第6節 その他の生活環境の保全

〔騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、公害防止等生活環境の保全に関する条例〕

騒音・振動・悪臭といった私たちの生活に大変身近な環境問題については、地方自治体が担う役割は大きなものとなっています。また、放射線・放射能については、県内各地の放射線量を常時測定するとともに、定期的に水道水等の放射能を測定しています。学校に及ぼす公害については、国の補助により、校舎の改築などによる対策を行っています。

1 騒音・振動・悪臭対策

【環境保全課】

〔騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、公害防止等生活環境の保全に関する条例〕

騒音や振動は私たちの生活に大変身近なものであり、地方自治体が担う役割は大きなものとなっています。

騒音規制法及び振動規制法では、工場等への特定施設の設置や建設現場での特定作業の実施について市町村長へ届け出るよう定めています。

また、近年では、都市化の進展やドライフスタイルの変化もあり、規制の対象とならない家庭生活から発生する騒音に対する苦情も増加しています。

(1) 騒音・振動の現況

騒音規制法及び振動規制法では、特定の施設を設置している工場や事業場(特定工場等)、特定の作業を行う建設工事(特定建設作業)、自動車交通から発生する騒音及び振動を主な規制対象としています。

また、騒音規制法の規制対象外施設ではあるものの規制することが望ましい施設については、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例及び北九州市公害防止条例により規制しています。

ア 特定工場等の騒音・振動

騒音規制法に基づく届出数については、前年度と比較すると、特定施設数は約1.3%増加、特定工場等数は約1.2%増加となっています。

振動規制法に基づく届出数については、前

年度と比較すると、特定施設数は約0.9%増加、特定工場等数は約0.2%増加となっています。

また、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例及び北九州市公害防止条例に基づく届出数については、前年度と比較すると、特定施設数は約3.2%減少、特定工場等数は約4.7%減少しています。

騒音規制法及び公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく特定施設の設置状況

(令和7年3月31日現在)

施設の種類	特 定 施 設 数			
	法による届出	条例による届出 県条例	市条例 (北九州市)	計(前年度)
1 金属加工機械	6,963	234	15	7,212 (7,075)
2 空気圧縮機等	31,286		1,403	32,689 (32,245)
3 土石用破碎機等	1,572		16	1,588 (1,570)
4 織機	3,168		0	3,168 (3,163)
5 建設用資材製造機械	207		0	207 (207)
6 製粉用製粉機	236		0	236 (236)
7 木材加工機械	2,202		201	2,403 (2,386)
8 抄紙機	17		0	17 (17)
9 印刷機械	1,875		0	1,875 (1,879)
10 合成樹脂用射出成形機	1,394		0	1,394 (1,422)
11 鋳型造型機	134		0	134 (134)
12 クーリングタワー		219	70	289 (298)
13 ドラム缶洗浄機		0		0 (0)
14 ロータリーキルン		13	0	13 (13)
15 重油バーナー		245	0	245 (262)
16 電気炉		2	0	2 (2)
計	49,054	713	1,705	51,472 (50,909)
工場・事業場数	6,438	373	754	7,565 (7,542)

振動規制法に基づく特定施設の設置状況

(令和7年3月31日現在)

施設の種類	施設数 (前年度)
1 金属加工機械	4,218 (4,211)
2 圧縮機	5,966 (5,860)
3 破碎機等	972 (954)
4 織機	2,672 (2,672)
5 コンクリートブロックマシン等	120 (120)
6 木材加工機械	200 (200)
7 印刷機械	973 (961)
8 ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	297 (297)
9 合成樹脂用射出成形機	1,244 (1,237)
10 鋳型造型機	161 (161)
計	16,823 (16,673)
工場・事業場数	3,040 (3,034)

イ 特定建設作業に伴う騒音・振動

騒音規制法に基づく届出数については、前年度と比較すると約8.5%増加しています。

また、振動規制法に基づく届出数については、前年度と比較すると約4.7%増加しています。

騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況

(令和6年度)

作業の種類	届出件数(前年度)
1 くい打機等を使用する作業	346 (300)
2 びょう打機等を使用する作業	2 (0)
3 さく岩機を使用する作業	2,229 (2,041)
4 空気圧縮機を使用する作業	175 (172)
5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	7 (4)
6 バックホウを使用する作業	111 (125)
7 トラクターショベルを使用する作業	1 (1)
8 ブルドーザーを使用する作業	5 (7)
計	2,876 (2,650)

振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況

(令和6年度)

作業の種類	届出件数(前年度)
1 くい打機等を使用する作業	334 (306)
2 鋼球を使用して破壊する作業	1 (0)
3 舗装盤破碎機を使用する作業	5 (6)
4 ブレーカーを使用する作業	1,026 (993)
計	1,366 (1,305)

ウ 自動車騒音・道路交通振動

本県における自動車保有台数は、令和6(2024)年度末で約332万台であり、ここ10年間で約4.7%増加しています。

交通量の増加等により、特に交通量の多い幹線道路周辺地域において、自動車交通に起因する騒音・振動等の問題が生じています。

自動車騒音については、「道路に面する地域」の騒音実態を把握するため、県及び市が調査を行っています。

令和6(2024)年度に県及び市が調査を実施した県内50市町1,474路線(過年度実施分を含む)における環境基準の達成率は、次表のとおりとなっています。

環境基準達成状況(自動車騒音)

達成率(%)の区分	路線数
90以上～100	1,248
80以上～90未満	90
70以上～80未満	62
60以上～70未満	26
50以上～60未満	23
40以上～50未満	5
30以上～40未満	5
20以上～30未満	2
10以上～20未満	2
0以上～10未満	8
近隣に住居なし	3
計	1,474

工 新幹線鉄道騒音・振動

山陽新幹線は、本県では北九州市から福岡市まで4市2町を通過し、その全長距離は約80kmとなっています。小倉・博多間では季節列車等を含めて1日平均約171本の列車が運行されています。

令和6(2024)年度に県、北九州市及び福岡市が実施した山陽新幹線14測線36地点の騒音測定結果で環境基準を達成していたのは16地点でした。この調査は平成8(1996)年度から28年間継続して実施していますが、騒音レベルの全体(算術)平均は、図に表すとおり70デシベル前後で推移しています。

また、騒音測定と併せて行った山陽新幹線14測線20地点の振動測定結果は、いずれの地点においても環境庁長官が運輸大臣に勧告(昭和51(1976)年3月12日)した指針値である70デシベルの範囲内でした。

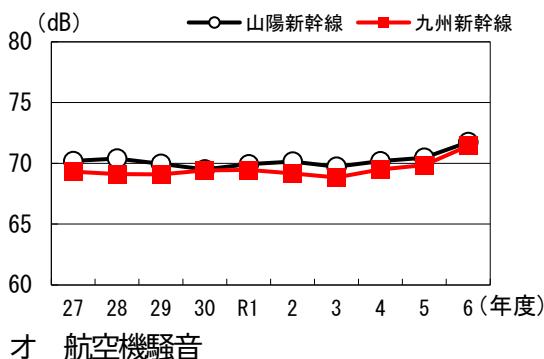
九州新幹線は、本県では博多駅から大牟田市まで6市を通過し、その全長距離は約60kmとなっています。博多・熊本間では1日平均約108本の列車が運行されています。

令和6(2024)年度に県及び福岡市が実施した九州新幹線26測線38地点の騒音測定結果で環境基準を達成していたのは、17地点でした。

また、26測線35地点の振動測定結果は、いずれの地点においても指針値である70デシ

ベルの範囲内でした。

継続測定地点における新幹線鉄道騒音経年変化



航空機騒音

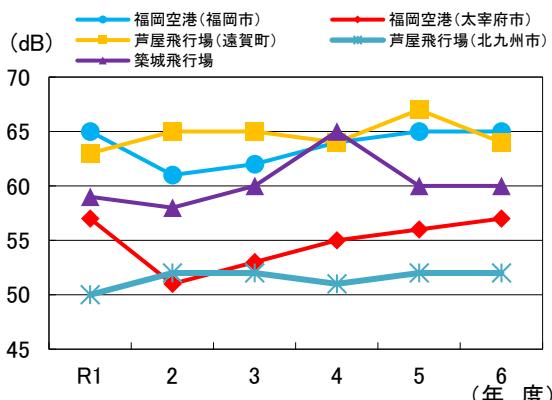
県内には、公共用飛行場として福岡空港及び北九州空港が、航空自衛隊飛行場として芦屋飛行場及び築城飛行場が立地しています。

本県及び北九州市では、航空機騒音の年次推移及び航空機の運用状況を把握するため、県内5か所に航空機騒音測定装置を設置して、常時測定を行っていますが、令和6(2024)年度は福岡空港(福岡市)及び芦屋飛行場(遠賀町)の2地点において環境基準未達成となっています。

航空機騒音測定装置設置場所

対象飛行場	設置場所
福岡空港	福岡市(福岡市下水道局管松第2ポンプ場)
	太宰府市(福岡県保健環境研究所)
芦屋飛行場	遠賀町(島津公民館)
	北九州市(浅川児童館)
築城飛行場	築上町(チアフルついき)

常時測定局における航空機騒音の推移



注 常時監視局の環境基準は、芦屋飛行場(北九州市)が57dB、その他測定地点は62dB

また、令和6(2024)年度に県、北九州市、福岡市及び春日市が実施した短期測定の結果は下表のとおりとなっています。

短期測定局における環境基準達成状況

対象飛行場	測定地点(前年度)	基準達成(前年度)
福岡空港	17 (17)	12 (13)
芦屋飛行場	11 (12)	11 (11)
築城飛行場	8 (8)	4 (5)

なお、県では飛行場の施設管理者に対して測定結果を通知するとともに、環境基準未達成の場合は騒音対策の強化を要請しています。

近隣騒音

近隣騒音と呼ばれるものには、カラオケ等の深夜営業騒音の他、家庭用機器設備(クーラー室外機等)や音響機器(ピアノ、ステレオ等)の音、ペットの鳴き声等のいわゆる生活騒音があります。

近年、都市化の進展やライフスタイルの変化に伴い、生活騒音が問題となっています。この問題は、個人の日常的な生活行動に伴って発生するものであり、お互いに被害者にも加害者にもなり得るという特徴を持ち、近隣関係が大きく影響します。このため、基本的には当事者間で話し合うなど自主的に解決することが望まれます。

(2) 騒音・振動防止対策

ア 騒音に係る環境基準の類型指定

環境基本法第16条の規定に基づき、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として「騒音に係る環境基準」が定められています。

環境基準に係る騒音評価は、等価騒音レベル*により行い、環境基準の類型の当てはめは知事(市の区域内の地域については、市長)が行うこととされており、県内の全市町村について類型の当てはめを行っています。

イ 法律等に基づく対策

騒音規制法及び振動規制法では、「知事(市の区域内の地域については、市長)は、騒音・振動を防止することにより生活環境を保全すべき地域を指定し、この指定地域内の特定工場等

及び特定建設作業について、騒音・振動の規制基準を定め規制する」とされていることから、県内の全市町村について地域指定を行うとともに、規制基準を定めています。

また、自動車交通騒音・振動については、国が定めた一定限度を超える騒音・振動により道路周辺の生活環境が著しく損なわれる場合は、「市町村長は、公安委員会等に対して対策を要請できる」とされています。

このほか、騒音については、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例により規制を行っています。

ウ 特定工場等の騒音・振動対策

騒音規制法では圧延機械等 27 施設、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例では高速切断機等 11 施設を、また、振動規制法では液圧プレス等 15 施設を特定施設として定め、これらの施設を設置する特定工場等を規制対象としています。

市町村長は、特定施設設置届等があった段階から、特定工場等から発生する騒音・振動が規制基準に適合するよう行政指導を行い、規制基準に適合せず周辺の生活環境が損なわれる場合には、計画変更勧告や改善勧告、更に改善命令の措置を行うことができるとされています。

工場の騒音・振動防止には、低騒音・低振動型の機器を採用する等の発生源対策や防音・防振対策を進めていくことが重要であり、住宅と工場の混在が著しい地域においては工場団地を整備する等、土地利用面からの解決も望されます。

エ 建設作業に伴う騒音・振動対策

騒音規制法ではくい打ち機等を使用する作業等の 8 作業を、また、振動規制法ではくい打ち機等を使用する作業等の 4 作業を特定建設作業として定め、規制対象としています。

市町村長は、特定建設作業に伴い発生する騒音・振動が規制基準に適合せず周辺の生活環境が著しく損なわれる場合には、改善勧告及

び改善命令の措置を行うことができるとされています。

建設作業の騒音・振動防止には、作業方法の改良、低騒音・低振動型の建設機械の使用が有効です。

オ 自動車騒音・振動対策

自動車騒音は、自動車本体から発生する騒音に、交通量、速度、道路構造等の各種要因が複雑に絡み合っており、交通量の多い幹線道路沿いで問題になっています。

また、道路周辺の振動は、自動車重量、走行条件、路面の平坦性、舗装状態、路床条件等の道路構造等が発生要因となっています。

したがって、抜本的な問題解決のためには、自動車本体から発生する騒音の規制、構造の改善、走行状態の改善、交通量の抑制、道路構造の改善及び沿道対策等の諸施策を総合的に推進していく必要があります。

なお、県及び市の調査結果において、環境基準の達成率が低い路線の道路管理者に対しては、騒音対策の強化を要請しています。

カ 新幹線鉄道騒音・振動対策

新幹線鉄道の騒音については「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」(昭和 50(1975)年環境庁告示)及び「新幹線鉄道騒音対策要綱」(51(1976)年閣議了解)に基づき、振動については「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(51(1976)年運輸大臣宛環境庁長官通知)に基づき、環境基準の達成に向け、種々対策を講じています。

特に、山陽新幹線沿線においては、関係行政機関及び関係事業者が連携して、騒音レベルを 75 デシベル以下とするための「75 デシベル対策」を推進しており、これまでに沿線における居住等の密集状況に応じた対策を第 1 次から第 5 次まで順次実施しています。

また、九州新幹線については、平成 13(2001)年度に船小屋・新八代間の本県に係る区間において、18(2006)年度に博多(那珂川)・船小屋間において、環境基準の地域類型

※等価騒音レベル：変動騒音の表し方の一種で、ある時間範囲について、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したもの。単位はデシベル[dB]。

の当てはめを行いました。

なお、騒音・振動調査の結果、環境基準を超えていた地点については、鉄道管理者に騒音対策の強化を要請しています。

キ 航空機騒音対策

【環境保全課、空港政策課、空港事業課、防災企画課】

航空機騒音については「航空機騒音に係る環境基準」(昭和 48(1973)年環境庁告示)に基づき、県において 58(1983)年に福岡空港、60(1985)年に築城飛行場及び芦屋飛行場について、環境基準の地域類型の当てはめを行いました。

北九州空港は、周防灘沖合 3km に位置する 24 時間利用可能な海上空港であり、航空機騒音による生活環境への影響は低く抑えられていることから、環境基準の地域類型の当てはめを行っていませんが、関係機関との連携を図りながら、実態把握に努めていくこととしています。

福岡空港では、離着陸時の騒音を軽減させるため、急上昇方式※、ディレイド・フラップ進入方式※及び低フラップ角着陸方式※という運航方式が実施されており、また、低騒音型機が導入されています。

また、福岡空港は、「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく特定飛行場及び周辺整備空港に指定されており、空港周辺整備機構(昭和 60(1985)年設立)が国の委託を受けて、住宅防音工事の助成、建物の移転補償及び緩衝緑地帯の整備等を行い、固有事業として再開発事業及び代替地造成事業等を行っています。このほか国において、学校、病院等の防音工事や共同利用施設整備の助成等が行われています。福岡空港におけるこれらの環境対策事業は、滑走路増設事業の完了から 4 年後に空港運営の民間委託先である福岡国際空港株式会社に引き継がれる予定とされています。

築城飛行場及び芦屋飛行場については、「防

衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、国において、学校、病院、住宅等の防音工事の助成、建物等の移転補償、土地の買い入れ、緑地帯の整備、テレビ受信料に対する助成等の各種施策が実施されています。なお、住宅防音工事の助成区域は $L_{den} 62$ デシベル以上の区域(第 1 種区域)であり、築城飛行場については平成 4(1992)年に区域が拡大され、また、芦屋飛行場については配備機種の変更に伴い、16(2004)年に北九州市の一部が区域に追加指定されました。

(3) 悪臭の現況

悪臭防止法は、工場・事業場※から発生する不快な臭いによって、生活環境が損なわれることを防ぐためのもので、従来は、悪臭の原因となる特定物質の濃度を規制することで対応してきました。

近年は、身近な飲食店等のサービス業に対する苦情が増加傾向にあり、従来の物質濃度規制による対応が難しくなってきているため、県では、人の嗅覚によって臭いの強さを測定する「臭気指数」による規制の導入を推進しています。

悪臭防止法では、特定施設の届出義務が規定されておらず、規制地域内において事業活動を行う全ての工場その他の事業場が規制対象とされており、小規模の飲食店や畜産施設も規制対象とされています。

一般には芳香といわれるコーヒーの焙煎臭やパン焼きの臭い等も、周辺状況や臭いの強さによっては悪臭となり得るため、すべての事業者が悪臭発生源になり得るということを自覚し、臭気対策に配慮することが大切です。

(4) 悪臭防止対策

悪臭防止法に基づき、知事は町村の区域について、市長は市の区域内の地域について、規制地域を指定し、規制基準を設定しています。

従来は、アンモニアや硫化水素など、不快な臭いの原因となる 22 種類の特定悪臭物質について、物質ごとに濃度基準を定め規制する

※急上昇方式：離陸時に住宅からの距離の増大を図るために、高度 1,500m 前後まで急上昇を続ける方式。

※ディレイド・フラップ進入方式：フラップ下げ操作をなるべく遅くすることにより、機体の抵抗を減少させ、エンジンの必要推力を小さくすることで騒音を軽減する進入方式。

※低フラップ角着陸方式：浅いフラップのまま着陸することにより、機体の空気抵抗の減少に見合うエンジン出力が減少される方式

※家庭や田畠等は工場・事業場に含まれていません。

物質濃度規制が行われてきましたが、県では物質濃度規制に代えて臭気指数規制(人が感じる臭いの強さを基準とする規制)の導入を推進しています。

臭気指数は、人の嗅覚によって臭気を測定するため、複数の臭いが入り混じった複合臭や未規制物質への対応が可能であること、特定悪臭物質濃度測定方法より分析費が安価であること等の長所があります。

令和7(2025)年10月現在、14市17町が臭気指数規制を導入しており、臭気指数規制の更なる導入を推進していきます。

また、悪臭は、他法令の規制対象施設から発生すること多く、自治体間及び関係機関との連携が重要であるため、本県では、工場・事業場等に指導を行う市町村を対象とした研修会を毎年開催するとともに、技術的な助言等を行っています。

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制内容

(令和7年10月1日現在)

規制方法	市町村名	規制内容
臭気指数規制 ^{※1}	飯塚市、筑後市、行橋市、豊前市、中間市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、大刀洗町、広川町、大任町	全域臭気指数12 ^{※2} で規制
	朝倉市、苅田町	A区域及びB区域に分けて規制 (A区域は臭気指数12、B区域は臭気指数15 ^{※3})
臭気指数規制及び物質濃度規制	八女市	旧八女市(旧上陽町を含む)、旧立花町の区域は、全域臭気指数12で規制 旧黒木町、旧星野村、旧矢部村は全域A区域として物質ごとに規制
物質濃度規制	直方市、水巻町	A区域とB区域に分けて物質ごとに規制
	上記以外27市町村	全域A区域として物質ごとに規制

※1 臭気指数規制は、人の嗅覚により「におい」の強さを測定し評価する方法により規制を行うものです。

この測定方法は「嗅覚測定法」と呼ばれ、測定したい「におい」を希釈していく、「においを感じなくなった時点の希釈倍数(臭気濃度)の対数を10倍した数値(臭気指数)」で、においの強さを表します。 臭気指数=10×log[臭気濃度]

※2 臭気指数12は、「何のにおいであるかが分かる弱いにおい」を表します。

※3 臭気指数15は、「楽に感知できるにおい」を表します。

(注) 市の区域については、各市において規制地域・規制内容を定めています。

(5) 福岡 そうおん・しんどう・あくしゅう マップ

騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく規制区域図(県内60市町村分)は、これまで県や市町村の窓口に出向いて紙の地図を確認する必要がありました。本県では、GISを活用したデジタル化を行い、令和7(2025)年3月から「福岡 そうおん・しんどう・悪臭 マップ」としてWEB上で公開しており、利便性が大幅に向上しました。(詳細は第2章第1節に掲載)

福岡 そうおん・しんどう・あくしゅう マップ

<https://soushinmap.pref.fukuoka.lg.jp>

/pref-fukuoka/Portal



2 環境放射線

【環境保全課】

県内の各地域における放射線量を測定するため、地域ごとに固定型の放射線測定器(モニタリングポスト)を設置し、県内9か所で常時測定を行っています。また、県保健環境研究所(太宰府市)において、ゲルマニウム半導体検出器と呼ばれる放射能の検出装置を使用し、水道水や大気中から降下してくる雨やちり等に含まれる放射能を測定しています。これらの測定データは、平成24(2012)年9月に開設した「ふくおか放射線・放射能情報サイト」(URL:<https://houshasen.pref.fukuoka.lg.jp>)で公表しています。

ふくおか放射線・放射能情報サイト
(URL:<https://houshasen.pref.fukuoka.lg.jp>)



また、万が一の事態に備え、本県では国の原子力災害対策指針等に基づき、平成28(2016)年2月に「緊急時モニタリング計画」及び実施要領を策定しており、令和6(2024)年3月にはこれらの改訂を行っています。

本県では、この計画及び要領に基づき、県内23地点に可搬型の放射線測定器(サーベイメータ)を配備するなど、緊急時に直ちに県内全域の放射線量を測定する体制を整備しています。さらにUPZ内(緊急時防護措置を準備す

る区域:原子力発電施設からおおむね30km)の7か所に固定式電子線量計を設置とともに、移動しながら放射線量を測定することができる環境放射線モニタリングカーを導入するなど、監視強化に努めています。

3 花粉症対策

【林業振興課】

スギやヒノキの花粉症は国民の4割が罹患しているとも言われており、社会問題となっています。

花粉症対策の一環として、県内では平成21(2009)年度から少花粉スギ、令和4(2022)年度からは少花粉ヒノキの苗木生産が開始されました。

また、これらの少花粉苗木の植栽に対する支援強化を実施しています。

4 地盤沈下

【農村森林整備課、環境保全課、 水資源対策課】

(1) 地盤沈下の現況

本県及び佐賀県にまたがる筑後・佐賀平野には、有明粘土層と呼ばれる沖積層(沖積粘土層)*が分布していますが、含水比が高く極めて軟弱であるため、地下水位の低下による地盤沈下が生じやすいと言われています。

筑後平野の地盤沈下は、昭和45(1970)年に実施された国土地理院の1級水準測量で沈下の兆候が認められ、さらに、48(1973)年~49(1974)年の測量で年間最大約5cmの沈下が認められました。

地盤沈下は、筑後平野南部の柳川市、みやま市等の地域で、主として農用地において発生し、地元農家に被害が生じていました。このため、昭和50年代後半から九州農政局などにより原因究明調査が実施されましたが、地盤沈下の原因が特定されるまでには至っていません。

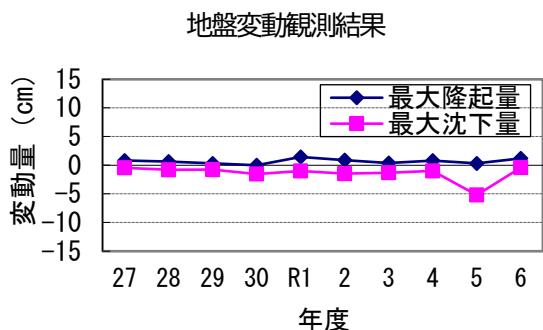
地盤沈下の実態を把握するためには、広範囲にわたる地盤沈下量の観測を実施する必要があるため、本県では、5市1町(大牟田市、柳

*沖積層:最後の氷期の最低温期(約2万年前)以後に台地を刻む谷を埋めて堆積した、軟らかで水を含んだ粘土・泥炭のこと。
(出典:広辞苑第6版)

川市、筑後市、大川市、みやま市、大木町)に水準測量観測点を設置し、昭和60(1985)年から地盤沈下の観測を行っています。

本県で観測された沈下量は、過去最大値で11.8cm/年(昭和62(1987)年2月)、累計沈下量は、最大値で88.4cm(60(1985)年3月～令和7(2025)年2月)に達していますが、近年は一部で隆起傾向が見られる地域もあります。

令和6(2024)年度は、104点の観測を実施しました。6(2024)年2月～7(2025)年2月の単年度の最大沈下量は約0.4cm、最大隆起量は1.2cmでした。



(2) 地盤沈下対策

筑後平野における地盤沈下の防止と地下水の適正な保全を図り、同地区の実情に応じた総合的な対策を推進するため、国や県などにより、地盤沈下の観測、地下水位や地下水採取量の調査のほか、地盤沈下対策に関連した事業として、地盤沈下に起因して排水不良となった農地等では湛水防除事業[※]が実施されています。

また、国は平成3(1991)年3月、「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱推進協議会」(事務局:国土交通省水管理・国土保全局)を設置し、地盤沈下防止等のための情報交換を実施しています。

本県では、平成13(2001)年3月に、「福岡県筑後平野南部地区地盤沈下対策構想」を策定するとともに、府内に「福岡県筑後平野南部地区地盤沈下・海底陥没対策連絡会」(事務局:農林水産部農村森林整備課)を設置し、対策について協議しています。

[※]湛水防除事業:立地条件の変化によって排水不良となった地域にポンプ等の排水施設を設置し、田畠などの冠水被害を未然に防ぐもの。

5 学校に及ぼす公害の状況と対策

【教育庁教育総務部施設課】

(1) 被害の概況

公害(騒音、大気汚染)の被害・影響を受けている学校は、騒音140校(県下公立学校の12.0%)、大気汚染0校(同0%)です。

学校における公害の被害の状況
(令和7年5月1日現在)

騒音

発生源	学校数
航空機	113(6)
自動車等	25
電(列)車等	2
計	140(6)

大気汚染

発生源	学校数
工場・事業所のばい煙	0
計	0

()内は内数で、県立学校数

(2) 対策

ア 騒音

航空機騒音対策は、国土交通省及び防衛省の騒音防止対策事業として、国の補助により、校舎の改築、騒音防止装置等の整備を行っています。

航空基地等周辺における学校防音改築工事実施状況
(令和7年5月1日現在)

区分	令和6年度までに実施済の学校	今後必要と思われる学校	計
福岡	県立	1	0
	市町村立	35	0
芦屋	県立	2	0
	市町村立	29	5
基地	県立	3	0
	市町村立	38	0
計	県立	6	0
	市町村立	102	5
			107

イ 大気汚染

大気汚染地域における学校の校舎改築及び公害防止工事を国の補助により行っています。

6 畜産経営環境保全の現状と対策

【畜産課】

(1) 畜産経営における環境問題の現況

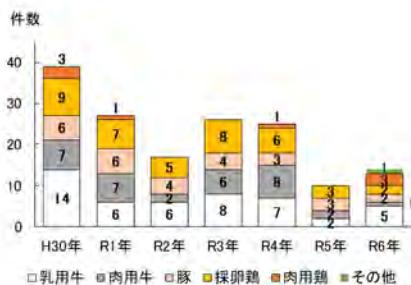
畜産経営においては、飼養規模の拡大や地域における混住化の進行を背景として、家畜排せつ物による悪臭や水質汚濁といった環境問題への関心が高まっていることから、周辺地域と調和した畜産経営の確立が図られています。

本県における令和6(2024)年度の畜産経営に起因する環境問題(苦情)の発生件数は、14件です。

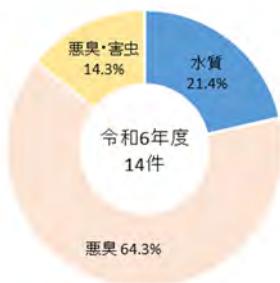
畜種別では、乳用牛5件(35.7%)、肉用鶏3件(21.4%)、豚2件(14.3%)、採卵鶏2件(14.3%)、肉用牛1件(7.1%)、その他1件(7.1%)となっています。戸数に対する畜種別の苦情発生割合は、その他が最も高く10.0%、次いで肉用鶏が9.1%となっています。

発生原因別では、悪臭関連が64.3%で最も多く、水質が21.4%、悪臭と害虫が14.3%となっています。

畜産環境問題発生件数の推移



畜産環境問題の発生原因



(2) 畜産経営における環境保全対策

平成11(1999)年11月、家畜排せつ物の野積み、素掘りといった不適切な処理に起因して発生する環境問題に対処するため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行され、関係者が一体となって畜産環境対策に係る施策を推進してきた結果、法律に基づく管理基準は全ての適用対象農家において遵守される状況となっています。

その一方で、畜産経営の大規模化、地域的偏在に起因して、生産したい肥を自らの経営内で、あるいは地域内や広域流通により有効利用することが新たな課題となっています。

また、平成17(2005)年3月に公表された「環境と調和のとれた農業生産活動規範」において、環境と調和した農業生産活動を実行するための基本的ポイントが示され、家畜排せつ物の利活用の推進に努めることとなっています。

このような状況の中で、本県では「福岡県資源循環型畜産確立基本方針」及び「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」(以下「県計画」という。)を策定し、家畜排せつ物の適切な処理と利用を促進し、畜産経営による環境問題発生の防止、地域社会と調和した畜産経営の確立及びたい肥の流通促進と有効利用を図るため、次のような対策を講じています。

ア 指導体制の整備

県及び畜産関係団体による畜産経営技術指導推進委員会(畜産経営環境保全部会)を県及び農林事務所段階において開催するとともに、巡回指導、実態調査を行い、環境保全に関する啓発、畜産経営に起因する環境問題の発生防止及び地域からの苦情等への適切な対応を実施しています。

イ 家畜排せつ物処理施設の整備

悪臭・害虫等の環境問題の発生を防止するとともに、家畜排せつ物を農作物の生産に欠かせない良質たい肥として利用する地域資源の循環利用体制を構築するため、県計画に基づき、国や県の補助事業や制度資金等を活用し

た家畜排せつ物処理施設機械の整備を推進しています。

ウ 環境問題防止対策の推進

畜産環境問題の発生防止のため、適正な飼養管理及び家畜排せつ物処理に関する技術指導を行うとともに、適正な飼養規模の遵守等推進を図っています。

第8章 国際環境協力の推進

第8章では、国際環境協力の推進のための取組について記載しています。

本県に蓄積された環境技術やノウハウを活用し、アジア諸地域の環境問題を解決し、環境と調和した持続可能な発展に貢献することを目指し、様々な施策を行っています。

◆目指す姿

- アジア諸地域と構築した人的ネットワークや県内に蓄積された環境技術・ノウハウ等を活用し、アジアの環境問題の改善、持続可能な社会の構築を促進する社会。
- NPOや事業者等の民間における国際環境協力が活性化している社会。

◆指標

指標項目	計画策定期	目標	進捗
本県が行う 国際環境協力の案件数	累計 14 件 令和 2(2020)年度	累計 27 件 令和 8(2026)年度	累計 23 件 令和 6(2024)年度
本県が行う 国際環境協力に係る 研修への参加者数	累計 231 人 令和 2(2020)年度	累計 315 人 令和 8(2026)年度	累計 512 人(※) 令和 6(2024)年度

※ オンライン研修の参加者266人を含む。

(令和2(2020)年度～4(2022)年度は、新型コロナウィルス感染症の影響等により、オンラインで研修を実施。)

第1節 環境技術・ノウハウを活用した国際環境協力の推進

本県に蓄積された環境技術やノウハウを活用し、アジア諸地域の環境課題を解決し、環境と調和した持続可能な発展に貢献することを目指しています。

1 アジア諸地域との環境協力

【環境政策課】

アジア諸地域の環境問題の解決に貢献するため、本県に蓄積された環境技術やノウハウを活用し、同地域への環境協力を推進しています。

(1) 国際環境人材育成事業

アジア諸地域から環境施策の中核を担う行政官を本県に招き、環境技術や政策等に関する研修を実施しています。平成18(2006)年度から開始し、令和6(2024)年度までに246人の研修員を受け入れました。本研修の実施により、同地域における環境問題の解決に貢献するとともに、環境分野における人的ネットワークの構築を目指しています。

令和6(2024)年度は、各地域の実状に応じ、一般廃棄物や大気汚染対策をテーマとする「アセアン・インド向けコース」と、廃棄物の処理・循環利用をテーマとする「中国向けコース」を実施しました。研修では講義のほか、県内の環境施設等の視察や意見交換を行い、研修生の理解がより深まるよう工夫しています。

アセアン・インド向けコース 研修の様子



(2) 国際環境協力事業

ベトナム・ハノイ市及びフエ市(旧フエ省)、中国・江蘇省、タイ・中央政府及びバンコク都、インド・デリー準州における環境改善に貢献するため、国際環境人材育成事業を通して構築した人的ネットワークを活用して、環境協力を実施しています。

ア ベトナム・ハノイ市

ベトナム・ハノイ市に対しては、環境に配慮した廃棄物埋立場である福岡方式廃棄物最終処分場をハノイ市に初めて導入するため、JICA草の根技術協力事業※を活用して本県専門家を派遣し、処分場の整備に係る技術支援を行ってきました。平成27(2015)年度にハノイ市・スアンソンに福岡方式廃棄物最終処分場が竣工し、令和2(2020)年度、同処分場の埋立終了に伴い、同協力事業は終了しました。

現在は、環境省の「脱炭素社会実現のための都市間連携事業」を活用し、ハノイ市の環境改善と脱炭素化を促進するため、県内企業と連携し、本県の環境技術の情報提供やワークショップを実施しています。

現地調査の様子



※JICA草の根技術協力事業…開発途上国の住民を対象として、その地域の経済及び社会の開発または復興に協力することを目的として自己の利益に関わりなく行う国際協力活動で、国際協力の意思のある日本の団体が提案する活動を独立行政法人国際協力機構(JICA)が提案団体に業務委託して、JICAと団体の協力関係のもとに実施する共同事業。

イ ベトナム・フエ市(旧 フエ省)

ベトナム・フエ市(旧 フエ省)に対しては、ハノイ市と同様に、JICA草の根技術協力事業を活用し、福岡方式廃棄物最終処分場の整備や維持管理に係る技術支援を行っています。

ウ 中国・江蘇省

中国・江蘇省に対しては、平成 26(2014)年度から令和元(2019)年度まで、環境省の「中国大気環境改善のための都市間連携事業」を活用して、受入研修やモデル事業等、江蘇省の大気環境の改善に向けた取組を実施しました。

現在は、年に数回のオンライン会議を実施するなど、協力関係を継続しています。

エ タイ・バンコク都

タイ・バンコク都に対しては、平成24(2012)年2月の環境協力協定締結後、当時、バンコク都が重要課題としていた環境教育に関する支援を行いました。本県の環境教育副読本を参考にした、バンコク都版環境教育副読本の作成に協力し、28(2016)年度に都内の小学校において、この副読本を使用した環境教育授業が開始されました。

現在は、バンコク都では観光客の増加や都市の発展に伴ってごみの量が増え、その減量化が課題になっています。そのため、令和 6(2024)年度から、再資源化の仕組みづくりにつながる技術指導や都が行う住民への意識啓発の支援を実施しています。(詳細は第1部第2章に記載)

オ タイ・中央政府

タイ・中央政府に対しては、タイ国内における福岡方式廃棄物最終処分場の導入・普及展開を目指して技術支援を行ってきました。

JICA 草の根技術協力事業を活用して処分場整備を支援し、平成27(2015)年度、ナコンラチャシマ県シーキウ市において福岡方式廃棄物最終処分場が竣工しました。29(2017)年度

から再びJICA草の根技術協力事業を活用し、福岡方式の普及展開支援や住民向けの3R啓発支援、シーキウ市処分場の維持管理指導などの技術支援を令和5(2023)年度まで行いました。

カ インド・デリー準州

インド・デリー準州に対しては、平成 29(2017)年度、福岡県・デリー準州友好提携 10周年記念事業として、大気環境セミナーを開催しました。令和元(2019)年度は、大気汚染改善に係る協力事業構築に向けた基礎調査を実施し、事業開始に向けて 6 年度まで協議を続けました。

(3) 日韓海峡沿岸県市道環境技術交流事業

平成4(1992)年度に開催された「日韓海峡沿岸県市道交流知事会議」の合意に基づき、九州北部3県(福岡県、佐賀県、長崎県)及び山口県(12(2000)年度から参加)の日本側 4 県と韓国南岸 1 市 3 道(釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道)で環境技術交流事業を行っています。

令和3(2021)年度からは、「環境政策・研究事例発表会」を実施しています。

会議の様子



(4) 福岡方式廃棄物最終処分場の紹介・解説動画の作成

令和4(2022)年度、福岡方式廃棄物最終処分場の構造や処分場内での水・空気の動きなどを英語・タイ語・ベトナム語・日本語で分かりやすく解説する動画を作成しました。引き続きこの動画を活用し、福岡方式の技術を発信していきます。

福岡方式廃棄物最終処分場の紹介・解説動画



YouTube チャンネル
『FUKUOKA GREENTECH Channel』



第2節 民間及び国連機関と連携した国際環境協力の促進

本県には、蓄積された環境技術やノウハウがあり、環境に関わる先端技術や産業の集積があります。本県では、これらの環境関連産業のアジアへのビジネス展開を支援し、アジアにおける環境問題の解決に貢献することを目指しています。

1 県内環境関連企業の海外展開に対する支援

(1)環境技術の情報発信

【環境政策課】

令和2(2020)年度に作成した「福岡県環境関連企業技術ガイドブック」をもとに、本県に拠点を構える企業が有する環境技術について、国内外への情報発信を行っています。

本ガイドブックは、日本語、英語、中国語、タイ語及びベトナム語の5つの言語に対応しており、以下の二次元コードからダウンロードすることができます。

福岡県環境関連企業技術ガイドブック



(2) グリーンアジア国際戦略総合特区

【商工政策課】

【総合特別区域法】

本県の先進的な環境技術を活かして、環境を軸とした産業の国際競争力を強化するため、グリーンイノベーションの新たな創造をさらに推し進め、アジアの活力を取り込み、アジアから世界に向けて展開する「グリーンアジア国際戦略総合特区」を推進します。(詳細は第2章第1節に記載)

(3) グローバルコネクト福岡

【スタートアップ推進課】

ア 設置目的

県内中小企業の今後の発展のために、これまでのアジアに加え、米国、欧州などの「新たな市場の開拓」や、様々な規制や通関手続きなど「海外展開に向けたノウハウ不足」への対応が必要です。このため、本県では、令和7(2025)年5月に「グローバルコネクト福岡」を開設し、スタートアップや県内中小企業の海外展開を支援しています。

イ 支援内容

中小企業の「新たな市場の開拓」に対応するため、アジアや米国、欧州への海外展開を支援するアドバイザーを配置し、個別相談に対応するとともに、海外のバイヤーを招へいした商談会を開催します。

また、「海外展開に向けたノウハウ不足」に対応するため、法規制や商品分野、市場別のマーケティング戦略を学ぶ「海外展開セミナー」や、中小企業の貿易事務や市場調査を担う輸出支援事業者とのマッチングイベントを開催します。

2 国連ハビタット福岡本部との連携

【国際政策課】

国連ハビタットは、開発途上国における住居や道路などの整備の支援、安全な水の供給や廃棄物の処理など、人々の居住環境に関する様々な分野で活動を行っています。

国連ハビタット福岡本部は、平成9(1997)年に設立され、九州唯一の国連機関としてアクロス福岡(所在地:福岡市)に事務所を設置し、イランから太平洋諸国に至る42か国を管轄し

ています。本県は、福岡市、地元経済界とともに、国連ハビタット福岡本部の活動を支援しています。

国連ハビタット福岡本部は、アジア太平洋地域において、アフガニスタンにおける住民参加型の都市開発支援計画をはじめ、令和 6 (2024)年 12 月末時点で 90 の事業を実施しています。プロジェクト総予算は、約 335 億円です。国連ハビタット福岡本部の下、アジア太平洋地域に約 300 名の職員が働いています。

国連ハビタット福岡本部は、県内の自治体や環境関連企業が有する優れた環境技術やノウハウを、アジアの都市に紹介し、普及する活動も行っています。本県は、国連ハビタット福岡本部の活動支援を通じて、アジア太平洋地域の居住環境改善に貢献しています。



